

## 津市公報

第 415 号  
令和5年4月5日

### 目 次

#### 津市条例

督促手数料の廃止及び延滞金の算定等の見直しのための関係条例の整備に関する条例

津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の一部を改正する条例

津市住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市議会の個人情報の保護に関する条例

#### 津市規則

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

津市中勢グリーンパーク有料公園施設の管理に関する規則

津市公契約条例施行規則の一部を改正する規則

津市延長保育等の実施に関する規則の一部を改正する規則

津市会計規則の一部を改正する規則

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市生活保護法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市個人情報の保護に関する法律等施行規則

津市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則及び消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

督促手数料の廃止及び延滞金の算定等の見直しのための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

津市職員の定年退職者等の暫定再任用に関する規則

給与条例附則第18項、第20項又は第21項の規定による給料に関する規則

津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う喚起規則の整備に関する規則

津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

#### 津市訓令

津市支所及び出張所庶務規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市自治体DX推進会議設置規程の一部を改正する訓令  
津市職員任免事務取扱規程及び津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令

## 津市告示

公示送達  
認可地縁団体の告示事項の変更  
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定  
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定  
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の指定  
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止  
国民健康保険被保険者証の無効告示  
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の認定に関する告示  
都市の低炭素化の促進に関する法律に係る低炭素建築物新築等計画の認定に関する告示

## 公示送達

地籍調査の実施  
認可地縁団体の告示事項の変更  
財政公表  
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の廃止

市道路線の認定  
市道路線の区域決定  
市道路線の区域変更  
市道路線の供用開始

認可地縁団体の告示事項の変更

## 公示送達

公示送達  
障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定  
特定子ども・子育て支援施設等の確認  
議決を経た予算等の公表  
認可地縁団体の告示事項の変更  
認可地縁団体の告示事項の変更  
個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額  
令和5年度固定資産課税台帳登録  
認可地縁団体の告示事項の変更  
認可地縁団体の告示事項の変更  
認可地縁団体の告示事項の変更

## 津市公告

開発行為に係る工事の完了  
浄化槽処理促進区域の変更  
開発行為に係る工事の完了  
令和5年度津市安濃交流会館管理等業務委託に係る一般競争入札の執行  
津市共同浴場（さくらゆ）運営業務委託契約に係る一般競争入札の執行  
負傷動物の収容

都市公園の区域変更  
経営管理権集積計画の総覧  
都市公園の設置及び供用開始  
建築基準法第86条の2第1項の規定による認定  
開発行為に係る工事の完了  
予防接種の実施  
いくくしみの杜霊柩自動車運行業務委託に係る条件付一般競争入札の執行  
津市農業振興地域整備計画の変更案の総覧

## 津市上下水道事業管理規程

津市水道事業給水条例施行規程等の一部を改正する規程  
津市公共下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程の一部を改正する規程

## 津市上下水道事業告示

公共下水道の供用及び下水の処理の開始

## 津市上下水道事業公告

津市公共下水道事業に係る負担区

## 津市消防本部訓令

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令

## 津市議会規程

津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

## 津市教育委員会規則

津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

## 津市選挙管理委員会告示

津市榎原財産区議会議員選挙の選挙期日  
津市榎原財産区議会議員選挙における投票所  
津市榎原財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間  
津市榎原財産区議会議員選挙における開票の事務と選挙会事務の合同  
津市榎原財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時  
津市榎原財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任  
津市榎原財産区議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任  
津市榎原財産区議会議員選挙における期日前投票所の決定  
津市榎原財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任  
津市榎原財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額  
津市波瀬財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間  
榎原財産区議会議員選挙における当選人

選挙人名簿からの抹消者
選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数
三重県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所
津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における候補者届等の書類提出場所
津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日
津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所
津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における不在者投票用紙等の交付場所
津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における不在者投票の時間
津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時
津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時
津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における投票所の開閉時間
三重県議会議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
三重県議会議員選挙における期日前投票所の決定
三重県議会議員選挙における期日前投票所の開閉時間
三重県議会議員選挙における投票所の決定
三重県議会議員選挙における開票の場所及び日時
三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時
三重県議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
津市公平委員会規則
津市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

\* 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

督促手数料の廃止及び延滞金の算定等の見直しのための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第1号

督促手数料の廃止及び延滞金の算定等の見直しのための関係条例の整備に関する条例

(津市市税条例の一部改正)

第1条 津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「その督促手数料、延滞金」を「その延滞金」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

(津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例の一部改正)

第2条 津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例（平成18年津市条例第74号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市税外収入金に対する督促等に関する条例

第1条中「並びにその手数料」を削る。

第3条第1項中「市長」の次に「又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）」を加え、同条第2項中「10日以内」を「10日を経過した日」に改める。

第4条を削る。

第5条第2項中「100円未満の」を「1,000円未満の」に、「金額が100円未満」を「全額が2,000円未満」に、「金額を」を「全額を」に改め、同条第3項中「10円未満の」を「100円未満の」に、「金額が10円未満」を「全額が1,000円未満」に、「金額を」を「全額を」に

改め、同条第4項中「市長」を「市長等」に改め、「第1項の」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

5 第1項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(津市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

(津市介護保険条例の一部改正)

第4条 津市介護保険条例（平成18年津市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(津市長谷山ハイツ汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 津市長谷山ハイツ汚水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第16条中「津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例」を「津市税外収入金に対する督促等に関する条例」に、「規定を適用し」を「定めるところにより」に、「及び督促手数料を徴収することができる」を「を徴

収するものとする」に改める。

(津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第6条 津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「及び督促手数料」を削り、同条第3項を削る。

(津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第7条 津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例（平成18年津市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第30条を次のように改める。

(延滞金)

第30条 法第110条第3項の規定による督促を受けた者が、その督促状において指定した納付の期限（以下「納期限」という。）までにその督促に係る納付すべき清算金の額（以下「督促額」という。）を納付しない場合においては、同条第4項の規定により納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該督促額に年10.75パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年5.375パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収するものとする。

2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、督促額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第30条第1項（第31条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年5.375パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年5.375パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年10.75パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年5.375パ

セントの割合を加算した割合とし、年 5. 375 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 5. 375 パーセントの割合を超える場合には、年 5. 375 パーセントの割合）とする。

（津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 8 条 津市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年津市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

#### 第 6 条 削除

（津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例の一部改正）

第 9 条 津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例（平成 21 年津市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の見出し中「及び督促手数料」を削り、同条第 3 項を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（督促手数料に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納期限の到来した歳入に関する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例及び津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第 2 条の規定による改正後の津市税外収入金に対する督促等に関する条例第 4 条及び附則第 3 項並びに第 7 条の規定による改正後の津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例第 30 条（同条例第 31 条において準用する場合を含む。）及び附則第 4 項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第2号

津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の一部を改正する条例  
津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例（令和2年津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策事業基金条例  
第1条中「をいう。」の次に「及びコロナ禍における物価の高騰」を加え、「津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金」を「津市新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策事業基金」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の規定により積み立てられた基金は、改正後の津市新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策事業基金条例の規定により積み立てられた基金とみなす。

津市住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第3号

津市住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例

津市住宅新築資金等貸付事業基金条例（平成18年津市条例第67号）は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において廃止前の津市住宅新築資金等貸付事業基金条例に基づく基金に属していた現金は、津市一般会計に属するものとする。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第4号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第10 特殊建築物等敷地の許可の項の次に次のように加える。

建築物の延べ面積の特例の認定	1件につき	27,000円
----------------	-------	---------

別表第10 建築物の高さの特例の認定の項の次に次のように加える。

建築物の高さの特例の許可	1件につき	160,000円
--------------	-------	----------

別表第10 建築物の高さの許可の項中「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表日影による建築物の高さの特例の許可の項の次に次のように加える。

高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき	27,000円
-----------------------------------	-------	---------

別表第10 特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の項中「敷地の数が3以上」を「3以上」に改め、同表中

特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例の許可	1件につき	160,000円
高架の工作物内に設ける建築物の高さに	1件につき	27,000円

関する制限の適用除外に係る認定		
-----------------	--	--

を

特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例の許可	1 件につき	1 6 0 , 0 0 0 円
高度地区における建築物の高さの特例の許可	1 件につき	1 6 0 , 0 0 0 円

に改め、同表一団地内に建築される 1 又は 2 以上の建築物の特例の認定の項中「建築される」を「建築等をする」に、「建築物の数が 3 以上」を「3 以上」に改め、同表既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定の項中「建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）」を「建築等をする建築物」に改め、「建築物の数が」を削り、「超える」の次に「建築等をする」を加え、同表広い空地を有する一団地内に建築される 1 又は 2 以上の建築物の特例の許可の項中「建築される」を「建築等をする」に、「建築物の数が 3 以上」を「3 以上」に改め、同表広い空地を有する一定の一団の土地に既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例の許可の項中「建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）」を「建築等をする建築物」に改め、「建築物の数が」を削り、「超える」の次に「建築等をする」を加え、同表一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る」に改め、「建築物の数が」を削り、同表一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の項中「又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等」に、「又は一敷地内許可建築物を除く」を「若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る」に改め、「建築物の数が」を削る。

別表第 1 4 低炭素建築物新築等計画の認定の項イ中

非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	93, 800円
--------	-----------------------	----------

を

共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が1のもの	18, 700円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	35, 300円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	51, 200円
		1棟の総戸数が1以上25以下のもの	73, 600円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	111, 100円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	168, 100円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	239, 500円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	309, 500円
		1棟の総戸数が301以上のもの	352, 100円
		非住宅建築物	93, 800円

に改め、同表低

非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	47,900円	を
--------	-----------------------	---------	---

共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が1のもの	9,800円	に改める。
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	18,600円	
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	23,700円	
		1棟の総戸数が1以上25以下のもの	39,600円	
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	60,400円	
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	92,700円	
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	133,500円	
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	172,100円	
		1棟の総戸数が301以上のもの	176,000円	
		非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	

別表第15建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の項イ中

非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	93,800円
--------	-----------------------	---------

を

一戸建ての住宅		18,700円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1のもの
		18,700円
		総戸数が2以上5以下のもの
		35,300円
		総戸数が6以上10以下のもの
		51,200円
		総戸数が11以上25以下のもの
		73,600円
		総戸数が26以上50以下のもの
		111,100円
		総戸数が51以上100以下のもの
		168,100円
		総戸数が101以上200以下のもの
		239,500円
		総戸数が201以上300以下のもの
		309,500円
		総戸数が301以上のもの
		352,100円
非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	93,800円

に改め、同表建

築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の項イ中

非住宅建築物	床面積の合計が3	47,900円
--------	----------	---------

00 平方メートル 以内のもの		を
--------------------	--	---

共同住宅等	住戸部分	一戸建ての住宅	9, 800 円
		総戸数が 1 のもの	9, 800 円
		総戸数が 2 以上 5 以下のもの	18, 600 円
		総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの	23, 700 円
		総戸数が 11 以上 25 以下のもの	39, 600 円
		総戸数が 26 以上 50 以下のもの	60, 400 円
		総戸数が 51 以上 100 以下のもの	92, 700 円
		総戸数が 101 以 上 200 以下のも の	133, 500 円
		総戸数が 201 以 上 300 以下のも の	172, 100 円
		総戸数が 301 以 上のもの	176, 000 円
非住宅建築物	床面積の合計が 3 00 平方メートル 以内のもの	47, 900 円	

に改める。

## 附 則

この条例中別表第 14 及び別表第 15 の改正規定は公布の日から、別表第 10 の改正規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第5号

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等

のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 6 号

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例  
(平成 26 年津市条例第 22 号) の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第7号

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知とともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組

等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 8 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 18 年津市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中別保第 2 処理分区第 1 負担区の項の次に次のように加える。

中別保第 2 処理分区第 2 負担区	384 円
--------------------	-------

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第9号

津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

津市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成18年津市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「登録者であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条の規定により利用者証明用電子証明書の発行を受けたものに限る。以下「個人番号カード」という。）の交付を受けたものは、個人番号カード」を「登録者は、次に掲げる物」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（同法第3条第1項に規定する個人番号カードをいう。）
- (2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。）

## 附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日から施行する。ただし、

第12条の2に各号を加える改正規定（同条第2号に係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第10号

### 津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第16条の10及び第25条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第30条第1項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が別に定める特別の事由がある者

第30条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該納期限前7日までに当該申請書を提出することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

第31条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附則第10項中「令和5年3月31日」を「令和5年12月31日」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産について適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。

3 改正後の第16条の10及び第25条第3項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料について

は、なお従前の例による。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第11号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成18年津市条例第136号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和5年3月31日」を「令和5年9月30日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第12号

### 津市議会の個人情報の保護に関する条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）

第3章 個人情報ファイル簿（第17条）

第4章 開示、訂正及び利用停止

　　第1節 開示（第18条—第30条）

　　第2節 訂正（第31条—第37条）

　　第3節 利用停止（第38条—第43条）

　　第4節 審査請求（第44条—第46条）

第5章 雜則（第47条—第52条）

第6章 罰則（第53条—第57条）

#### 附則

　　第1章 総則

　　（目的）

第1条 この条例は、津市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

　　（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しく

は電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
  - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮をするものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号）第2条第1項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を

用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又

は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

1 2 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

1 3 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。  
(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

### (個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

### (利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。  
(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保

有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者若しくは消防長、財産区、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならな い

第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること

とを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合

を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するためには、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル簿

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
  - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - (3) 個人情報ファイルの利用目的
  - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
  - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
  - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
  - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

- ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ウ 1年以内に消去することとなる記録情報を記録する個人情報ファイル
- エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

###### (開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開

示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在している

か否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議

長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれ

があると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならぬ。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第30条 開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

- 2 第28条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合にあっては、視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法による交付）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加

又は削除を含む。以下この章において同じ。) を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

#### （訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

#### （保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

#### （訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決

定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違

反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、

その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求に関する審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、津市情報公開・個人情報保

護審査会条例（平成18年津市条例第23号。第3項において「審査会条例」という。）に基づき設置する津市情報公開・個人情報保護審査会（同項及び第50条において「審査会」という。）に諮詢しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮詢した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
  - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 審査会は、審査会条例に規定する所掌事務のほか、第1項の規定による議長の諮詢に応じ、審査会条例に定めるところにより、審査請求に係る調査審議を行い、議長に答申する。  
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第5章 雜則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されている

ものに限る。) のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(制度運用に関する審査会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

2 審査会は、前項の諮問に応じ、調査審議する。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第10号

### 津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

津市都市公園条例施行規則（平成18年津市規則第185号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第12条 条例第20条の2の規定により指定管理者に指定管理都市公園の管理を行わせる場合における当該管理に係る第2条、第6条及び第7条並びに第1号様式、第2号様式、第6号様式及び第7号様式の規定の適用については、第2条中「条例第3条第1項又は第3項」とあるのは「条例第20条の11の規定により読み替えて適用する条例第3条第1項又は第3項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第13条」とあるのは「条例第20条の11の規定により読み替えて適用する条例第13条」と、「使用料の」とあるのは「指定管理者が管理する指定管理都市公園における条例第20条の1の規定により読み替えて適用する条例第3条第1項及び第3項の許可に係る料金（以下「利用料金」という。）」と、「第2条から第4条まで」とあるのは「第12条の規定により読み替えて適用する第2条」と、「都市公園使用料減免申請書」とあるのは「都市公園利用料金減免申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第14条ただし書」とあるのは「条例第20条の11の規定により読み替えて適用する条例第14条ただし書」と、「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「都市公園使用料還付申請書」とあるのは「都市公園利用料金還付申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第1号様式及び第2号様式中「（宛先）津市長」とあるのは「（宛先）津市（名 称）指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「津市長（氏 名）印」とあるのは「津市（名 称）指定管理者印」と、第6号様式中「都市公園使用料減免申請書」とあるのは

「都市公園利用料金減免申請書」と、「(宛先) 津市長」とあるのは「(宛先) 津市(名稱) 指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7号様式中「都市公園使用料還付申請書」とあるのは「都市公園利用料金還付申請書」と、「(宛先) 津市長」とあるのは「(宛先) 津市(名稱) 指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

津市中勢グリーンパーク有料公園施設の管理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第11号

### 津市中勢グリーンパーク有料公園施設の管理に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、津市都市公園条例（平成18年津市条例第197号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、中勢グリーンパーク内にある有料公園施設（条例第6条の2第1項に規定する有料公園施設をいう。以下同じ。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (休業日)

第2条 有料公園施設の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

#### (使用時間)

第3条 有料公園施設を使用することができる時間は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

#### (使用許可の申請)

第4条 条例第6条の2第2項の規定により有料公園施設の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の属する月の3月前の月の初日から当日までの間（以下「申請期間」という。）に、有料公園施設使用許可申請書（第1号様式。以下「許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な事由があると認めるときは、申請期間前においても許可申請書を提出することができる。

- 2 前項の規定により提出する許可申請書の提出部数は、2通とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、ドッグラン及び芝そりゲレンデの使用許可を受けようとする者は、口頭により使用の許可を申請することができる。

#### (使用許可)

第5条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請により使用を許可したときは、許可申請書1通を許可書に代えて交付するものとする。

2 指定管理者は、前条第3項の規定による申請により使用を許可したときは、有料公園施設回数券（第2号様式）、有料公園施設月間券（第3号様式）又は別に定める利用証（以下「回数券等」という。）を許可書に代えて交付するものとする。

3 前2項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際、常に第1項の許可書又は回数券等を所持し、職員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用許可の変更）

第6条 使用者は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に前条第1項の許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならぬ。

（使用許可の取消し）

第7条 使用者は、使用許可の取消しを受けようとするときは、有料公園施設使用許可取消届（第4号様式）に第5条第1項の許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の減免申請）

第8条 条例第20条の11において読み替えて適用する条例第13条の規定により有料公園施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の減免を受けようとする者は、有料公園施設利用料金減免申請書（第5号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付申請）

第9条 条例第20条の11において読み替えて適用する条例第14条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、有料公園施設利用料金還付申請書（第6号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（入場の制限）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 感染症の疾病のある者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす恐れのある物品を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（原状回復の義務）

第11条 使用者その他有料公園施設を利用する者（以下「使用者等」という。）は、有料公園施設の使用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。

ない。

(遵守事項)

第12条 使用者等は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 許可なくして指定された場所以外の場所に自動車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (3) ごみその他の汚物を捨てないこと。
- (4) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (5) 他人に危害及び迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (6) その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第13条 使用者等は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第14条 指定管理者は、有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、有料公園施設の管理及び運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 有料公園施設の使用に係る手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

名称	使用時間
バーベキュー場	午前8時30分から午後5時30分（6月1日から9月30日までの期間にあっては、午後7時）まで
ドッグラン 芝そりグレンデ	午前8時30分から午後5時30分まで

第1号様式（第4条関係）

有料公園施設使用許可申請書

年　月　日

（宛先）津市中勢グリーンパーク指定管理者

（〒　　）

住　所

申請者　団体名

氏　名（代表者）印

電　話

次のとおり有料公園施設を使用したいので申請します。

使用する有料公園施設						
使　用　目　的						
使　用　日　時	年	月	日	時	分から	時間
年	月	日	時	分まで		
設　備　の　概　要						
その他の必要事項						

※ 申請者（法人にあっては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

上記の申請に対し次のとおり許可します。

利　用　料　金						
許　可　条　件						

年　月　日

津市中勢グリーンパーク指定管理者 印

第2号様式（第5条関係）

有料公園施設回数券

(表)

No.	No.					
有料公園施設回数券	施設名（名称）					
施設名（名称）	有料公園施設回数券					
有効期間	(市章)					
年 月 日から	有効期間	年 月	日から	年 月		
年 月	日まで					
日まで						
年 月						
日						
_____円						
_____円	指定管理者					

(裏)

<table border="1"> <tr><td>回</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr> <tr><td>印</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>回</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr><td>印</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	回	1	2	3	4	5	6	印							回	7	8	9	10	11	12	印							<table border="1"> <tr><td>回</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr> <tr><td>印</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>回</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr><td>印</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>						回	1	2	3	4	5	6	印							回	7	8	9	10	11	12	印						
	回	1	2	3	4	5	6																																																							
	印																																																													
	回	7	8	9	10	11	12																																																							
	印																																																													
	回	1	2	3	4	5	6																																																							
	印																																																													
	回	7	8	9	10	11	12																																																							
	印																																																													
	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用に当たっては、入場の際係員に本券を提示し、押印をしてもらってください。</li> <li>使用に際しては、本券を常に所持してください。</li> </ul>																																																													
	指定管理者																																																													

第3号様式（第5条関係）

有料公園施設月間券

(表)

No.			No.		
有料公園施設月間券			施設名（名称）		
施設名（名称）			有料公園施設月間券		
有効期間			(市章)		
年 月	有効期間	年 月 日から	年 月		
日から	日まで（ただし、平日のみ）				
年 月					
日まで	・ 本券の発行をもって領収に代えます。				
年 月	_____円				
日					
_____円			指定管理者		

(裏)

		<ul style="list-style-type: none"><li>使用に当たっては、入場の際、係員に本券を提示してください。</li><li>使用に際しては、本券を常に所持してください。</li></ul>	
		指定管理者	

第4号様式（第7条関係）

有料公園施設使用許可取消届

年　月　日

(宛先) 津市中勢グリーンパーク指定管理者

(〒 )

住 所

申請者 団体名

氏 名 (代表者)

電 話

次のとおり使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使 用日時	年　月　日 (　曜) 午前	時	分から	後
	年　月　日 (　曜) 午前	時	分まで	後
取消しに係る施 設				
使用許可年月日 及び許可番号				
取消しを受けよ うとする理由				

第5号様式（第8条関係）

有料公園施設利用料金減免申請書

年　　月　　日

（宛先）津市中勢グリーンパーク指定管理者

（〒　　）

住　所

申請者　団体名

氏　名（代表者）印

電　話

次のとおり利用料金の減免を受けたいので申請します。

使　用　日　時	
施　設　の　名　称	
減免申請の理由	
利　用　料　金	円
減　免　の　金　額	円
備　考	

※ 申請者（法人にあっては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第6号様式（第9条関係）

有料公園施設利用料金還付申請書

年　月　日

(宛先) 津市中勢グリーンパーク指定管理者

(〒 )

住 所

申請者 団体名

氏 名 (代表者) 印

電 話

次のとおり利用料金の還付を受けたいので申請します。

許可の年月日	年　月　日
施設の名称	
還付の対象となる使用日時	年　月　日 (曜) 午前 <input type="checkbox"/> 後 <input type="checkbox"/> 時　分から 年　月　日 (曜) 午前 <input type="checkbox"/> 後 <input type="checkbox"/> 時　分まで
既納の利用料金	円
還付を請求する理由	
納入年月日	年　月　日
※還付金額	円
※還付年月日	
備考	

※1 ※印の欄は、記入の必要はありません。

※2 申請者（法人にあっては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

津市公契約条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第12号

### 津市公契約条例施行規則の一部を改正する規則

津市公契約条例施行規則（平成30年津市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「工事」の次に「又は施設修繕」を加え、同条第2号才を次のように改める。

才 測量業務、調査業務又は設計業務

第3条第2号中力をクとし、才の次に次のように加える。

力 運送業務又は運搬業務（本市の公用車を使用する業務に限る。）

キ 人材派遣業務

第3条に次の1号を加える。

#### (3) 指定管理協定

第4条中「掲げる事項」の次に「（第7号及び第8号に掲げる事項にあっては、次条に規定する労働報酬下限額適用契約に限る。）」を加え、同条第2号中「市長」を「市長等」に改め、同条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 第4条の3に規定する労働者（次号において「対象労働者」という。）に労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと。

(8) 対象労働者（建設工事において現場を管理する者を除く。）の労働時間、労働報酬額等を記載した台帳を市長等が指定する日までに市長等に提出すること。

第4条の次に次の2条を加える。

#### （労働報酬下限額適用契約）

第4条の2 条例第6条の2第1項の特定公契約のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するもの（以下「労働報酬下限額適用契約」という。）とする。

(1) 請負契約 次のいずれかに該当するもの

ア 予定価格が1億5,000万円以上であること。

イ 総合評価落札方式による競争入札において市長が別に定める低入札価格調査を経て締結したものであること。

- (2) 委託契約 予定価格（予定価格が月額の場合にあっては、当該月額に12（履行期間が12月に満たない場合にあっては、当該履行期間の月数）を乗じて得た額）が1,000万円以上であって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号のいずれかに該当するものとして締結する随意契約（同項第8号（再度の入札に付し落札者がないときに限る。）に該当するものとして締結する随意契約を除く。）でないもの
- (3) 指定管理協定 初年度における指定管理料（初年度に係る指定管理協定の有効期間が12月に満たない場合にあっては、当該指定管理料を当該有効期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）が1,000万円以上であって、公募により指定管理者の指定を行ったもの  
(労働報酬下限額対象労働者)

第4条の3 条例第6条の2第1項及び第12条の規則で定める労働者は、労働報酬下限額適用契約に係る労働者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定による最低賃金の減額の特例を受けていないこと。
- (2) 労働報酬下限額適用契約に従事した時間が1月当たり30分以上あること。

第5条第2項及び第6条第2項中「市長」を「市長等」に改める。

第7条第1項中「違反申出」を「条例第9条第2項に規定する違反申出」に改め、同条第2項中「市長」を「市長等」に改める。

第8条第5号中「（昭和34年法律第137号）」を削る。

第2号様式及び第5号様式に次のように加える。

※ 報告者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第6号様式に次のように加える。

※ 申出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条から第4条の3までの規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に

公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

津市延長保育等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第13号

津市延長保育等の実施に関する規則の一部を改正する規則

津市延長保育等の実施に関する規則（平成27年津市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第8号」を「第9号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 出産、家族の介護等により一時的に本市の区域内に滞在する場合

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第14号

#### 津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第22条中「督促状（第17号様式）」を「別に定める督促状」に、「10日以内においてこれを定めるもの」を「起算して10日を経過した日」に改める。

第17号様式を次のように改める。

第17号様式 削除 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第15号

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「等」を削り、同条中「等」を削り、同条後段を削る。

第1号様式（注）に次のように加える。

3 申請者の欄については申請者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を、使用者の欄については使用者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を、施工者（指定工事店）の欄については代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第1号様式中「欄は」を「欄は、」に改める。

第2号様式（甲）（注）を次のように改める。

（注）1 この完了届は、工事を完了した日から7日以内に提出してください。

2 届出者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（甲）中「欄は」を「欄は、」に改める。

第2号様式（乙）中

「※ 次の欄は記入しないでください。」  
を

「（注） 届出者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 次の欄は、記入しないでください。」  
に改める。

第4号様式中

「※ 次の欄は記入しないでください。」

を

「（注）届出者（使用者）（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 次の欄は、記入しないでください。」

に改める。

第5号様式中

「※ 次の欄は記入しないでください。」

を

「（注）届出者の欄については届出者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を、新代理人の欄については新代理人の氏名を、旧代理人の欄については旧代理人の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 次の欄は、記入しないでください。」

に改める。

第6号様式中

「※ 次の欄は記入しないでください。」

を

「（注）届出者の欄については届出者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を、新代表者の欄については新代表者の氏名を、旧代表者の欄については旧代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 次の欄は、記入しないでください。」

に改める。

第7号様式（裏）注意事項に次のように加える。

4 届出者（代表者）（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（甲）及び同様式（乙）中

「※ 次の欄は記入しないでください。」

を

「（注）申請者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 次の欄は、記入しないでください。」

に改める。

第9号様式（甲）及び同様式（乙）中

「※ 次の欄は記入しないでください。」

を

「（注） 申告者（使用者）（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 次の欄は、記入しないでください。」

に改める。

第10号様式（甲）及び同様式（乙）中

「※ 次の欄は記入しないでください。」

を

「（注） 申請者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 次の欄は、記入しないでください。」

に改める。

第12号様式中

「※ 次の欄は記入しないでください。」

を

「（注） 届出者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 次の欄は、記入しないでください。」

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

津市生活保護法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第16号

### 津市生活保護法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市生活保護法施行取扱規則（平成18年津市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第13号様式及び第14号様式に次のように加える。

※ 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第15号様式（裏）中

「※ 偽りの申告をして不正に保護を受けたときは、生活保護法第85条 又は刑法の規定により処罰されることがあります。」<sup>を</sup>

「（注意）

1 偽りの申告をして不正に保護を受けたときは、生活保護法第85条又は刑法の規定により処罰されることがあります。」<sup>に</sup>

2 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」<sup>」</sup>

改める。

第16号様式（裏）※注意に次のように加える。

(3) 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第17号様式中

「住 所 「 住 所  
事業所（雇主）名 を 証明者 事業所（雇主）名 に改め、同様式※記入  
電 話 」 電 話 」

上の注意に次のように加える。

(5) 証明者（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第18号様式中

「※ 続柄欄は、世帯主からみた続柄で、世帯員に対して別世帯の父母、子及び兄弟姉妹等を記入してください。」<sup>を</sup>

「（注意）

- 1 続柄欄は、世帯主からみた続柄で、世帯員に対して別世帯の父  
母、子及び兄弟姉妹等を記入してください。  
に
- 2 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。  
」

改める。

第 19 号様式中

「※ 賃借人（名義人）は、入居者と同じであれば記入の必要はありません。  
」  
を

「（注意）

- 1 賃借人（名義人）は、入居者と同じであれば記入の必要はありません。  
に
- 2 所有者（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、  
押印を省略することができます。  
」

改める。

第 20 号様式を次のように改める。

## 第20号様式（第4条関係）

### 同意書

生活保護法（以下「法」といいます。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」といいます。）の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構、共済組合等（以下「官公署等」といいます。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主若しくはその他の関係人（以下「銀行等」といいます。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

（宛先）津市社会福祉事務所長

年       月       日

住 所 \_\_\_\_\_  
ふりがな  
世 帯 主 \_\_\_\_\_ (印)  
(生年月日 :              年   月   日)  
前 住 所 \_\_\_\_\_

前住所 \_\_\_\_\_

前住所 \_\_\_\_\_

世帯員 \_\_\_\_\_ (印)

(生年月日： 年 月 日)

世帯員 \_\_\_\_\_ (印)

(生年月日： 年 月 日)

世帯員 \_\_\_\_\_ (印)

(生年月日： 年 月 日)

※ 世帯主の欄については世帯主の氏名を、世帯員の欄については世帯員の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第21号様式に次のように加える。

※ 申請者（法人にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第25号様式中

「（注意）この検診書は、津市社会福祉事務所あてに直接送付してください。」  
を

「（注意）

1 この検診書は、津市社会福祉事務所宛てに直接送付してください。  
に

2 担当医師の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。  
」

改める。

第27号様式（別紙）（表）中

「住所」「住所

氏名を届出者氏名に改め、同様式（別紙）（裏）（記入上の注意）  
電話」電話」

意）に次のように加える。

4 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第30号様式中「下記のとおり」の次に「、相違ありませんので」を加え、  
同様式に次のように加える。

4 就労自立給付金振込先

※ 当該給付金については、公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合であっても、下記の事項を記載してください。

金融機関名 \_\_\_\_\_銀行・信用金庫・信用組合

（該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支店名 \_\_\_\_\_支店（ゆうちょ銀行の場合を除く。）

記号 \_\_\_\_\_支店（ゆうちょ銀行の場合のみ記載してください。）

預金種類 普通預金 当座預金

（該当する□にチェックを入れてください。）

口座番号 \_\_\_\_\_

（フリガナ）

口座名義人 \_\_\_\_\_

(注意)

1 支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等を添付してください。

2 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第33号様式中

「6 進学準備給付金振込先（申請者の口座に限ります。）」を

「6 進学準備給付金振込先（申請者の口座に限ります。）」

※ 当該給付金については、公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合であっても、下記の事項を記載してください。」

「ゆうちょ銀行を」「ゆうちょ銀行の場合を」に、「ゆうちょ銀行のみ記載」を「ゆうちょ銀行の場合のみ記載してください。」に、

「※ 上記の支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。」

（注意）

1 支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等を添付してください。」

2 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第36号様式に次のように加える。

※ 申出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第17号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日までに感染した新型コロナウイルス感染症の療養のためにその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の労務に就くことを予定していた日のうち最初の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第18号

### 津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則（平成18年津市規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表備考4中「408,000円」を「488,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表備考4の規定は、この規則の施行の日以後の助産の実施に要した費用について適用し、同日前の助産の実施に要した費用については、なお従前の例による。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第19号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号）の一部を次のように改正する。

第19号様式中

家賃等額	
督促手数料	円
延滞金	円

を

家賃等額	円

に改める。

第19号様式の2中

家賃等額	円
督促手数料	円
延滞金	円

を

家賃等額	円
------	---

に改める。」

(津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第204号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中

家賃等額	円
督促手数料	円
延滞金	円

を

家賃等額	円
------	---

に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに公布する。

令和5年4月1日

津市長 前葉泰幸

## 津市規則第20号

### 津市個人情報の保護に関する法律等施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津市条例第34号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（第1号様式）の集合物とする。

#### (開示請求書等)

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）によるものとする。

2 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、開示請求に係る委任状（第3号様式）によるものとする。

#### (開示決定等に係る通知)

第4条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（第4号様式）
- (2) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の一部を開示

する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（第5号様式）

- (3) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（第6号様式）

（写しの交付及び送付に要する費用）

第5条 条例第4条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 本市の設置する複写機により写しを作成する場合及び本市の設置する印刷機により用紙に出力する場合（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合に限る。）白黒で複写し、又は出力する場合にあっては1枚につき10円、カラーで複写し、又は出力する場合にあっては1枚につき20円（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とする。）

- (2) 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。第10条において同じ。）により複製を作成する場合 当該複製に要する実費

- (3) その他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費

2 前項に定める写しの交付に要する費用は、文書の写しの交付を受ける前に、事務所における開示の実施にあっては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあっては納付書、郵便為替又は現金書留により納付しなければならない。

3 令第28条第4項後段の規則で定める方法は、納付書、郵便為替、現金書留又は郵便切手で納付する方法とする。

（開示決定等の期限の延長に係る通知）

第6条 条例第5条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第7号様式）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例延長に係る通知）

第7条 条例第6条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第8号様式）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第8条 市長は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送

をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（第9号様式）を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第10号様式）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第9条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、自己情報の開示に係る意見照会書（第11号様式）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（第12号様式）によるものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（第13号様式）を提出して行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（第14号様式）によるものとする。

（保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法）

第10条 法第87条第1項の規定により、市長が、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法を定めようとするときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法を定めるようにするものとする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

(2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものを含む。）の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

- ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付
- イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
- ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

(開示の実施方法等の申出)

第11条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第15号様式）によるものとする。

(訂正請求書等)

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第16号様式）によるものとする。

- 2 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。
- 3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、訂正請求に係る委任状（第17号様式）によるものとする。

(訂正決定等に係る通知)

第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（第18号様式）
- (2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第19号様式）

(訂正決定等の期限の延長に係る通知)

第14条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第20号様式）によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例延長に係る通知)

第15条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第21号様式）によるものとする。

(事案の移送に関する手続等)

第16条 市長は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移

送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（第22号様式）を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第23号様式）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第17条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（第24号様式）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第18条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第25号様式）によるものとする。

2 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、利用停止請求に係る委任状（第26号様式）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（第27号様式）
- (2) 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第28号様式）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第20条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第29号様式）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第21条 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る

通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第30号様式）によるものとする。

（審査会への諮問）

第22条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、諮問書（第31号様式）によるものとする。

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（第32号様式）によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 津市個人情報保護条例施行規則（平成18年津市規則第14号）は、廃止する。

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称			
行政機関等の名称			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			
個人情報ファイルの利用目的			
記録項目			
記録範囲			
記録情報の収集方法			
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨			
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地			
行政機関等匿名加工情報の概要			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間			
備考			

第2号様式（第3条関係）

保有個人情報開示請求書

年　月　日

(宛先) 津市長

(〒 )

住所又は居所

請求者 氏名  
電話

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の記録の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）			
請求者の区分等 〔□の中にレ印を付けてください。〕	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人） <input type="checkbox"/> その他の代理人		
本人の状況等 代理人が請求する場合にのみ記入してください。 本人の状況の□の中にレ印を付けてください。	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他の代理人委任者	
	本人の住所 又は居所		
	本人の氏名		
求める開示の実施方法 (本欄の記入は任意です。) 〔□の中にレ印を付けてください。〕	<input type="checkbox"/> 事務所における開示を希望する。 (実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 写しの送付		
備考			

- (注) 1 請求の際には、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼り付けたものの提示又は提出が必要です。
- 2 法定代理人による請求の場合には、1の書類のほか、戸籍謄本その他の当該法定代理人であることを証する書類の提示又は提出が必要です。
- 3 その他の代理人による請求の場合には、1の書類のほか、委任状の提出が必要です。
- 4 備考欄は、記入しないでください。

第3号様式（第3条関係）

開示請求に係る委任状

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

第4号様式（第4条関係）

保有個人情報開示決定通知書

津市指令（記号番号）

年　月　日

（氏　　名）様

津市長　（氏　　名）印

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	(1) 開示の実施の方法等  (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期　間：　月　日から　月　日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。） 時　間： 場　所： (3) 写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用
備　考	

- (注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を担当者に提示してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、本人であることの確認をしますので、備考の欄に記載されている書類を担当者に提示してください。

第5号様式（第4条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

津市指令（記号番号）  
年　月　日

（氏　　名）様

津市長（氏　　名）印

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することに決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	(1) 開示の実施の方法等  (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期　間：　月　日から　月　日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。） 時　間： 場　所： (3) 写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用
備　考	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、津市長に対して審査請求することができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 1　保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を担当者に提示してください。

2　保有個人情報の開示を受ける際には、本人であることの確認をしますので、備考の欄に記載されている書類を担当者に提示してください。

第6号様式（第4条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

津市指令（記号番号）

年　月　日

（氏　　名）様

津市長（氏　　名）印

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報について  
は、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
備考	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

(記号番号)

年月日

(氏名)様

津市長（氏名）印

年月日付けで開示請求のあった保有個人情報については、津市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (開示決定等の期限 年月日)
延長の理由	

第8号様式（第7条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

(記号番号)

年月日

(氏名)様

津市長（氏名）印

年月日付けで開示請求のあった保有個人情報については、津市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定により、次とおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第6条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	( 年月日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。) 年月日
備考	

第9号様式（第8条関係）

保有個人情報開示請求事案移送書

(記号番号)

年月日

(他の行政機関の長等) 様

津市長（氏名）印

年月日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に  
係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定に  
より、次のとおり移送します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示請求者氏名 等	<p>氏名： 住所又は居所： 連絡先：</p> <p>代理人による開示請求の場合</p> <p>本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年月日生 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他の代理人委任者</p> <p>本人の氏名 _____</p> <p>本人の住所又は居所 _____</p>
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"><li>開示請求書</li><li>移送前に行った行為の概要記録</li></ul>
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、そ の旨)

第10号様式（第8条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 団

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に  
係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定  
により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、移送先の行政機関等において行わ  
れます。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 部課室名 : 担当者名 : 所 在 地 : 電話番号 :
備 考	

第11号様式（第9条関係）

自己情報の開示に係る意見照会書

(記号番号)  
年月日

(氏名)様

津市長（氏名）印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年月日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する 情報の内容	
意見書の提出先	部課室名： 連絡先：
意見書の提出期限	年月日
備考	

第12号様式（第9条関係）

意見照会書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する 情報の内容	
意見書の提出先	部課室名： 連絡先：
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

第13号様式（第9条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　　　　　）

住所

氏名

（法人その他の団体にあっては、事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話

年　　月　　日付け（記号番号）で照会のあった保有個人情報  
の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示に関しての 意見	<p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>(1) 支障（不利益）がある部分</p> <p>(2) 支障（不利益）の具体的理由</p>
連絡先	
備考	

第14号様式（第9条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

津市指令（記号番号）

年　月　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

から　　年　月　日　　付けで保有個人情報の開示決定等に関する意見書の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年　月　日
開示を実施する日	年　月　日
備考	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第15号様式（第11条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年　月　日

（宛先） 津市長

（〒）

住所又は居所

請求者 氏名  
電話

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

日付：

文書番号：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	実施方法		
	(1) 閲覧	(① 全部 ② 一部 ( ))	
	(2) 写しの交付	(① 全部 ② 一部 ( ))	
	(3) その他 ( )	(① 全部 ② 一部 ( ))	

※ 写しの交付を選択する場合は、交付を受ける際、写しの作成等に要する費用の納付が必要になります。

3 開示の実施を希望する日

年　月　日　午前　時　分  
　　　　　　午後

4 写しの送付の希望の有無

〔 有　：写しの送付に要する費用の額　円  
　　無　　〕

第16号様式（第12条関係）

保有個人情報訂正請求書

年　月　日

(宛先) 津市長

(〒 )

住所又は居所

請求者 氏 名

電 話

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日		
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日　付： 年　月　日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等		
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)		
請求者の区分 <small>(□の中にレ印を付けてください。)</small>	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 ( <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人) <input type="checkbox"/> その他の代理人		
本人の状況等 <small>代理人が請求する場合にのみ記入してください。 本人の状況の□の中にレ印を付けてください。</small>	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他の代理人委任者	
	本人の住所 又は居所		
	本人の氏名		
備考			

- (注) 1　請求の際には、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼り付けたものの提示又は提出が必要です。
- 2　法定代理人による請求の場合には、1の書類のほか、戸籍謄本その他の当該法定代理人であることを証する書類の提示又は提出が必要です。
- 3　その他の代理人による請求の場合には、1の書類のほか、委任状の提出が必要です。
- 4　備考欄は、記入しないでください。

第17号様式（第12条関係）

訂正請求に係る委任状

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

第18号様式（第13条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

津市指令（記号番号）  
年月日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
備考	

※ 一部を訂正する場合

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、津市長に対して審査請求をることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第19号様式（第13条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

津市指令（記号番号）

年　月　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
備　　考	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第20号様式（第14条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 団

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	日 (訂正決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

第21号様式（第15条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

第22号様式（第16条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送書

(記 号 番 号)

年 月 日

(他の行政機関の長等) 様

津市長 (氏名) 国

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に  
係る事案について、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定に  
より、次のとおり移送します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求者氏名 等	<p>氏 名 :</p> <p>住所又は居所 :</p> <p>連絡先 :</p> <p>代理人による訂正請求の場合</p> <p>本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生 )</p> <p><input type="checkbox"/> 成年被後見人</p> <p><input type="checkbox"/> その他の代理人委任者</p> <p>本人の氏名 _____</p> <p>本人の住所又は居所 _____</p>
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 訂正請求書</li><li>・ 移送前に行った行為の概要記録</li></ul>
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

第23号様式（第16条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

（記号番号）

年月日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年月日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に  
係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定  
により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、移送先の行政機関等において行わ  
れます。

訂正請求に係る保有個人 情報の名称等	
移送をした日	年月日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

第24号様式（第17条関係）

提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書

(記 号 番 号)

年 月 日

(他の行政機関の長等) 様

津市長 (氏 名) 団

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
備 考	

第25号様式（第18条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年　月　日

(宛先) 津市長

(〒)

住所又は居所  
請求者 氏名  
電話

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年　月　日						
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報	開示決定通知書の日付：年　月　日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等						
利用停止請求の趣旨 及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1号該当→ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第2号該当→提供の停止 (理由)						
請求者の区分等 〔□の中にレ印を付けてください。〕	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人） <input type="checkbox"/> その他の代理人						
本人の状況等 〔代理人が請求する場合にのみ記入してください。 本人の状況の□の中にレ印を付けてください。〕	<table border="1"> <tr> <td>本人の状況</td> <td><input type="checkbox"/>未成年者 <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>その他の代理人委任者</td> </tr> <tr> <td>本人の住所 又は居所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人の氏名</td> <td></td> </tr> </table>	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他の代理人委任者	本人の住所 又は居所		本人の氏名	
本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他の代理人委任者						
本人の住所 又は居所							
本人の氏名							
備考							

- (注) 1 請求の際には、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼り付けたものの提示又は提出が必要です。
- 2 法定代理人による請求の場合には、1の書類のほか、戸籍謄本その他の当該法定代理人であることを証する書類の提示又は提出が必要です。
- 3 その他の代理人による請求の場合には、1の書類のほか、委任状の提出が必要です。
- 4 備考欄は、記入しないでください。

第26号様式（第18条関係）

利用停止請求に係る委任状

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

第27号様式（第19条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

津市指令（記号番号）

年　月　日

（氏　　名）様

津市長　（氏　　名）印

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)
備考	

※ 一部の利用停止の場合

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第28号様式（第19条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

津市指令（記号番号）

年　月　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備　　考	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第29号様式（第20条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

第30号様式（第21条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

第31号様式（第22条関係）

諮問書

(記号番号)

年月日

(宛先) 津市情報公開・個人情報保護審査会会长

津市長（氏名）印

次のとおり審査請求がありましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止等	
審査請求の年月日		
審査請求の趣旨		
審査請求に係る 開示決定等、訂 正決定等、利用 停止等決定等又 は開示請求、訂 正請求若しくは 利用停止等請求 に係る不作為	種類	
	審査請求に係る 保有個人情報の 名称等	
事務担当		
備考		

第32号様式（第22条関係）

諮詢通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付け津市長に対する審査請求について、次のとおり津市情報公開・個人情報保護審査会に諮詢したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）	
審 査 請 求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮詢日・諮詢番号	年 月 日 ・ 謒問第 号
備 考	

津市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 21 号

津市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

津市情報公開条例施行規則（平成 18 年津市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 30 条」を「第 31 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市モーター ボート競走事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

津市長 前葉泰幸

## 津市規則第22号

津市モーター ボート競走事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

津市モーター ボート競走事業の財務に関する特例を定める規則（平成29年津市規則第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 物品（第46条—第49条）」を  
「第3章の2 棚卸資産

第1節 通則（第45条の2・第45条の3）

第2節 出納（第45条の4—第45条の13）

第3節 棚卸し（第45条の14—第45条の18）に改める。

第4節 評価（第45条の19）

第4章 棚卸資産以外の物品（第46条—第49条）」

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 棚卸資産

第1節 通則

（棚卸資産の範囲）

第45条の2 棚卸資産とは、消耗品であって棚卸経理を行うものをいう。

2 前項の棚卸資産の細目は、別に定めるところによるものとする。

（棚卸資産の貯蔵）

第45条の3 経営管理課長は、常に競争事業の業務の執行上必要な量の棚卸資産を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

第2節 出納

（購入）

第45条の4 経営管理課長は、予算に定める棚卸資産の購入限度額の範囲内において必要に応じ、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けて、棚卸資産を購入するものとする。

(1) 購入しようとする棚卸資産の品目及び数量

- (2) 購入しようとする理由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) 契約の方法
- (5) その他必要と認められる事項

(検収)

第45条の5 経営管理課長は、棚卸資産の納入又は引渡しの通知を受けたときは、遅滞なくこれを検収しなければならない。

(受入価額)

第45条の6 棚卸資産の受入価額は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 購入又は製作によって取得したものについては、当該購入又は製作に要した価額

- (2) 前号に規定するもの以外の棚卸資産については、適正な見積価額

(受入れ)

第45条の7 経営管理課長は、棚卸資産を受け入れた場合は、振替伝票を発行し、市長の決裁を受けて、貯蔵品受払簿に記帳しなければならない。

(払出価額)

第45条の8 棚卸資産の払出価額は、先入先出法によるものとする。

(払出し)

第45条の9 経営管理課長は、棚卸資産を使用しようとする場合は、振替伝票を発行し、市長の決裁を受けて、貯蔵品受払簿に記帳しなければならない。

(戻入れ)

第45条の10 経営管理課長は、前条の規定により払い出した物品に残品が生じた場合は、これを受け入れるものとする。この場合においては、第45条の7の規定を準用する。

(発生品)

第45条の11 経営管理課長は、第45条の2第1項の消耗品で競走事業の資産として計上されていないものを新たに発見した場合は、これを再使用できるものと、不用となり、又は使用に耐えなくなったものとに区分し、再使用できるものは第45条の6第2号及び第45条の7の規定に準じて受け入れなければならない。

(寄附又は贈与)

第45条の12 経営管理課長は、寄附又は贈与により棚卸資産を受け入れようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受け

なければならない。

- (1) 品名
  - (2) 受け入れようとする事由
  - (3) その他必要と認められる事項
- (不用品の処分)

第45条の13　経営管理課長は、棚卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなった物を不用品として整理し、市長の決裁を受けて、これを売却しなければならない。ただし、買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合その他売却することが不適当と認められる場合については、市長の決裁を受けて、これを廃棄することができる。

2 第45条の9の規定は、前項の場合について準用する。

### 第3節 棚卸し

(帳簿残高の確認)

第45条の14　経営管理課長は、常に貯蔵品受払簿の残高をこれと関係のある他の帳簿と照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。

(実地棚卸し)

第45条の15　経営管理課長は、毎事業年度末に実地棚卸しを行わなければならない。

2 前項に定める場合のほか、経営管理課長は、棚卸資産が天災その他の事由により滅失した場合その他必要と認められる場合は、隨時に実地棚卸しを行わなければならない。

3 経営管理課長は、前2項の規定により実地棚卸しを行った場合は、その結果に基づいて棚卸表を作成しなければならない。

(実地棚卸しの立会い)

第45条の16　経営管理課長は、前条第1項及び第2項の規定により実地棚卸しを行う場合は、棚卸資産の受払に關係のない職員を立ち会わせなければならない。

(棚卸しの結果の報告)

第45条の17　経営管理課長は、実地棚卸しを行った結果を第45条の15第3項の規定により作成する棚卸表を添えて、市長に報告しなければならない。

2 経営管理課長は、実地棚卸しの結果、現品に不足があることを発見した場合は、その原因及び現状を調査し、前項の規定による報告に併せて市長に報

告しなければならない。

(棚卸修正)

第45条の18 経営管理課長は、実地棚卸しの結果、総勘定元帳の残高が棚卸資産の現在高と一致しないときは、棚卸表に基づき、振替伝票を発行して市長の決裁を受けて、これを修正しなければならない。

#### 第4節 評価

第45条の19 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法によるものとする。

「第4章 物品」を「第4章 棚卸資産以外の物品」に改める。

第46条第2項中「前項」を「第45条の2第1項及び前項」に改める。

第47条第1項中「前条各号」を「第45条の2第1項の消耗品のうち棚卸資産勘定から払い出されたもの又は前条第1項各号」に、「同条」を「同項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

津市事務分掌規則及び津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

津市長 前葉泰幸

## 津市規則第23号

### 津市事務分掌規則及び津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

(津市事務分掌規則の一部改正)

第1条 津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号の表中「情報企画課 企画運用担当」を「デジタル改革推進課 情報政策・自治体DX推進担当」に改め、同項第6号の表中「環境共生・地域脱炭素推進担当」を「地域脱炭素推進担当」に改め、同項第7号の表中「子育て推進担当」を「こども・子育て政策担当」に改め、同項第8号の表中「商業振興担当」を「大門・丸之内活性化・商業振興担当」に改め、同項第10号の表中「都市整備・新都心軸担当」を「大門・丸之内まちづくり・新都心軸担当」に改める。

第4条第6項第2号の次に次の1号を加える。

#### (2)の2 自治体DX総括推進員

第5条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前条第6項第2号の2に規定する自治体DX総括推進員の職務は、次のとおりとする。

(1) 部内の自治体DXの推進に係る業務の企画及び立案並びに当該業務に関連する部内外との横断的な調整を行う。

(2) 部内の課等に置かれる自治体DX推進員に係る総括及び調整を行う。

別表第1 総務部の表情報企画課の部中「情報企画課」を「デジタル改革推進課」に改め、同部企画運用担当の項中「企画運用担当」を「情報政策・自治体DX推進担当」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 自治体DXの推進に係る総合調整に関すること。

別表第1総務部の表デジタル改革推進課の部情報政策・自治体DX推進担当の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 自治体DX総括推進員及び自治体DX推進員に関すること。

別表第1環境部の表環境政策課の部環境共生・地域脱炭素推進担当の項を次のように改める。

地域脱炭素推進担当	(1) 地域脱炭素社会の実現に係る総合調整に関すること。 (2) 地域脱炭素に係る事業の企画、推進及び総括に関すること。 (3) 地域脱炭素の推進に係る啓発及び事業者、関係機関等との調整に関すること。 (4) その他地域脱炭素社会の推進に関すること。 (5) 地球温暖化対策に関すること。
-----------	--

別表第1環境部の表環境政策課の部資源循環推進担当の項に次の1号を加える。

- (10) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）に基づく合理化事業の総括及び総合調整に関すること。

別表第1健康福祉部の表子育て推進課の部子育て推進担当の項中「子育て推進担当」を「こども・子育て政策担当」に改め、同項中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (4) 保育所等の認可に係る調整及び確認に関すること。  
(5) 保育所等の施設整備に係る補助金に関すること。  
(6) こども家庭センターの設置等に係る調査研究及び関係部局との調整に関すること。

別表第1健康福祉部の表子育て推進課の部こども・子育て政策担当の項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 子ども子育て支援施策に係る関係部局との調整に関すること。

別表第1健康福祉部の表子育て推進課の部保育担当の項第3号中「補助金交付」を「補助金（施設整備に係る補助金を除く。）の交付」に改め、同項第4号中「保育所及び幼保連携型認定こども園」を「保育所等」に改める。

別表第1健康福祉部の表こども支援課の部こども支援担当の項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 出産・子育て応援事業に関すること。

別表第1健康福祉部の表健康づくり課の部保健指導担当の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 出産・子育て応援事業（伴走型相談支援に限る。）に関すること。

別表第1商工観光部の表商業振興労政課の部商業振興担当の項中「商業振興担当」を「大門・丸之内活性化・商業振興担当」に改め、同項に次の2号を加える。

(10) 大門・丸之内地区に係る商業の活性化に関すること。

(11) 大門・丸之内地区の活性化及びまちづくりに係る商工関係団体等との調整に関すること。

別表第1都市計画部の表都市政策課の部都市整備・新都心軸担当の項中「都市整備・新都心軸担当」を「大門・丸之内まちづくり・新都心軸担当」に改め、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 大門・丸之内地区のまちづくりに係る総合調整に関すること。

(7) 大門・丸之内地区のまちづくりに係る地域、関係団体等との調整に関すること。

別表第1建設部の表市営住宅課の部住宅施策担当の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

(津市消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第2条 津市消防本部の組織に関する規則（平成18年津市規則第217号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「企画員」の次に「、自治体DX総括推進員」を加え、同条中第12項を削り、第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 自治体DX総括推進員は、消防司令以上の階級にある者をもって充てる。

第10条中第14項を第16項とし、第13項を第15項とし、第12項の次に次の2項を加える。

13 企画員の職務は、次のとおりとする。

(1) 本部内の業務の企画及び立案並びに本部所管業務に関する本部内外との横断的な調整を行う。

(2) 本部内の課等が所管する補助金の交付に係る審査及び確認を行う。

1 4 自治体DX総括推進員の職務は、次のとおりとする。

(1) 本部内の自治体DXの推進に係る業務の企画及び立案並びに当該業務に関連する本部内外との横断的な調整を行う。

(2) 本部の課等に置かれる自治体DX推進員に係る総括及び調整を行う。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(津市事務分掌規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、課又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

総務部	情報企画課	企画運用担当	総務部	デジタル改革推進課	情報政策・自治体DX推進担当
環境部	環境政策課	環境共生・地域脱炭素推進担当	環境部	環境政策課	地域脱炭素推進担当
健康福祉部	子育て推進課	子育て推進担当	健康福祉部	子育て推進課	こども・子育て政策担当
商工観光部	商業振興労政課	商業振興担当	商工観光部	商業振興労政課	大門・丸之内活性化・商業振興担当
都市計画部	都市政策課	都市整備・新都心軸担当	都市計画部	都市政策課	大門・丸之内まちづくり・新都心軸担当

(津市会計規則の一部改正)

3 津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「情報企画課」を「デジタル改革推進課」に改める。

督促手数料の廃止及び延滞金の算定等の見直しのための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第24号

督促手数料の廃止及び延滞金の算定等の見直しのための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(津市市税条例施行規則の一部改正)

第1条 津市市税条例施行規則（平成18年津市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、督促手数料」を削る。

第20条第2項中「督促手数料及び」を削る。

「督促手数料  
第5号様式その1（表）中 [ ] を削り、  
[ ] [ ] [ ] 」

税額	円
督促手数料	円

税額	円
督促手数料	円

に、

税額	円
督促手数料	円

税額	円
督促手数料	円

に、

税額	円
督促手数料	円

税額	円
督促手数料	円

に

改める。

第5号様式その2（表）中

円	督促
円	円

円
円

円 督促 円	

を

に

「督促手数料  
改め、  
\_\_\_\_\_」を削り、  
「\_\_\_\_\_円 督促 \_\_\_\_\_円  
\_\_\_\_\_」を

「 円に改める。

第9号様式中

税額	督手数料
円	円

奇

税額  
円

に改める。

--	--

--

第11号様式から第13号様式までの規定中

「

税額	督 促 手数料
円	円

」

「

税額
円

」

を

に改める。

第14号様式中

「

税額	督 促 手数料
円	円

」

「

税額
円

」

を

に改める。

第16号様式中

「

税額	督 促 手数料
円	円

」

「

税額
円

」

を

に改める。

第17号様式及び第18号様式中

「

税額	督 促 手数料
円	円

」

を

「

税額
円

」

に改める。

第22号様式から第23号様式その2までの規定中

「

税額	督 促 手数料
円	円

」

を

「

税額
円

」

に改める。

第24号様式中

「

税額	督 促 手数料
円	円

」

を

「

税額
円

」

に改める。

--	--

第 25 号様式中

税額	督促手数料
円	円

を

税額
円

に改める。

第 26 号様式中

税額	督促手数料
円	円

を

税額
円

に改める。

第 27 号様式中

税額	督促手数料
円	円

を

税額
円

に改める。

第 28 号様式中

「

税額	督促手数料
円	円

」を「

税額
円

」に改める。

第29号様式中

「

税額	督促手数料
円	円

」を「

税額
円

」に改める。

第30号様式中

「

税額	督促手数料
円	円

」を「

税額
円

」に改める。

第31号様式中

「

税額	督促手数料
円	円

」を「

税額
円

」に改める。



第31号様式の2その1及び第31号様式の2その2中

「

税額	督促手数料
円	円

」

「

税額
円

」

を

に改める。

第31号様式の3中

「

税額	督促手数料
円	円

」

「

税額
円

」

を

に改める。

第31号様式の4中

「

税額	督促手数料
円	円

」

「

税額
円

」

を

に改める。

第31号様式の5中

「

税額	督促手数料
円	円

」を「

税額
円

」に改める。

第31号様式の6その1及び第31号様式の6その2中

「

税額	督促手数料
円	円

」を「

税額
円

」に改める。

第31号様式の7中

「

税額	督促手数料
円	円

」を「

税額
円

」に改める。

第33号様式から第35号様式までの規定中「督促手数料」を削る。

第38号様式その1(表)中

「

円	督促 円
---	---------

」 「

円
---

円	督促	円

を


に

「督促手数料」  
改め、

--	--	--

 を削り、

円	督促	円

 を

円	督促	円

「

--	--

」に改める。

第38号様式その2中 「

督促手数料		円
-------	--	---

」を削る。

「督促手数料」  
第38号様式その3(表)中 

--	--	--

 を削り、

□	□	□

「

	期別	
督促手数料		

」を 「

	期別	

」に、

「

税額		円
督促手数料		

」を 「

税額		円

」に、

「

税額	
督促手数料	

」を「

税額	

」

に改める。

第40号様式中「督促手数料」を削る。

第43号様式その1から第43号様式その3までの規定中「(2) 督促手数料」を「(2) 督促」に改め、「が、その場合は督促手数料 円を加算して

「督促手数料  
納付しなければなりません」及び 

--	--	--

 を削り、

「

税額	円
督促手数料	円

」を「

税額	円

」に、

「

税額	円
督促手数料	円

」を「

税額	円

」に、

「

税額	円
督促手数料	円

」を「

税額	円

」に改める。

第43号様式その4及び第43号様式その5中「(2) 督促手数料」を「(2) 督促」に改め、「が、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません」を削る。

第55号様式その1中「(2) 督促手数料」を「(2) 督促」に改め、「が、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません」及び

「督促手数料  

--	--	--

 を削り、

「

税額	円
督促手数料	円

」を「

税額	円

」に、

「

税額	円
督促手数料	円

」を「

税額	円

」に、

「

税額	円
督促手数料	円

」を「

税額	円

」に改める。

第55号様式その2及び第55号様式その3中「(2) 督促手数料」を「(2) 督促」に改め、「が、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません」を削る。

「

--	--	--

」を削り、

「

税額	円
督促手数料	円

」を「

税額	円

」に、

「

税額	円
督促手数料	円

」を「

税額	円

」に、

「

税額	円
督促手数料	円

」を「

税額	円

」に改め、同

様式（裏）中「(2) 督促手数料」を「(2) 督促」に改め、「が、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません」を削る。

第64号様式その2（裏）中「(2) 督促手数料」を「(2) 督促」に改め、「が、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません」を削る。

（津市国民健康保険条例施行規則の一部改正）

第2条 津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第17号様式中「(2) 督促手数料」を「(2) 督促」に改め、「が、その場合は督促手数料80円を加算して納付しなければなりません」及び

「

督促手数料	

」を削り、「

納付額	円
督促手数料	円

」

「

納付額	円

」に、

「

納付額	円
督促手数料	円

」を「

納付額	円

」

に、「

納付額	円
督促手数料	円

」を

「

納付額	円

」に改める。

第18号様式中「(2) 督促手数料」を「(2) 督促」に改め、「が、その場合は督促手数料80円を加算して納付しなければなりません」を削る。

「**督促手数料**  
第19号様式中 

--	--	--

 を削り、

「

納付額	円
督促手数料	円

」を

「

納付額	円

」に、

「

納付額	円
督促手数料	円

」を「

納付額	円

」

に、「

納付額	円
督促手数料	円

」を

「

納付額	円

」に、「(2) 督促手数料」を「(2)

督促」に改め、「が、その場合は督促手数料80円を加算して納付しなければなりません」を削る。

第20号様式中

に

改める。

「督促手数料」  
第21号様式（表）中  
□□□を削り、

	期別	
督促手数料		円

「	期別	」
を		

に、

納付額	円
督促手数料	円

納付額 円

11

納付額	円
督促手数料	円

「納付額 円」

11

改める。

第29号様式の1中

保険料	督促手数料	延滞金

保険料	延滞金

に改める。

第 29 号様式の 2 中

保険料	督促手数料	延滞金

を

保険料	督促手数料	延滞金

に改める。

(津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 津市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 20 年津市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

「 督促手数料  
第 1 号様式中    を削り、」

「

保険料額	円
督促手数料	円

」を「

保険料額	円
------	---

」に

改める。

第3号様式中

「

還付額	督促手数料	延滞金

」を「

還付額	延滞金

」に改め

る。

第5号様式中 「□□□ □□□□」を「□□□□」に、

「

保険料額	円
督促手数料	円

」を「

保険料額	円
------	---

」に

改め、「といいます。）」の次に「が」を加える。

(津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年津市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中 「督促手数料 □□□□□」を削る。

(津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部

改正)

第5条 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則  
(平成30年津市規則第28号) の一部を次のように改正する。

第5号様式中 「督促手数料 

--	--	--	--	--	--

」 を削る。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

津市職員の定年退職者等の暫定再任用に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第25号

### 津市職員の定年退職者等の暫定再任用に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年津市条例第36号。以下「令和4年改正定年条例」という。）附則第5項、第6項、第10項又は第11項に規定する者（次条及び第4条において「定年退職者等」という。）の暫定再任用（令和4年改正定年条例附則第5項、第6項、第10項又は第11項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (暫定再任用の原則)

第2条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条の人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

#### (暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第3条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用をされた場合の給与
- (4) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

#### (暫定再任用の選考に用いる情報)

第4条 令和4年改正定年条例附則第5項、第6項、第10項及び第11項の規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
  - (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- (人事異動通知書の交付)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に津市職員の任免に関する規則（平成18年津市規則第17号）の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合のうち、当該人事異動通知書の交付によらないことを適當と認めるときは、当該人事異動通知書に代わる文書の交付その他適當な方法をもってこれに代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行う場合
  - (2) 暫定再任用をされた職員の任期を更新する場合
  - (3) 任期の満了により暫定再任用をされた職員が当然に退職する場合
- (報告)

第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況
  - (2) 前年度における暫定再任用をされた職員の任期の更新の状況
- (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、暫定再任用の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

給与条例附則第18項、第20項又は第21項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第26号

### 給与条例附則第18項、第20項又は第21項の規定による給料に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号。以下「給与条例」という。）附則第18項、第20項又は第21項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をされた職員であって、給与条例附則第18項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。

(2) 異動期間 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。

(3) 管理監督職 津市職員の定年等に関する条例（平成18年津市条例第31号）第6条に規定する職をいう。

(4) 初任給基準異動 紙与条例第7条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）別表第3又は別表第4に定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に

異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

- (5) 特定日 給与条例附則第16項に規定する特定日をいう。
- (6) 降格 給与条例第8条に規定する降格（他の職への降任等に伴うものを除く。）をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。
- (9) 上限額 給与条例第7条第3項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））をいう。

（給与条例附則第18項の規則で定める職員）

第3条 給与条例附則第18項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
  - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
  - イ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
  - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - エ 異動日以後に任命権者の承認を得てその号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けっていた給料月額が増額されることをいう。以下同じ。）又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第20項の規定による給料の支給)

第4条 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第16項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となつたものにあっては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けこととなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第20項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けこととなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額  
ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日の

その者の号給等に対応する給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額  
(当該額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額) に算出率を乗じて得た額 (当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額

(4) 異動日以後に任命権者の承認を得てその号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員 任命権者の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第 4 条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する職員であって、同項第 5 号に掲げる職員に該当する職員に対する前 2 項の規定の適用については、当該職員は第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第 4 条基礎給料月額は、同項第 1 号から第 3 号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。

4 第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる職員のうち、2 以上の号に掲げる職員に該当する職員 (前項の規定の適用を受ける職員を除く。) には、任命権者の定める日以後、任命権者の定める額を、給与条例附則第 20 項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第 20 項の規定による給料の支給)

第 5 条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日 (法第 28 条の 5 第 1 項から第 4 項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。) の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第 16 項の規定により当該職員が受ける給料月額 (以下この項において「異動日給料月額」という。)

が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第20項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第6条 特例任用降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受けるもののうち、次に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第16項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となった者にあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第20項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合

(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後に任命権者の承認を得てその号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員 任命権者の定める額
- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までに掲げる職員のうち、2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、任命権者の定める日以後、任命権者の定める額を、給与条例附則第20項の規定による給料として支給する。  
(降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第21項の規定による給料の支給)
- 第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員

(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第16項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けことなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受けるもののうち、給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げるものには、任命権者の定める日以後、任命権者の定める額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。
  - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
  - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - (4) 降任等相当転任日以後に任命権者の承認を得てその号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用

を受けるもの（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第16項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額

（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受けるもののうち、給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げるものには、任命権者の定める日後、任命権者の定める額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。
  - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

- (4) 仮定異動期間末日以後に任命権者の承認を得てその号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第21項の規定による給料の支給)

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から書面による同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受けるもの（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第16項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたもの

とした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も高い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受けるもののうち、給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げるものには、任命権者の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、任命権者の定める額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。
  - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に給与条例第8条に規定する昇格をした職員
  - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 仮定異動期間末日以後に任命権者の承認を得てその号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員

(人事交流等職員に対する給与条例附則第21項の規定による給料の支給)

第10条 国家公務員、他の地方公共団体の職員その他これらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち、人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受けるもの（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第16項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第16項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料

表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。

4 人事交流等職員のうち、みなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受けるもののうち、給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げるものには、任命権者の定める日以後、任命権者の定める額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者であって、人事交流等により引き続いて国家公務員、他の地方公共団体の職員その他これらに準ずる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に任命権者の承認を得てその号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員  
(この規則により難い場合の措置)

第11条 給与条例附則第18項、第20項又は第21項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ任命権者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第18項、第20項又は第21項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

津市長 前葉泰幸

## 津市規則第27号

津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(津市職員の定年等に関する規則の一部改正)

第1条 津市職員の定年等に関する規則（平成18年津市規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 定年制度（第3条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第9条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第10条—第14条）

第5章 雜則（第15条）

### 附則

第1章 総則

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定年退職 条例第2条の規定により退職することをいう。

(2) 勤務延長 条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。

(3) 勤務延長職員 条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「同意は、」の次に「適切な時期に」を加える。

第4条の見出し中「人事異動通知書」を「定年退職等に係る人事異動通知書」に改め、同条中「第17号」の次に「。以下「任免規則」という。」を加え、同条第5号を次のように改める。

(5) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合

第4条第6号中「当然」を「当然に」に改める。

第5条の見出しを「(勤務延長に関する報告)」に改める。

第6条を第15条とし、第5条の次に次の2章及び章名を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第6条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第7条 条例第10条に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得なければならない。

(異動期間の延長等に係る人事異動通知書の交付)

第8条 任命権者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をする場合には、人事異動通知書を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に任免規則の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

(1) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合

(2) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(異動期間の延長に関する報告)

第9条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を市長に報告しなければならない。

### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用の原則)

第10条 任命権者は、定年前再任用（条例第12条の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 条例第12条に規定する年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意）

第11条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 前項に規定する同意は、定年前再任用を行う前の適切な時期に当該職員が明示された事項に同意する旨を示した書面によって得なければならない。

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第12条 条例第12条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無  
その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（定年前再任用に係る人事異動通知書の交付）

第13条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に任免規則の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合のうち、当該人事異動通知書の交付によらないことを適當と認めるときは、当該人事異動通知書に代わる文書の交付その他適當な方法をもってこれに代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合

- (2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第12条の規定により採用された職員をいう。附則第2項第2号及び第4項第3号において同じ。）が当然に退職する場合  
(定年前再任用に関する報告)

第14条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を市長に報告しなければならない。

## 第5章 雜則

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び5項を加える。

（新定年条例附則第4項の年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認）

2 津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年津市条例第36号。以下「令和4年改正定年条例」という。）による改正後の津市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）附則第4項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報  
(2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報  
(3) 令和4年改正定年条例による改正後の津市職員の給与に関する条例附則第16項から第23項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報  
(4) 前3号に掲げるもののほか、法附則第23項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報
- 3 任命権者は、新定年条例附則第4項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。
- 4 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。
- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

- (2) 年齢 60 年に達する日以後の退職の意思
  - (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
  - (4) その他任命権が必要と認める事項
- 5 附則第 2 項各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。
- 6 附則第 4 項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した文書を職員に提出させることにより行うものとする。

(津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 2 条 津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 18 年津市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員」に改める。

第 15 条各号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 16 条中「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 17 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 2 号中「再任用職員（法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。第 4 項第 2 号において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 17 条の 2 第 1 号及び第 2 号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 3 条 津市職員の給与の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第 1 号中「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改め、「で法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」

を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第13条第2項」を「第13条」に改め、同条第2号中「若しくは第13条第1項」を削る。

第6条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条第4項を次のように改める。

4 定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級の区分に応じて別表第1の右欄に掲げる月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定に基づき定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定に基づき定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

第19条第2号及び第3号並びに第21条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第35条第1号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級8級の部2の項中「困難な業務を所掌する部長等」を「部長等」に改め、同部3の項中「困難な業務を所掌する総合支所長（久居総合支所長に限る。）」を「久居総合支所長」に改め、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級7級の部中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

別表第3行政職給料表及び任期付職員給料表の部職務の級7級及び6級の職員の項中「（部長の職及び部長相当職にある職員にあっては、100分の20）」を削る。

（津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第4条 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第9条に次の1項を加える。

3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前2項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

第10条を次のように改める。

(降格の場合の号給)

第10条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 降格した日の前日に受けっていた号給（以下「降格前号給」という。）が昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当する場合 その号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給

(2) 降格前号給が昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給にない場合（昇格後の号給欄の最低の号給より低い場合を除く。） 降格した職務の級の最高の号給

(3) 降格前号給が昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給にない場合（昇格後の号給欄の最低の号給より低い場合に限る。） 降格した職務の級の最低の号給

2 前項第1号に掲げる場合において、降格前号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に定める号給が2以上あるときは、最も上位の号給とする。

3 職員を降格させた場合において、当該降格が2级以上下位の職務の級への降格であるときにおける前2項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

4 前3項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

附則別表第1の1級の項及び2級の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第7級の項を次のように改める。

7級	1 工事事務所長の職務
	2 消防署長（消防監以上の階級にある者に限る。）の職務
	3 三重短期大学事務局次長の職務

	4 議会事務局次長の職務
	5 選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長の職務

附則別表第1の8級の項中「困難な業務を所掌する」を削る。

附則別表第3の7級の項を次のように改める。

7級	上下水道事業局次長及び上下水道管理局次長並びに担当参事の職務
----	--------------------------------

附則別表第3の8級の項中「困難な業務を所掌する」を削る。

(津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第9条第1項」を「第9条」に、「及び7級の職員（部長等（津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）第4条第1項第1号に規定する部長、同条第5項第1号に規定する担当理事、消防次長、三重短期大学事務局長、教育次長及び議会事務局長をいう。以下同じ。）及び久居総合支所長に限る。）」を「の職員」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第2号中「（部長等及び久居総合支所長を除く。）」を削る。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 条例附則第16項の適用を受ける職員に対する第2条第1項、第3条第1項及び第4条の規定の適用については、当分の間、第2条第1項及び第3条第1項中「当該各号に定める額」とあるのは「当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、第4条中「2,000円」とあるのは「1,400円」と、同条ただし書中「2,500円」とあるのは「1,800円」とする。

(津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 津市職員の住居手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第7条 津市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第31

号) の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第8条 津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(平成18年津市規則第211号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額)及び()とする。」を削る。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 津市災害対策本部に関する条例施行規則(平成18年津市規則第231号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

(津市職員の再任用に関する規則の廃止)

第10条 津市職員の再任用に関する規則(平成18年津市規則第18号)は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年改正定年条例附則第2項の規定による勤務についての準用)

2 第1条の規定による改正後の津市職員の定年等に関する規則第3条から第5条までの規定は、津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年津市条例第36号。以下「令和4年改正定年条例」という。)附則第2項の規定による勤務について準用する。

(令和4年改正定年条例附則第3項の規則で定める職及び職員)

3 令和4年改正定年条例附則第3項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項において同

じ。) の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（令和4年改正定年条例附則第3項に規定する新定年条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正定年条例による改正前の津市職員の定年等に関する条例（平成18年津市条例第31号。以下「旧定年条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4 令和4年改正定年条例附則第3項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（令和4年改正定年条例附則第20項の規則で定める短時間勤務の職等）

5 令和4年改正定年条例附則第20項の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下の項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢（令和4年改正定年条例による改正後の津市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第12条に規定する短時間勤務の職（以下の項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

6 令和4年改正定年条例附則第20項の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

7 令和4年改正定年条例附則第20項の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第11項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

（津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 8 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正地公法」という。以下同じ。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第11条、第15条、第16条、第17条第1項及び第4項（第2号に係る部分に限る。）並びに第17条の2の規定を適用する。

（津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の津市職員の給与の支給に関する規則第2条（第1号に係る部分に限る。）、第6条第3項、第7条第4項、第19条及び第21条の規定を適用する。

- 10 暫定再任用職員（令和3年改正地公法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の津市職員の給与の支給に関する規則第35条の規定を適用する。

（津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 11 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第4条（第4号に係る部分に限る。）及び附則別表第1の規定を適用する。

（津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 12 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の津市職員の通勤手当の支給に関する規則第9条の規定を適用する。

（津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 13 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則第3条及び別表の規定を適用する。

(津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

1 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の津市災害対策本部に関する条例施行規則第5条第2項の規定を適用する。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

1 5 令和4年改正定年条例附則第26項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

1 6 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- (1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正定年条例附則第27項
- (2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正定年条例附則第26項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和4年改正定年条例附則第25項

(旧地公法再任用職員に係る平均給与額に関する経過措置)

1 7 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第4項に規定する期間中に令和3年改正地公法の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項又は第2項の規定により採用された職員として在職していた期間がある場合における当該期間に係る地方公務員災害補償法第2条第5項の規定の適用については、なお従前の例による。

(津市職員の希望降任に関する規則の一部改正)

1 8 津市職員の希望降任に関する規則（令和5年津市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第10条第2項」を「第10条第4項」に改める。

(委任)

1 9 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第28号

### 津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「通用期間が支給単位期間である定期券の価額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 市長が別に定める額

第11条第1号中「当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうち最も長いものに相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 市長が別に定める期間

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際に6箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるもの含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定については、第13条第2項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

津市訓令第2号

府中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 自治体DX総括推進員

第5条中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 前条第3項第2号の2に規定する自治体DX総括推進員の職務は、次のとおりとする。

(1) 総合支所内の自治体DXの推進に係る業務の企画及び立案並びに当該業務に関連する総合支所内外との横断的な調整を行う。

(2) 総合支所の課に置かれる自治体DX推進員に係る総括及び調整を行う。

別表第1久居総合支所の表地域振興課の部産業振興担当の項中第62号を第63号とし、第12号から第61号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 農業委員会との連絡調整に関すること。

別表第1久居総合支所の表地域振興課の部環境担当の項中第25号を第26号とし、第9号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）に基づく合理化事業の実施に関すること。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部産業振興・環境担当の項中第92号を第94号とし、第76号から第91号までを2号ずつ繰り下げ、第75号を第76号とし、同号の次に次の1号を加

える。

- (7) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業の実施に関すること。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部産業振興・環境担当の項中第74号を第75号とし、第11号から第73号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 農業委員会との連絡調整に関すること。

別表第4共通専決事項の表第8項中「津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津市条例第34号）」に改め、同表第9項中「及び津市個人情報保護条例」を「並びに個人情報の保護に関する法律及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

別表第5久居総合支所の表地域振興課の部中第64項を第65項とし、第39項から第63項までを1項ずつ繰り下げ、第38項の次に次の1項を加える。

39 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業の実施に関すること。	軽易 なもの	やや 重要な もの	重要 なもの	特に 重要な もの
--	-----------	-----------------	-----------	-----------------

別表第5河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部中第74項を第75項とし、第45項から第73項までを1項ずつ繰り下げ、第44項の次に次の1項を加える。

45 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業の実施に関すること。	軽易 なもの	やや 重要な もの	重要 なもの	特に 重要な もの
--	-----------	-----------------	-----------	-----------------

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

津市訓令第3号

庁中一般

出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1共通専決事項の表第7項中「津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津市条例第34号）」に改め、同表第8項中「及び津市個人情報保護条例」を「並びに個人情報の保護に関する法律及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

別表第2個別専決事項の表総務部の表総務課の部第10項を削り、同表情報企画課の部中「情報企画課」を「デジタル改革推進課」に改め、同部中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同部に次の2項を加える。

6 自治体DXの推進に 係る総合調整に関する こと。	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
7 自治体DX総括推進 員及び自治体DX推進 員に関すること。	○			

別表第2個別専決事項の表環境部の表環境政策課の部第2項を削り、同部第3項中「推進」を「実現」に改め、同項を同部第2項とし、同部中第4項を削り、第16項を第17項とし、第5項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の後に次の3項を加える。

3 地域脱炭素に係る事業の企画、推進及び総括に関すること。	軽易なもとの	やや重要なもとの	重要なもの	特に重要なもの
4 地域脱炭素の推進に係る啓発及び事業者、関係機関等との調整に関すること。	○			
5 地球温暖化対策の推進に関すること。	軽易なもとの	やや重要なもとの	重要なもの	

別表第2個別専決事項の表環境部の表環境政策課の部に次の1項を加える。

18 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）に基づく合理化事業の総括及び総合調整に関すること。	軽易なもとの	やや重要なもとの	重要なもの	特に重要なもの
---	--------	----------	-------	---------

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表子育て推進課の部第7項中「保育所及び幼保連携型認定こども園」を「保育所等」に改め、同項を同部第10項とし、同部中第6項を第9項とし、第3項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の3項を加える。

3 保育所等の認可に係る調整及び確認に関すること。	軽易なもとの	やや重要なもとの	重要なもの	特に重要なもの
4 保育所等の施設整備に係る補助金に関すること。			○	
5 こども家庭センターの設置等に係る調査研	○			

究及び関係部局との調整に関するこ

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表こども支援課の部中第18項を第19項とし、第13項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 出産・子育て応援事業に関するこ	軽易 な の	や 重 な の	や 要 も の	重要 な の	特に 重 な の
--------------------	--------------	------------------	------------------	--------------	-------------------

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表健康づくり課の部中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 出産・子育て応援事業（伴走型相談支援に限る。）に関するこ	軽易 な の	や 重 な の	や 要 も の	重要 な の	特に 重 な の
--------------------------------	--------------	------------------	------------------	--------------	-------------------

別表第2個別専決事項の表商工観光部の表商業振興労政課の部に次の2項を加える。

3 大門・丸之内地区に係る商業の活性化に関するこ	軽易 な の	や 重 な の	や 要 も の	重要 な の	特に 重 な の
4 大門・丸之内地区の活性化及びまちづくりに係る商工関係団体等との調整に関するこ	○				

別表第2個別専決事項の表都市計画部の表都市政策課の部に次の2項を加える。

15 大門・丸之内地区のまちづくりに係る総合調整に関するこ	軽易 な の	や 重 な の	や 要 も の	重要 な の	特に 重 な の
16 大門・丸之内地区のまちづくりに係る地域、	○				

関係団体等との調整に  
関すること。

別表第2個別専決事項の表建設部の表市営住宅課の部中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第3個別専決事項の表工事事務所の表第5項中「津市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、同表第6項中「及び津市個人情報保護条例」を「並びに個人情報の保護に関する法律及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

津市訓令第4号

庁中一般

出先機関

津市自治体DX推進会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市自治体DX推進会議設置規程の一部を改正する訓令

津市自治体DX推進会議設置規程（令和4年津市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「情報企画」を「デジタル改革の推進」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「津市自治体DX推進員」を「自治体DX推進員」に改める。

第12条中「総務部情報企画課」を「総務部デジタル改革推進課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

津市訓令第5号

序中一般

出先機関

津市職員任免事務取扱規程及び津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市職員任免事務取扱規程及び津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令

(津市職員任免事務取扱規程の一部改正)

第1条 津市職員任免事務取扱規程（平成18年津市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表勤務延長の項中「第28条の3」を「第28条の7」に、同表再任用の項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(津市地域支援員設置規程の一部改正)

第2条 津市地域支援員設置規程（平成22年津市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(身分)

第3条 地域支援員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）をもって充てる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(津市職員任免事務取扱規程の一部改正に伴う経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員

をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の津市職員任免事務取扱規程第1条の規定を適用する。

(津市地域支援員設置規程の一部改正に伴う経過措置)

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の津市地域支援員設置規程第3条の規定を適用する。

津市告示第33号

下記の者の差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年3月16日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書

## 津市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年津市告示第196号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月16日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

長岡町自治会

三重県津市長岡町577番地3

代表者 牛田 清一

### 2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	山路 龍一郎 三重県津市長岡町593番地
変更後	牛田 清一 三重県津市長岡町571番地

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和5年3月5日の定期総会において改選されたため。

津市告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

令和5年3月20日

津市長 前葉泰幸

1 事業者の名称

株式会社enカンパニー

2 事業所の名称

ことのは

3 事業所の所在地

津市安東町1933番地

4 指定年月日

令和5年4月1日

5 サービスの種類

居宅介護支援

津市告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

令和5年3月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称  
合同会社ライファーエイト
- 2 事業所の名称  
はいろいろケアプランセンター
- 3 事業所の所在地  
津市久居元町2220番地11
- 4 指定年月日  
令和5年5月1日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

津市告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づき、  
指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の1  
1第1号の規定により告示する。

令和5年3月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称  
沼口幸福祉株式会社
- 2 事業所の名称  
Sincerite デイサービスセンター
- 3 事業所の所在地  
津市雲出本郷町1523番地4
- 4 指定年月日  
令和5年4月1日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

津市告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和5年3月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称  
株式会社あそか
- 2 事業所の名称  
株式会社あそか
- 3 事業所の所在地  
津市寿町7番11号
- 4 廃止年月日  
令和5年4月30日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

津市告示第39号

下記の国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和5年3月23日

津市長 前葉泰幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9216987	令和4年10月1日	令和5年2月3日

## 津市告示第40号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定を次のように定め、令和5年3月24日から施行する。

なお、令和4年津市告示第227号は廃止する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則（平成28年津市規則第29号）第2条各項に基づき市長が別に定める機関を第1に、津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）別表第15に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第2に、同条例別表第15に規定する省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法を第3に、同条例別表第15に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第4に、同条例別表第15に規定する法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第5に定める。

第1 省エネ基準及び認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）

第2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面
  - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合

するものとして交付する適合証

- (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
  - (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「B E L S」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）
- 2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、(3)又は(4)とする。
- (1) 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
  - (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
  - (3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
  - (4) 評価機関が交付するB E L Sに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面
- (1) 登録住宅性能評価機関が、省エネ基準に適合するものとして交付する適合証
  - (2) 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）
  - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書及び

## 検査済証

- (4) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（省エネ基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
  - (5) 評価機関が交付するB E L Sに基づく評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）
- 2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。
- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
  - (2) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
  - (3) 1(2)に掲げる書面
  - (4) 1(3)に掲げる書面
  - (5) 1(5)に掲げる書面

第4 法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

- 1 一戸建ての住宅、共同住宅等（共用部分を評価しない場合に限る。）又は複合建築物の住戸部分（共用部分を評価しない場合に限る。） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

- 2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

第5 法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

- 1 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分 基準省令第1条第1項第2号イ(2)、イ(3)、ロ(2)及びロ(3)の規定に基づく評価方法
- 2 1以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法

## 津市告示第41号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定を次のように定め、令和5年3月24日から施行する。

なお、令和4年津市告示第226号は廃止する。

令和5年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）の適合性を審査する機関を第1に、津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）別表第14に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第2に、同条例別表第14に規定する法第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第3に定める。

第1 認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
- 3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下単に「B E L S」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

第2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面
  - (1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関が交付する、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

(3) 評価機関が交付するB E L Sに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については(3)又は(4)とする。

(1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(4) 評価機関が交付するB E L Sに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 簡易な評価方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

1 共同住宅等（共用部分がないものに限る。）又は複合建築物の共同住宅等の部分（共用部分がないものに限る。）が評価対象の場合 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分が評価対象の場合 基準省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

津市告示第42号

下記の者の令和2年度8期督促状、差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年3月24日

津市長 前葉泰幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	○○ ○○	令和2年度8期督促 状、差押調書謄本、配 当計算書謄本及び充当 通知書

津市告示第43号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により次の区域の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業計画が定められた年月日

令和5年3月22日

2 調査を実施する者の名称

津市

3 調査地域

河芸③、江戸橋・桜橋②、上ノ村、波瀬・八手俣、白塚、江戸橋・桜橋①、立成、新町、小戸木及び北立誠・一身田

4 調査期間

告示の日から令和6年3月29日まで

## 津市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年津市告示第104号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

安東町鹿毛自治会

三重県津市安東町1975番地5

代表者 阿曾 得夫

### 2 変更に係る事項

主たる事務所の所在地

変更前	三重県津市安東町1946番地
変更後	三重県津市安東町1975番地5

### 3 変更の理由及び年月日

主たる事務所の所在地の変更が、令和5年3月5日の定期総会において承認されたため。

津市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び津市財政公表条例（平成18年津市条例第51号）の規定により、令和5年2月28日現在の財政状況を次のとおり告示する。

令和5年3月27日

津市長 前葉泰幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

# 1 会計別歳入歳出予算の執行状況

令和5年2月28日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	125,263,664	91,492,050	73.0%	125,263,664	82,359,932	65.7%
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 ( 事 業 勘 定 )	26,852,011	20,242,753	75.4%	26,852,011	21,490,680	80.0%
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 ( 直 営 診 療 施 設 勘 定 )	64,251	26,965	42.0%	64,251	43,929	68.4%
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	30,163,607	23,549,809	78.1%	30,163,607	24,619,527	81.6%
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	7,228,918	2,725,934	37.7%	7,228,918	5,703,767	78.9%
市 営 净 化 槽 事 業 特 別 会 計	482,624	85,960	17.8%	482,624	354,633	73.5%
共 同 污 水 处 理 施 設 事 業 特 別 会 計	176,943	98,941	55.9%	176,943	117,770	66.6%
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	599,518	104,760	17.5%	599,518	366,071	61.1%
土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計	280,865	67,443	24.0%	280,865	110,209	39.2%
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 特 別 会 計	45,383	55,125	121.5%	45,383	6,411	14.1%
棕 特 本 財 産 区 別 会 計	501	5	1.0%	501	56	11.2%

津市告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年3月27日

津市長 前葉泰幸

- 1 事業者の名称  
中央ケアサービス株式会社
- 2 事業所の名称  
なでしこ大紀
- 3 事業所の所在地  
三重県度会郡大紀町崎181番地4
- 4 廃止年月日  
令和5年3月31日
- 5 サービスの種類  
(介護予防) 認知症対応型通所介護

津市告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のように市道路線に認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
4372	美川町第11号線	津市美川町	
		津市美川町	
4373	美川町第12号線	津市美川町	
		津市美川町	
4374	美川町第13号線	津市美川町	
		津市美川町	
4375	美川町第14号線	津市美川町	
		津市美川町	
4376	美川町第15号線	津市美川町	
		津市美川町	
5540	半田第71号線	津市半田	
		津市半田	
5541	半田第72号線	津市半田	
		津市半田	
5542	半田第73号線	津市半田	
		津市半田	
5543	半田第74号線	津市半田	
		津市半田	
5544	半田第75号線	津市半田	
		津市半田	
5545	半田第76号線	津市半田	

		津市半田	
5 5 4 6	半田第 7 7 号線	津市半田	
		津市半田	
5 5 4 7	半田第 7 8 号線	津市半田	
		津市半田	
6 4 9 9	藤方第 4 3 号線	津市藤方	
		津市藤方	
6 5 0 0	藤方第 4 4 号線	津市藤方	
		津市藤方	
6 5 0 1	藤方第 4 5 号線	津市藤方	
		津市藤方	
6 5 0 2	藤方第 4 6 号線	津市藤方	
		津市藤方	
6 5 0 3	藤方第 4 7 号線	津市藤方	
		津市藤方	
6 5 0 4	藤方第 4 8 号線	津市藤方	
		津市藤方	
6 5 0 5	垂水第 8 2 号線	津市垂水	
		津市垂水	
7 4 8 7	高茶屋第 1 2 号線	津市高茶屋二丁目	
		津市高茶屋二丁目	
7 4 8 8	高茶屋第 1 3 号線	津市高茶屋二丁目	
		津市高茶屋二丁目	
2 6 0 0	新町 9 4 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2 6 0 1	新町 9 5 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2 6 0 2	新町 9 6 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2 6 0 3	相川 1 9 号線	津市久居相川町	
		津市久居相川町	
2 6 0 4	森町第 1 号線	津市森町	

		津市森町	
8 1 7	棕本第1号線	津市芸濃町棕本	
		津市芸濃町棕本	

## 津市告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長(m)
			幅員(m)
4372	美川町第11号線	津市美川町17番2地先から津市美川町17番8地先まで	102.2 6.2～ 12.4
4373	美川町第12号線	津市美川町17番9地先から津市美川町15番5地先まで	81.0 6.2～ 13.1
4374	美川町第13号線	津市美川町26番16地先から津市美川町26番9地先まで	109.1 6.2～ 10.4
4375	美川町第14号線	津市美川町50番3地先から津市美川町50番17地先まで	81.4 6.2～ 11.2
4376	美川町第15号線	津市美川町52番3地先から津市美川町51番13地先まで	101.8 6.2～ 14.9
5540	半田第71号線	津市半田字スゲ445番3地先から津市半田字スゲ445番14地先まで	128.7 5.2～ 12.1
5541	半田第72号線	津市半田字稗原555番4地先から津市半田字稗原555番7地先まで	43.0 6.2～ 11.7

5 5 4 2	半田第73号線	津市半田字池町610番7地先 から津市半田字池町610番9 地先まで	42.0 6.0～ 9.2
5 5 4 3	半田第74号線	津市半田字池町614番14地 先から津市半田字池町624番 5地先まで	110.1 5.0～ 12.1
5 5 4 4	半田第75号線	津市半田字朝日841番7地先 から津市半田字朝日841番2 地先まで	35.2 5.0～ 12.4
5 5 4 5	半田第76号線	津市半田字朝日841番7地先 から津市半田字朝日841番1 4地先まで	57.0 6.0～ 12.6
5 5 4 6	半田第77号線	津市半田字長峯2406番45 地先から津市半田字長峯240 8番29地先まで	90.3 5.0～ 14.0
5 5 4 7	半田第78号線	津市半田字長峯2408番27 地先から津市半田字長峯240 8番23地先まで	59.5 6.0～ 8.8
6 4 9 9	藤方第43号線	津市藤方字柳ヶ坪1524番3 地先から津市藤方字柳ヶ坪15 23番8地先まで	99.2 4.2～ 15.1
6 5 0 0	藤方第44号線	津市藤方字柳ヶ坪1523番9 地先から津市藤方字柳ヶ坪15 23番13地先まで	53.3 6.0～ 13.5
6 5 0 1	藤方第45号線	津市藤方字柳ヶ坪1510番5 地先から津市字藤方柳ヶ坪15 10番4地先まで	78.5 6.2～ 12.4
6 5 0 2	藤方第46号線	津市藤方字柳ヶ坪1489番2 地先から津市藤方字柳ヶ坪14 89番5地先まで	71.1 6.2～ 13.6
		津市藤方字浜替521番10地	72.3

6503	藤方第47号線	先から津市藤方字浜替521番4地先まで	6.0～ 13.1
6504	藤方第48号線	津市藤方字下垣内485番3地	83.3
		先から津市藤方字下垣内485番9地先まで	5.0～ 12.4
6505	垂水第82号線	津市垂水字法ヶ広1889番1 2地先から津市垂水字法ヶ広1 889番19地先まで	188.0 6.2～ 14.0
		津市高茶屋二丁目994番7地	95.0
7487	高茶屋第12号線	先から津市高茶屋二丁目985 番10地先まで	5.2～ 12.5
		津市高茶屋二丁目992番7地	37.2
7488	高茶屋第13号線	先から津市高茶屋二丁目985 番5地先まで	6.2～ 13.2
		津市久居新町625番9地先か ら津市久居新町635番11地 先まで	200.1 4.3～ 10.2
2600	新町94号線	津市久居新町625番10地先	28.5
		から津市久居新町625番11 地先まで	6.0～ 10.3
2602	新町96号線	津市久居新町625番21地先	22.6
		から津市久居新町625番22 地先まで	6.0～ 10.3
2603	相川19号線	津市久居相川町字相川2111 番8地先から津市久居相川町字 相川2111番6地先まで	52.2 6.0～ 13.0
		津市森町字下新田2970番1 地先から津市森町字下新田29 70番3地先まで	35.5 6.0～ 10.2
817	椋本第1号線	津市芸濃町椋本字藤ノ山374 9番7地先から津市芸濃町椋本 字藤ノ山3749番9地先まで	46.3 6.0～ 8.9

## 津市告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 3443 緑ヶ丘団地第26号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市上浜町六丁目4番23地先内	新	4.7～ 5.1	17.0

2 路線名 3890 緑ヶ丘団地第28号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市上浜町六丁目4番37地先から津市上浜 町六丁目2番17地先まで	新	6.0～ 12.5	116.5

3 路線名 3918 上浜町第85号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市上浜町六丁目3番6地先から津市上浜町 六丁目3番21地先まで	新	6.0～ 10.6	84.5

4 路線名 3500 鳥居町第6号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)

津市鳥居町9 1番1地先から津市鳥居町3 9番8地先まで	新	5.6～ 12.4	157.4
------------------------------	---	--------------	-------

5 路線名 3 9 3 7 鳥居町第12号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市鳥居町3 3番1地先から津市鳥居町3 9番10地先まで	新	6.2～ 9.8	27.2

6 路線名 6 4 1 6 垂水第42号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市垂水字西浦2 0 1 2番2地先から津市垂水字西浦2 0 2 8番5地先まで	新	6.5～ 27.1	87.6

7 路線名 6 4 3 5 垂水第53号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市垂水字門田6 8 6番地先から津市垂水字真ヶ坪4 6 7番2地先まで	新	4.0～ 16.8	211.7

8 路線名 6 4 6 9 半田第67号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市半田字朝日8 0 3番8地先から津市半田字笠取1 2 3 8番4地先まで	新	5.7～ 10.1	63.2

9 路線名 7 4 1 3 高茶屋小森町第50号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市高茶屋二丁目9 9 4番7地先から津市高茶屋二丁目9 9 2番4地先まで	新	3.7～ 5.9	77.5

10 路線名 1529 北口22号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市久居北口町字北口521番32地先から		6.0~	
津市久居北口町字北口521番10地先まで	新	17.1	65.6

11 路線名 2198 野村22号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市久居野村町字北八丁878番21地先から津市久居野村町字北八丁872番2地先まで	新	6.0~17.6	117.0

12 路線名 3053 下芦原1号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市河芸町上野字下芦原570番7地先から津市河芸町上野字下芦原560番7地先まで	新	4.5~13.0	52.7

13 路線名 6007 くすのきの丘6号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市河芸町杜の街一丁目2番22地先から津市河芸町杜の街一丁目2番33地先まで	新	5.0~11.3	128.1

14 路線名 144 北豊久野線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市芸濃町椋本字藤ノ山3749番9地先から津市芸濃町椋本字藤ノ山3749番7地先まで	旧	2.7~4.0	50.4

津市芸濃町椋本字藤ノ山3749番9地先から津市芸濃町椋本字藤ノ山3749番7地先まで	新	4.0	50.4
--	---	-----	------

15 路線名 640 北豊久野団地1号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市芸濃町椋本字藤ノ山3754番4地先から津市芸濃町椋本字藤ノ山3754番9地先まで	旧	4.0~7.0	22.0
津市芸濃町椋本字藤ノ山3754番4地先から津市芸濃町椋本字藤ノ山3754番9地先まで	新	4.9~10.7	22.0

16 路線名 112 太田一身田線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市夢が丘二丁目29番2地先から津市夢が丘二丁目34番9地先まで	旧	2.3	73.5
津市夢が丘二丁目29番2地先内	新	2.3~14.3	24.7

17 路線名 4122 野田122号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市一志町高野字千部35番5地先から津市一志町高野字野田2605番1地先まで	新	5.5~13.6	291.1

18 路線名 2347 大里窪田町第6号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)

津市大里窪田町字平尾前1443番地先から 津市大里窪田町字平尾前1481番7地先まで	新	3.9～ 8.7	42.4
---	---	-------------	------

19 路線名 2469 大里窪田町第21号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市大里窪田町字平尾前1444番3地先から津市大里窪田町字平尾前1476番1地先まで	新	9.7～ 47.9	156.3

20 路線名 2482 大里窪田睦合町線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市大里窪田町字平尾前1441番2地先から津市大里窪田町字平尾前1481番5地先まで	新	8.8～ 9.1	31.5

21 路線名 7112 南郊中学校高茶屋小森山線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市高茶屋小森町字中山1172番10地先から津市高茶屋小森町字中山1172番12地先まで	旧	5.6～ 5.9	25.5
津市高茶屋小森町字中山1172番10地先から津市高茶屋小森町字中山1172番12地先まで	新	5.9～ 7.1	25.5

22 路線名 7339 高茶屋小森町第35号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)

津市高茶屋小森町字焼野 1139番9地先内	旧	6.7~ 9.4	2.0
津市高茶屋小森町字焼野 1139番9地先内	新	6.7~ 11.0	2.0

23 路線名 1393 新町46号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居新町1061番15地先から津市久居新町1061番14地先まで	旧	5.2~ 6.4	12.8

24 路線名 1394 新町47号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居新町1071番20地先から津市久居新町1071番33地先まで	旧	2.5~ 4.5	24.9

25 路線名 1518 北口11号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居北口町字野中35番3地先から津市久居北口町字野中23番6地先まで	旧	3.0~ 6.7	162.4

26 路線名 3478 安濃太田1号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町太田字北2323番3地先から津市安濃町太田字北2319番地先まで	旧	5.2~ 15.5	41.9
津市安濃町太田字北2323番3地先から津市安濃町太田字北2319番地先まで	新	5.2	41.9

27 路線名 3502 太田7号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町太田字北端 775番3地先から津市安濃町太田字北2304番地先まで	旧	2.0～10.0	80.4

28 路線名 3503 太田8号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町太田字北2319番地先内	新	3.0～5.9	9.5

29 路線名 3504 太田9号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町太田字北2319番地先から津市安濃町太田字北2309番地先まで	旧	2.7～15.5	127.2
津市安濃町太田字北2319番地先内	新	4.2～10.0	11.5

30 路線名 3505 太田10号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町太田字北端 773番地先内	旧	2.7	2.4
津市安濃町太田字北2309番地先から津市安濃町太田字北端 773番地先まで	新	2.6～5.6	37.8

31 路線名 3178 田端上野1号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町田端上野字西観 776番1地先から津市安濃町田端上野字西観 773番1地先	旧	1.8～2.3	138.8

まで

3 2 路線名 3 8 4 9 田端上野 2 0 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町田端上野字西観 7 7 6 番 1 地先から津市安濃町田端上野字小谷 8 8 2 番 1 5 地先まで	新	1.8~ 5.4	79.9

津市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
4372	美川町第11号線	津市美川町17番2地先から津市美川町17番8地先まで	令和5年3月28日
4373	美川町第12号線	津市美川町17番9地先から津市美川町15番5地先まで	令和5年3月28日
4374	美川町第13号線	津市美川町26番16地先から津市美川町26番9地先まで	令和5年3月28日
4375	美川町第14号線	津市美川町50番3地先から津市美川町50番17地先まで	令和5年3月28日
4376	美川町第15号線	津市美川町52番3地先から津市美川町51番13地先まで	令和5年3月28日
5540	半田第71号線	津市半田字スグ445番3地先から津市半田字スグ445番14地先まで	令和5年3月28日
5541	半田第72号線	津市半田字稗原555番4地先から津市半田字稗原555番7地先まで	令和5年3月28日
5542	半田第73号線	津市半田字池町610番7地先から津市半田字池町610番9地先まで	令和5年3月28日
5543	半田第74号線	津市半田字池町614番14地先から津市半田字池町624番5地先まで	令和5年3月28日

5544	半田第75号線	津市半田字朝日841番7地先から津市半田字朝日841番2地先まで	令和5年3月28日
5545	半田第76号線	津市半田字朝日841番7地先から津市半田字朝日841番14地先まで	令和5年3月28日
5546	半田第77号線	津市半田字長峯2406番45地先から津市半田字長峯2408番29地先まで	令和5年3月28日
5547	半田第78号線	津市半田字長峯2408番27地先から津市半田字長峯2408番23地先まで	令和5年3月28日
6499	藤方第43号線	津市藤方字柳ヶ坪1524番3地先から津市藤方字柳ヶ坪1523番8地先まで	令和5年3月28日
6500	藤方第44号線	津市藤方字柳ヶ坪1523番9地先から津市藤方字柳ヶ坪1523番13地先まで	令和5年3月28日
6501	藤方第45号線	津市藤方字柳ヶ坪1510番5地先から津市字藤方柳ヶ坪1510番4地先まで	令和5年3月28日
6502	藤方第46号線	津市藤方字柳ヶ坪1489番2地先から津市藤方字柳ヶ坪1489番5地先まで	令和5年3月28日
6503	藤方第47号線	津市藤方字浜替521番10地先から津市藤方字浜替521番4地先まで	令和5年3月28日
6504	藤方第48号線	津市藤方字下垣内485番3地先から津市藤方字下垣内485番9地先まで	令和5年3月28日
6505	垂水第82号線	津市垂水字法ヶ広1889番12地先から津市垂水字法ヶ広1	令和5年3月28日

		889番19地先まで	
7487	高茶屋第12号線	津市高茶屋二丁目994番7地先から津市高茶屋二丁目985番10地先まで	令和5年3月28日
7488	高茶屋第13号線	津市高茶屋二丁目992番7地先から津市高茶屋二丁目985番5地先まで	令和5年3月28日
2600	新町94号線	津市久居新町625番9地先から津市久居新町635番11地先まで	令和5年3月28日
2601	新町95号線	津市久居新町625番10地先から津市久居新町625番11地先まで	令和5年3月28日
2602	新町96号線	津市久居新町625番21地先から津市久居新町625番22地先まで	令和5年3月28日
2603	相川19号線	津市久居相川町字相川2111番8地先から津市久居相川町字相川2111番6地先まで	令和5年3月28日
2604	森町第1号線	津市森町字下新田2970番1地先から津市森町字下新田2970番3地先まで	令和5年3月28日
817	椋本第1号線	津市芸濃町椋本字藤ノ山3749番7地先から津市芸濃町椋本字藤ノ山3749番9地先まで	令和5年3月28日
3443	緑ヶ丘団地第26号線	津市上浜町六丁目4番23地先内	令和5年3月28日
3890	緑ヶ丘団地第28号線	津市上浜町六丁目4番37地先から津市上浜町六丁目2番17地先まで	令和5年3月28日
3918	上浜町第85号線	津市上浜町六丁目3番6地先から津市上浜町六丁目3番21地	令和5年3月28日

		先まで	
3500	鳥居町第6号線	津市鳥居町91番1地先から津市鳥居町39番8地先まで	令和5年3月28日
3937	鳥居町第12号線	津市鳥居町33番1地先から津市鳥居町39番10地先まで	令和5年3月28日
6416	垂水第42号線	津市垂水字西浦2012番2地先から津市垂水字西浦2028番5地先まで	令和5年3月28日
6435	垂水第53号線	津市垂水字門田686番地先から津市垂水字真ヶ坪467番2地先まで	令和5年3月28日
6469	半田第67号線	津市半田字朝日803番8地先から津市半田字笠取1238番4地先まで	令和5年3月28日
7413	高茶屋小森町第50号線	津市高茶屋二丁目994番7地先から津市高茶屋二丁目992番4地先まで	令和5年3月28日
1529	北口22号線	津市久居北口町字北口521番32地先から津市久居北口町字北口521番10地先まで	令和5年3月28日
2198	野村22号線	津市久居野村町字北八丁878番21地先から津市久居野村町字北八丁872番2地先まで	令和5年3月28日
3053	下芦原1号線	津市河芸町上野字下芦原570番7地先から津市河芸町上野字下芦原560番7地先まで	令和5年3月28日
6007	くすのきの丘6号線	津市河芸町杜の街一丁目2番22地先から津市河芸町杜の街一丁目2番33地先まで	令和5年3月28日
144	北豊久野線	津市芸濃町椋本字藤ノ山3749番9地先から津市芸濃町椋本字藤ノ山3749番7地先まで	令和5年3月28日

640	北豊久野団地 1号線	津市芸濃町椋本字藤ノ山375 4番4地先から津市芸濃町椋本 字藤ノ山3754番9地先まで	令和5年3月2 8日
112	太田一身田線	津市夢が丘二丁目29番2地先 内	令和5年3月2 8日
4122	野田122号 線	津市一志町高野字千部35番5 地先から津市一志町高野字野田 2605番1地先まで	令和5年3月2 8日
7112	南郊中学校高 茶屋小森山線	津市高茶屋小森町字中山117 2番10地先から津市高茶屋小 森町字中山1172番12地先 まで	令和5年3月2 8日
7301	高茶屋小森町 第24号線	津市高茶屋小森町字焼野106 5番3地先から津市高茶屋小森 町字四ツ野1510番1地先ま で	令和5年3月2 8日
7339	高茶屋小森町 第35号線	津市高茶屋小森町字焼野113 9番9地先内	令和5年3月2 8日
3503	太田8号線	津市安濃町太田字北2319番 地先内	令和5年3月2 8日
3504	太田9号線	津市安濃町太田字北2319番 地先内	令和5年3月2 8日
3505	太田10号線	津市安濃町太田字北2309番 地先から津市安濃町太田字北端 773番地先まで	令和5年3月2 8日
3849	田端上野20 号線	津市安濃町田端上野字西観77 6番1地先から津市安濃町田端 上野字小谷882番15地先ま で	令和5年3月2 8日

## 津市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成31年津市告示第5号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

宮町区

三重県津市白山町南家城1721番地

代表者 小林 輝巳

### 2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	嶋田 正清 三重県津市白山町南家城979番地
変更後	小林 輝巳 三重県津市白山町南家城1721番地

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和5年3月19日の定期総会において選任され、令和5年3月20日から就任することになったため。

## 津市告示第52号

下記の者の固定資産税・都市計画税督促状、市民税・県民税督促状及び軽自動車税督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年3月28日

津市長 前葉泰幸

### 記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○ ○ ○○○○○○○○○ ○ ○○○○○	令和4年度固定資産 税・都市計画税督促状 第3期、第4期
○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○	令和4年度市民税・県 民税（普徴）督促状第 3期、第4期
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○○○	令和4年度市民税・県 民税（普徴）督促状第 2期、第3期、第4期
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○○	令和4年度市民税・県 民税（普徴）督促状隨 時1期（令和3年度賦 課分）、第3期、第4期
○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県 民税（普徴）督促状第 3期、第4期
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○○ ○○	令和4年度市民税・県 民税（普徴）督促状第 1期、第2期、第3期、 第4期

○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○○ ○○○○	令和4年度市民税・県 民税(普徴)督促状第 3期、第4期
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○○ ○○	令和4年度市民税・県 民税(普徴)督促状第 4期、令和4年度軽自 動車税督促状
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県 民税(普徴)督促状第 3期、第4期
○○○○○○○	○○ ○○	令和2年度市民税・県 民税(普徴)督促状第 4期
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○	○○ ○○	平成30年度市民税・ 県民税(普徴)督促状 第2期、第3期、第4 期、平成31年度市民 税・県民税(普徴)督 促状第3期、第4期
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度固定資産 税・都市計画税督促状 第3期、第4期
○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○○ ○ ○○○○	令和3年度市民税・県 民税(普徴)督促状第 3期、第4期、令和4 年度市民税・県民税(普 徴)督促状第1期、第 2期、第3期、第4期

○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和 3 年度市民税・県 民税（普徴）督促状第 2 期、第 3 期、第 4 期
○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○ ○○○○ ○○○○	令和 4 年度市民税・県 民税（普徴）督促状第 4 期
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○ ○○○○	令和 4 年度市民税・県 民税（普徴）督促状第 4 期

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

## 津市告示第53号

下記の者の差押調書謄本、債権差押解除通知書、交付要求通知書及び配当計算書謄本は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年3月28日

津市長 前葉泰幸

### 記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○	○○ ○○	差押調書謄本、債権差押解除通知書及び配当計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○ ○○	○○ ○	債権差押解除通知書及び配当計算書謄本
○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○ ○ ○○○○○○○○ ○ ○○○○○	差押調書謄本及び配当計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	○○ ○○	差押調書謄本及び配当計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○○ ○○○ ○○ ○ ○○○	交付要求通知書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○ ○○	○○○○ ○○○○ ○○○	差押調書謄本及び配当計算書謄本

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第54号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項の規定により告示する。

令和5年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

特定非営利活動法人こまつの里

2 事業所の名称

相談支援事業所こまつ

3 事業所の所在地

津市藤方843番地16

4 指定年月日

令和5年4月1日

5 指定事業の種類

特定相談支援

6 事業所番号

特定相談支援事業所 2430502852

津市告示第55号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、次のとおり同法第30条の11第1項の施設等利用費の支給に係る施設として確認したので、同法第58条の11第1号の規定により告示する。

令和5年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

1 預かり保育事業

提供者名称	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認年月日	一定の基準の適否
国立大学法人三重大学	三重大学教育学部附属幼稚園	津市観音寺町5 23番地	令和5年2 月9日	適

津市告示第 56 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 5 年 1 月 30 日に専決処分した予算の要領及び同年 3 月 24 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 4 年度津市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 4 年度津市一般会計補正予算（第 15 号）

令和 4 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度津市水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度津市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度津市モーター ボート競走事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度津市一般会計補正予算（第 16 号）

令和 5 年度津市一般会計予算

令和 5 年度津市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度津市介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 5 年度津市営浄化槽事業特別会計予算

令和 5 年度津市共同汚水処理施設事業特別会計予算

令和 5 年度津市農業集落排水事業特別会計予算

令和 5 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

令和 5 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 5 年度津市棕本財産区特別会計予算

令和5年度津市水道事業会計予算

令和5年度津市工業用水道事業会計予算

令和5年度津市下水道事業会計予算

令和5年度津市駐車場事業会計予算

令和5年度津市モーターボート競走事業会計予算

令和4年度津市一般会計補正予算（第14号）

令和4年度津市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

津市長 前葉泰幸

## 第1表 債務負擔行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
市議会議員補欠選挙事業	令和5年度	12,660

## 令和4年度津市一般会計補正予算（第15号）

令和4年度津市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,278,110千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,921,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

### （繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加、変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第5条 地方債の追加、変更は、「第5表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		41,338,192	141,930	41,480,122
	1 市 民 税	18,662,106	△10,000	18,652,106
	2 固 定 資 産 税	17,874,425	39,930	17,914,355
	3 軽 自 動 車 税	914,968	3,000	917,968
	4 市 た ば こ 税	1,687,277	65,000	1,752,277
	5 入 湯 税	28,000	14,000	42,000
	6 都 市 計 画 税	2,171,416	30,000	2,201,416
2 地 方 譲 与 税		1,061,969	6,222	1,068,191
	1 地 方 振 発 油 譲 与 税	231,000	5,000	236,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	139,968	1,222	141,190
3 利 子 割 交 付 金		34,000	△17,000	17,000
	1 利 子 割 交 付 金	34,000	△17,000	17,000
4 配 当 割 交 付 金		180,000	80,000	260,000
	1 配 当 割 交 付 金	180,000	80,000	260,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000	120,000	220,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	120,000	220,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		650,000	80,000	730,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	650,000	80,000	730,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		6,862,000	40,000	6,902,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	6,862,000	40,000	6,902,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		280,000	20,000	300,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	280,000	20,000	300,000
10 環 境 性 能 割 交 付 金		200,000	△60,000	140,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	200,000	△60,000	140,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		43,000	1,011	44,011
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000	1,011	44,011
13 地 方 交 付 税		20,775,854	△440,000	20,335,854
	1 地 方 交 付 税	20,775,854	△440,000	20,335,854
15 分 担 金 及 び 負 担 金		619,552	3,053	622,605
	1 分 担 金	51,565	△1,918	49,647

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 負 担 金	567,987	4,971	572,958
16 使用料及び手数料		1,946,382	△72,793	1,873,589
	1使 用 料	1,743,074	△69,741	1,673,333
	2 手 数 料	203,308	△3,052	200,256
17 国 庫 支 出 金		24,112,642	△442,493	23,670,149
	1国 庫 負 担 金	15,323,188	167,069	15,490,257
	2国 庫 补 助 金	8,784,034	△608,937	8,175,097
	3委 託 金	5,420	△625	4,795
18 県 支 出 金		8,265,447	13,538	8,278,985
	1県 負 担 金	5,242,011	97,252	5,339,263
	2県 补 助 金	2,437,151	△94,687	2,342,464
	3委 託 金	586,285	10,973	597,258
19 財 産 収 入		200,463	223,112	423,575
	1財 産 運 用 収 入	141,835	3,853	145,688
	2財 産 売 払 収 入	58,628	219,259	277,887
20 寄 附 金		259,589	△39,013	220,576
	1寄 附 金	259,589	△39,013	220,576
21 繰 入 金		5,823,428	△1,594,161	4,229,267
	1他 会 計 繰 入 金	44,576	9,407	53,983
	2基 金 繰 入 金	5,778,852	△1,603,568	4,175,284
23 諸 収 入		846,307	30,384	876,691
	2市 預 金 利 子	314	159	473
	3貯 付 金 元 利 収 入	65,023	322	65,345
	5 雜 入	729,106	29,903	759,009
24 市 債		5,473,500	△371,900	5,101,600
	1市 債	5,473,500	△371,900	5,101,600
歳 入 合 計		122,199,273	△2,278,110	119,921,163

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		563,994	△5,120	558,874
	1 議会費	563,994	△5,120	558,874
2 総務費		14,366,249	△307,283	14,058,966
	1 総務管理費	12,092,817	△288,681	11,804,136
	2 徴税費	1,349,192	△11,450	1,337,742
	3 戸籍住民基本台帳費	637,197	△4,897	632,300
	4 選挙費	183,245	△324	182,921
	5 統計調査費	21,102	△1,471	19,631
3 民生費	6 監査委員費	82,696	△460	82,236
		47,946,873	△346,319	47,600,554
	1 社会福祉費	26,158,940	△82,684	26,076,256
	2 児童福祉費	16,214,468	△262,432	15,952,036
4 衛生費	3 生活保護費	5,563,365	△1,203	5,562,162
		13,772,257	△348,408	13,423,849
	1 保健衛生費	5,907,458	△117,510	5,789,948
	2 施設費	306,388	2,885	309,273
	3 環境費	393,720	△4,824	388,896
	4 清掃費	5,789,781	△89,862	5,699,919
	7 上水道費	908,145	△133,763	774,382
	8 生活排水処理費	447,636	△5,334	442,302
5 労働費		56,257	△548	55,709
	1 労働諸費	56,257	△548	55,709
6 農林水産業費		2,754,183	△151,916	2,602,267
	1 農業費	1,822,525	△133,866	1,688,659
	2 林業費	422,300	△12,103	410,197
	3 水産業費	59,740	△939	58,801
	4 農業集落排水費	449,618	△5,008	444,610
7 商工費		2,588,698	△305,246	2,283,452
	1 商工費	2,588,698	△305,246	2,283,452
8 土木費		14,235,823	△532,997	13,702,826
	1 土木管理費	278,526	△656	277,870
	2 道路橋りょう費	5,205,615	△233,083	4,972,532
	3 河川費	639,367	△157,887	481,480
	4 港湾費	144,195	△13,343	130,852
	5 都市計画費	7,540,544	△112,415	7,428,129
	6 住宅費	427,576	△15,613	411,963

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 消 防 費		4,157,443	△63,863	4,093,580
	1 消 防 費	4,157,443	△63,863	4,093,580
10 教 育 費		9,915,688	△215,303	9,700,385
	1 教 育 総 務 費	2,296,901	△40,085	2,256,816
	2 小 学 校 費	2,229,401	△12,435	2,216,966
	3 中 学 校 費	977,814	42	977,856
	4 幼 稚 園 費	1,164,509	△16,087	1,148,422
	5 社 会 教 育 費	2,440,154	△118,155	2,321,999
	6 短 期 大 学 費	806,909	△28,583	778,326
11 災 害 復 旧 費		65,678	△397	65,281
	1 農林水産業施設災害 復 旧 費	1,436	△397	1,039
12 公 債 費		11,654,030	△710	11,653,320
	1 公 債 費	11,654,030	△710	11,653,320
歳 出	合 計	122,199,273	△2,278,110	119,921,163

## 第2表 繼続費補正

変更

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)津西会館別館整備事業	165,843	令和3年度	116,942	150,986	令和3年度	116,942
				令和4年度	48,901		令和4年度	34,044
8 土木費	2 道路橋りょう費	大谷踏切拡幅事業(JR踏切拡幅)	216,000	令和2年度	85,400	186,000	令和2年度	85,400
				令和3年度	100,600		令和3年度	100,600
				令和4年度	30,000		令和4年度	
8 土木費	2 道路橋りょう費	津異橋大規模更新事業(旧橋撤去工)	460,000	令和3年度	40,000	412,399	令和3年度	40,000
				令和4年度	420,000		令和4年度	372,399
9 消防費	1 消防費	北消防署整備事業	768,155	令和3年度		728,993	令和3年度	
				令和4年度	301,085		令和4年度	261,939
				令和5年度	467,070		令和5年度	467,054

## 第3表 繰越明許費補正

追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	メッセウイング・みえ電力量計取替事業	1,643
3 民生費	2 児童福祉費	民間社会福祉施設施設整備費補助金	200,448
4 衛生費	7 上水道費	上水道事業会計出資金	150,100
6 農林水産業費	1 農業費	柳原地区活性化計画施設整備農山漁村振興交付金	33,696
6 農林水産業費	2 林業費	県営林道経ヶ峰線開設事業	8,750
8 土木費	2 道路橋りょう費	津駅西口広場整備基本構想検討事業	3,267
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(道路等特定事項)	73,300
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(交付金事業)	55,590

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（市単独事業）	20,550
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持事業（交付金事業）	112,330
8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	4,400

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	66,122	74,977
8 土木費	4 港湾費	港湾整備事業	4,200	19,800
8 土木費	5 都市計画費	道路新設改良事業	38,800	66,752
8 土木費	5 都市計画費	都市公園整備事業	141,175	161,196

#### 第4表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
津市企業立地促進条例に基づく用地取得費助成奨励金（令和4年度操業開始分）	令和5年度から令和9年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者が立地のために取得した用地の取得金額に20/100を乗じて得た額を5年間に分割して交付する額の5年間分に相当する額（ただし、1件につき300,000千円を限度とする）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（令和4年中操業開始分）	令和5年度から令和7年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（令和5年度）、75/100（令和6年度）及び50/100（令和7年度）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（特定産業分）（令和4年中操業開始分）	令和5年度から令和7年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（令和5年度から令和7年度まで）

## 第5表 地方債補正

追 加

(単位: 千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
急傾斜地崩壊対策事業	4,300	証券借入 又は 証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率)	30か年内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金に ついてはその融資条件によ り、銀行その他の場合は、そ の債権者と協定する。ただ し、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。

変 更 (限度額)

(単位: 千円)

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 領	限 度 領
集会施設整備事業	42,900	29,600
過疎地域振興事業	67,200	65,400
河川整備事業	199,400	150,600
街路整備事業	179,500	167,200
消防施設整備事業	307,700	270,300
学校教育施設解体事業	64,300	56,900
学校教育施設整備事業	7,100	5,200
放課後児童施設整備事業	54,700	29,200
公民館施設整備事業	27,500	25,600
短期大学施設整備事業	120,500	115,800

変 更 (限度額及び利率)

(単位: 千円、%)

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 領	利 率	限 度 領	利 率
水道事業会計出資金	560,100	年1.5以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては當 該見直し後の利 率)	425,900	年2.5以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては當 該見直し後の利 率)
農業生産基盤整備事業	134,400		115,400	
道路整備事業	1,410,800		1,342,800	

## 変更(利率)

(単位: %)

起債の目的	補正前	補正後
	利 率	利 率
林道整備事業	年1.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては当該見直し後の利率)	年2.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては当該見直し後の利率)
港湾整備事業		
公園整備事業		

## 令和4年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,965,596千円とする。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,062千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,189千円とする。

3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

## 事業勘定

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		5,262,035	△29,132	5,232,903
	1 国民健康保険料	5,262,035	△29,132	5,232,903
2 国民健康保険税		210	126	336
	1 国民健康保険税	210	126	336
4 使用料及び手数料		2,190	6	2,196
	1 手 数 料	2,190	6	2,196
5 国庫支出金			86	86
	2 国庫補助金		86	86
8 県 支 出 金		19,672,103	21,940	19,694,043
	2 県 補 助 金	19,672,103	21,940	19,694,043
10 財産収入		52	△19	33
	1 財産運用収入	52	△19	33
11 繰 入 金		1,769,821	157,001	1,926,822
	1 繰 入 金	1,769,821	157,001	1,926,822
13 諸 収 入		94,034	△36,423	57,611
	1 延滞金、加算金及び過料	47,646	△12,657	34,989
	3 雑 入	46,388	△23,766	22,622
歳 入 合 計		26,852,011	113,585	26,965,596

## 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		384,037	△8,512	375,525
	1 総務管理費	274,582	△657	273,925
	2 徴収費	107,392	△7,637	99,755
	3 運営協議会費	524	△66	458
	4 趣旨普及費	1,539	△152	1,387
2 保険給付費		19,352,777	△18,289	19,334,488
	1 療養諸費	16,715,386	△502	16,714,884
	4 出産育児諸費	75,638	△17,787	57,851
3 国民健康保険事業費 納付金		6,340,989		6,340,989
	1 医療給付費分	4,339,537		4,339,537
	2 後期高齢者支援金等 分	1,558,354		1,558,354
	3 介護納付金分	443,098		443,098
8 保健事業費		286,223	△6,736	279,487
	1 特定健康診査等事業 費	233,150	△5,071	228,079
	2 保健事業費	53,073	△1,665	51,408
9 基金積立金		330,140	148,543	478,683
	1 基金積立金	330,140	148,543	478,683
11 諸支出金		157,825	△1,421	156,404
	1 償還金及び還付加算 金	128,373	△877	127,496
	2 繰出金	29,452	△544	28,908
歳出合計		26,852,011	113,585	26,965,596

## 直営診療施設勘定

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診 療 収 入		34,202	△2,518	31,684
	1 外 来 収 入	30,788	△2,518	28,270
3 繰 入 金		29,436	△544	28,892
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	29,436	△544	28,892
歳 入	合 計	64,251	△3,062	61,189

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		42,779		42,779
	1 施 設 管 理 費	42,779		42,779
2 医 業 費		20,248	△3,062	17,186
	1 医 業 費	20,248	△3,062	17,186
歳 出	合 計	64,251	△3,062	61,189

## 令和4年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ134,531千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,029,076千円とする。
- 2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 險 料		6,142,738		6,142,738
	1 介 護 保 險 料	6,142,738		6,142,738
3 国 庫 支 出 金		6,998,950	△11,170	6,987,780
	1 国 庫 負 担 金	5,102,319	△18,500	5,083,819
	2 国 庫 补 助 金	1,896,631	7,330	1,903,961
4 支 払 基 金 交 付 金		7,668,233	△40,428	7,627,805
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,668,233	△40,428	7,627,805
5 県 支 出 金		4,173,839	△26,282	4,147,557
	1 県 負 担 金	3,969,344	△23,750	3,945,594
	2 県 补 助 金	204,495	△2,532	201,963
6 財 産 収 入		72	△14	58
	1 財 産 運 用 収 入	72	△14	58
7 繰 入 金		4,488,332	△56,637	4,431,695
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,488,332	△56,637	4,431,695
歳 入 合 計		30,163,607	△134,531	30,029,076

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 業 費		425,840	△36,472	389,368
	2 徴 収 費	28,899	△52	28,847
	3 介護認定調査費等費	163,292	△33,585	129,707
	4 介護認定審査会費	78,477	△2,565	75,912
	6 計画策定等関係費	3,230	△270	2,960
2 保 険 給 付 費		27,922,815	△130,000	27,792,815
	1 介護及び予防給付費	27,173,748	△65,000	27,108,748
	2 特定入所者介護サー ビス 等 費	727,083	△65,000	662,083
3 地 域 支 援 事 業 費		1,303,999	△20,075	1,283,924
	1 一般介護予防事業費	90,811	△1,492	89,319
	2 包括的支援事業・任 意 事 業 費	614,768	△343	614,425
	3 介護予防・生活支援 サ ー ビ ス 事 業 費	596,456	△18,240	578,216
4 基 金 積 立 金		138,256	52,016	190,272
	1 基 金 積 立 金	138,256	52,016	190,272
歳 出 合 計		30,163,607	△134,531	30,029,076

令和4年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37,628千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,191,290千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,245,113	11,084	3,256,197
	1 後期高齢者医療保険料	3,245,113	11,084	3,256,197
2 使用料及び手数料		370	△30	340
	1 手 数 料	370	△30	340
3 繰 入 金		3,930,062	△255,589	3,674,473
	1 一般会計繰入金	3,930,062	△255,589	3,674,473
5 諸 収 入		19,215	206,907	226,122
	1 延滞金、加算金及び過料	10	490	500
	3 雑 入	12,205	207,417	219,622
	4 償還金及び還付加算金	7,000	△1,000	6,000
歳 入 合 計		7,228,918	△37,628	7,191,290

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		90,447	△681	89,766
	1 総務管理費	71,073	△629	70,444
	2 徴収費	19,374	△52	19,322
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,131,411	△35,947	7,095,464
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,131,411	△35,947	7,095,464
3 諸支出金		7,060	△1,000	6,060
	1 償還金及び還付加算金	7,060	△1,000	6,060
歳 出 合 計		7,228,918	△37,628	7,191,290

## 令和4年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,439千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ471,185千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1分担金及び負担金		8,284	△1,616	6,668
	1分 担 金	8,284	△1,616	6,668
3国庫支出金		15,700	△2,204	13,496
	1国庫補助金	15,700	△2,204	13,496
4県支出金		6,130	△1,114	5,016
	1県補助金	6,130	△1,114	5,016
5財産収入		1	1	2
	1財産運用収入	1	1	2
6繰入金		312,641	5,070	317,711
	1一般会計繰入金	308,127	5,070	313,197
8市債		35,100	△10,800	24,300
	1市 債	35,100	△10,800	24,300
9諸収入		975	△776	199
	1雑 入	975	△776	199
歳 入 合 計		482,624	△11,439	471,185

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1総務費		26,854	△1,472	25,382
	1総務管理費	26,854	△1,472	25,382
2事業費		426,035	△9,645	416,390
	1市営浄化槽事業費	426,035	△9,645	416,390
3基金積立金		4,821	△322	4,499
	1基金積立金	4,821	△322	4,499
歳 出 合 計		482,624	△11,439	471,185

## 第2表 地方債補正

変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
市営浄化槽事業	35,100	24,300

## 令和4年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,810千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,133千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		123,655	△3,200	120,455
	1 使用 料	123,655	△3,200	120,455
2 繰 入 金		49,065	△7,610	41,455
	1 一般会計繰入金	49,065	△7,610	41,455
歳 入 合 計		176,943	△10,810	166,133

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		27,990	△550	27,440
	1 総 務 管 理 費	27,990	△550	27,440
2 事 業 費		148,953	△10,260	138,693
	1 共同汚水処理施設事業費	148,953	△10,260	138,693
歳 出 合 計		176,943	△10,810	166,133

## 令和4年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,916千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ593,602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		9,779	△909	8,870
	1分 担 金	9,779	△909	8,870
3 財 産 収 入		11	1	12
	1 財 産 運 用 収 入	11	1	12
4 緑 入 金		449,618	△5,008	444,610
	1 緑 入 金	449,618	△5,008	444,610
歳 入 合 計		599,518	△5,916	593,602

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		38,193	△5,917	32,276
	1 総 務 管 理 費	38,193	△5,917	32,276
2 事 業 費		263,289		263,289
	1 農業集落排水事業費	263,289		263,289
3 基 金 積 立 金		1	1	2
	1 基 金 積 立 金	1	1	2
歳 出 合 計		599,518	△5,916	593,602

## 令和4年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,575千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,849千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 緯 入 金		213,422	△24,575	188,847
	1 緯 入 金	213,422	△24,575	188,847
歳 入 合 計		213,424	△24,575	188,849

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		68,040	△24,575	43,465
	1 事 業 費	68,040	△24,575	43,465
歳 出 合 計		213,424	△24,575	188,849

令和4年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、  
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,407千円を追加し、歳  
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸 収 入		27,271	9,407	36,678
	1 貸付金元利収入	26,761	8,879	35,640
	2 雜 入	510	528	1,038
歳 入	合 計	45,383	9,407	54,790

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		45,383	9,407	54,790
	1 総 務 管 理 費	45,383	9,407	54,790
歳 出	合 計	45,383	9,407	54,790

## 令和4年度津市椋本財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度津市の椋本財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めると  
ころによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千円を追加し、歳入歳出予  
算の総額を歳入歳出それぞれ5,03千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1財産収入		1	2	3
	1財産運用収入	1	2	3
歳入合計		501	2	503

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2基金積立金		1	2	3
	1基金積立金	1	2	3
歳出合計		501	2	503

令和4年度津市水道事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 令和4年度津市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	9,422,853	△537,544	8,885,309
第1項 営業収益	8,139,618	△528,514	7,611,104
第2項 営業外収益	1,277,594	△18,030	1,259,564
第3項 特別利益	5,641	9,000	14,641

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,191,744	△302,422	7,889,322
第1項 営業費用	7,765,750	△302,422	7,463,328

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,667,307千円」を「2,762,992千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	3,424,426	△818,961	2,605,465
第1項 企業債	1,926,600	△391,000	1,535,600
第2項 出資金	560,100	△134,200	425,900
第3項 補助金	617,820	△117,861	499,959
第4項 負担金	319,906	△175,900	144,006

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	6,091,733	△723,276	5,368,457
第1項 建設改良費	4,830,790	△723,276	4,107,514

(継続費)

第4条 令和2年度津市水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

単位 千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	片田浄水場 計装設備等 更新事業	916,205	令和2年度	27,849	815,456	令和2年度	27,849
				令和3年度	525,092		令和3年度	525,092
				令和4年度	363,264		令和4年度	262,515

第4条の2 令和3年度津市水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

単位 千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	水道施設台帳 作成事業	111,001	令和3年度	49,401	96,401	令和3年度	49,401
				令和4年度	61,600		令和4年度	47,000

第4条の3 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

単位 千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	高茶屋浄水場 電気計装設備等 更新事業	1,211,158	令和4年度	3,005	1,210,149	令和4年度	
				令和5年度	941,024		令和5年度	425,023
				令和6年度	267,129		令和6年度	785,126
1 資本的 支出	1 建設改 良費	農村及び野田地 内基幹管路更新 事業	940,406	令和4年度	321,383	752,037	令和4年度	
				令和5年度	619,023		令和5年度	752,037

(企業債)

第5条 予算第7条中「1,926,600千円」を「1,535,600千円」に、「年1.5以内」を「年2.5以内」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「348,045千円」を「348,482千円」に改める。

津市長 前葉泰幸

令和4年度津市下水道事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 令和4年度津市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	10,793,312	△93,265	10,700,047
第1項 営 業 収 益	3,573,838	△58,791	3,515,047
第2項 営 業 外 収 益	7,219,472	△34,474	7,184,998

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,719,572	△37,033	9,682,539
第1項 営 業 費 用	8,641,121	△55,928	8,585,193
第2項 営 業 外 費 用	1,075,907	18,895	1,094,802

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,106,579千円」を「3,080,321千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	6,719,879	269,739	6,989,618
第1項 企 業 債	4,340,100	71,200	4,411,300
第2項 負 担 金	123,302	△680	122,622
第3項 補 助 金	2,256,477	199,219	2,455,696

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	9,826,458	243,481	10,069,939
第1項 建 設 改 良 費	4,474,288	260,006	4,734,294
第2項 流域下水道建設負担金	178,905	△16,525	162,380

(継続費)

第4条 令和3年度津市下水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

単位 千円

款 項	事業名	補正前			補正後			
		総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
1 資本的 支出	1 建設改 良費	半田川田ポンプ場 ポンプ設備(3号ポン プ)築造事業	364,400	令和3年度	122,000	302,300	令和3年度	122,000
				令和4年度	242,400		令和4年度	180,300

第4条の2 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

単位 千円

款 項	事業名	補正前			補正後			
		総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
1 資本的 支出	1 建設改 良費	半田川田ポンプ場 ポンプ設備に伴う電 気設備築造事業	590,000	令和4年度	153,400	535,238	令和4年度	3,138
				令和5年度	436,600		令和5年度	532,100
1 資本的 支出	1 建設改 良費	極楽橋ポンプ場ポン プ設備(No.3ポンプ 等)改築事業	423,100	令和4年度	34,600	421,300	令和4年度	421,300
				令和5年度	388,500		令和5年度	
1 資本的 支出	1 建設改 良費	新町ポンプ場ポンプ 設備(3号ポンプ等) 改築事業	352,620	令和4年度	41,600	322,400	令和4年度	322,400
				令和5年度	311,020		令和5年度	

(企業債)

第5条 予算第7条中「172,600千円」を「157,600千円」に、「2,781,500千円」を「2,867,700千円」に、「年1.5以内」を「年2.5以内」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第11条中「4,048,583千円」を「4,028,687千円」に改める。

津市長 前葉泰幸

令和4年度津市モーター ボート競走事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度津市モーター ボート競走事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度津市モーター ボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出		単位 千円	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 モーター ボート競走 事業費用	56,750,332	△207,943	56,542,389
第1項 営業費用	56,586,198	△207,943	56,378,255

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	439,297	△29,051	410,246
(2) 交際費	895	△120	775

津市長 前葉泰幸

## 令和4年度津市一般会計補正予算（第16号）

令和4年度津市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ231,654千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,689,509千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

### （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		23,670,149	△402,334	23,267,815
	1 国 庫 负 担 金	15,490,257	△241,783	15,248,474
	2 国 庫 补 助 金	8,175,097	△160,551	8,014,546
18 県 支 出 金		8,278,985	△4,918	8,274,067
	2 県 补 助 金	2,342,464	△4,918	2,337,546
21 緑 入 金		4,229,267	14,898	4,244,165
	2 基 金 緑 入 金	4,175,284	14,898	4,190,182
24 市 債		5,101,600	160,700	5,262,300
	1 市 債	5,101,600	160,700	5,262,300
歳 入	合 計	119,921,163	△231,654	119,689,509

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		47,600,554	△30,289	47,570,265
	1 社 会 福 祉 費	26,076,256	3,767	26,080,023
	2 命 童 福 祉 費	15,952,036	△34,056	15,917,980
4 衛 生 費		13,423,849	△423,486	13,000,363
	1 保 健 衛 生 費	5,789,948	△423,486	5,366,462
10 教 育 費		9,700,385	222,121	9,922,506
	3 中 学 校 費	977,856	222,121	1,199,977
歳 出	合 計	119,921,163	△231,654	119,689,509

## 第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業	3,767
3 民生費	2 児童福祉費	出産・子育て応援事業	39,269
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナワクチン接種体制確保・接種対策事業	397,254
10 教育費	3 中学校費	学校施設維持補修事業	222,121

## 第3表 地 方 債 補 正

変 更

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
学校教育施設整備事業	5,200	165,900

## 令和5年度津市一般会計予算

令和5年度津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,730,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

### (債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

### (地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

### (一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		41,338,395
	1 市 民 税	18,705,180
	2 固 定 資 産 税	17,705,883
	3 軽 自 動 車 税	960,605
	4 市 た ば こ 税	1,721,000
	5 入 湯 税	38,000
2 地 方 譲 与 税	6 都 市 計 画 税	2,207,727
		1,050,191
	1 地 方 振 発 油 譲 与 税	223,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	685,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	141,190
3 利 子 割 交 付 金	5 特 別 と ん 譲 与 税	1,000
		17,000
4 配 当 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	17,000
		260,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	260,000
		220,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	220,000
		685,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金	685,000
		7,637,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	7,637,000
		300,000
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	300,000
		1
10 環 境 性 能 割 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
		140,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金	140,000
		43,000
12 地 方 特 例 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000
		200,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地 方 特 例 交 付 金	200,000
13 地 方 交 付 税		19,000,000
	1 地 方 交 付 税	19,000,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		34,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	34,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金		601,994
	1 分 担 金	22,987
	2 負 担 金	579,007
16 使 用 料 及 び 手 数 料		1,828,521
	1 使 用 料	1,634,953
	2 手 数 料	193,568
17 国 庫 支 出 金		16,909,809
	1 国 庫 負 担 金	14,025,164
	2 国 庫 补 助 金	2,879,342
	3 委 託 金	5,303
18 県 支 出 金		8,013,213
	1 県 負 担 金	5,323,274
	2 県 补 助 金	2,154,374
	3 委 託 金	535,565
19 財 产 収 入		252,653
	1 財 产 運 用 収 入	128,258
	2 財 产 売 払 収 入	124,395
20 寄 附 金		210,070
	1 寄 附 金	210,070
21 緑 入 金		8,469,452
	1 他 会 計 緑 入 金	3,022,357
	2 基 金 緑 入 金	5,447,095
22 緑 越 金		100,000
	1 緑 越 金	100,000
23 諸 収 入		1,036,801
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	50,056
	2 市 預 金 利 子	293
	3 貸 付 金 元 利 収 入	64,894

(単位：千円)

款	項	金額
	4 受託事業收入	107,439
	5 雜入	814,119
24 市債		4,382,900
	1 市債	4,382,900
歳入	合計	112,730,000

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		587,665
	1 議会費	587,665
2 総務費		12,549,544
	1 総務管理費	10,227,503
	2 徴税費	1,267,923
	3 戸籍住民基本台帳費	684,507
	4 選挙費	259,421
	5 統計調査費	26,112
	6 監査委員費	84,078
3 民生費		44,131,190
	1 社会福祉費	23,841,032
	2 児童福祉費	14,798,303
	3 生活保護費	5,489,255
	4 災害救助費	2,600
4 衛生費		10,970,417
	1 保健衛生費	3,185,515
	2 施設費	321,476
	3 環境費	396,797
	4 清掃費	5,808,864
	5 産業廃棄物処理費	19,396
	7 上水道費	627,490
	8 生活排水処理費	610,879
5 労働費		56,304
	1 労働諸費	56,304
6 農林水産業費		2,415,947
	1 農業費	1,493,212
	2 林業費	427,905
	3 水産業費	46,631
	4 農業集落排水費	448,199
7 商工費		1,007,625
	1 商工費	1,007,625
8 土木費		14,441,321
	1 土木管理費	281,723
	2 道路橋りょう費	5,181,865
	3 河川費	701,390
	4 港湾費	91,137

(単位：千円)

款	項	金額
	5都 市 計 画 費	7,751,604
	6住 宅 費	433,602
9消 防 費		4,527,808
	1消 防 費	4,527,808
10教 育 費		9,650,049
	1教 育 総 務 費	2,311,055
	2小 学 校 費	2,118,812
	3中 学 校 費	1,156,206
	4幼 稚 園 費	1,151,154
	5社 会 教 育 費	2,312,071
	6短 期 大 学 費	600,751
12公 債 費		12,270,030
	1公 債 費	12,270,030
13諸 支 出 金		22,100
	1災 害 援 護 資 金 貸 付 金	22,100
14予 備 費		100,000
	1予 備 費	100,000
歳 出 合 計		112,730,000

## 第2表 繼 続 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	給 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称) 安東地区コミュニティ施設整備事業(駐車場整備)	35,121	令和5年度	
				令和6年度	35,121
8 土木費	2 道路橋りょう費	津興橋大規模更新事業(上部工)	730,000	令和5年度	20,000
				令和6年度	230,000
				令和7年度	480,000

## 第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 项	期 間	限 度 額
津市土地開発公社が先行取得する公共用地の取得(令和5年度先行取得依頼分)	令和5年度から債務完了年度まで	取得費に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証(令和5年度分)	令和5年度から債務完了年度まで	2,000,000
基盤情報ネットワークシステム更新業務委託	令和6年度	76,340
子ども・子育て支援事業計画策定業務委託	令和6年度	2,520
民間社会福祉施設設置整備費補助金	令和6年度	246,307
農業振興地域整備計画策定業務委託	令和6年度	5,808
三重短期大学ネットワーク機器等更新事業	令和6年度	27,145

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三重短期大学試験・学務管理システム等更新事業	令和6年度	22,523
産業廃棄物税負担事業	令和6年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第4表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 返 の 方 法
集会施設整備事業	125,200	証券借入 又は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融资条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
過疎地域振興事業	60,000			
防災対策事業	4,200			
運動施設整備事業	2,400			
災害援護資金貸付金	22,100			
水道事業会計出資金	308,000			
農業生産基盤整備事業	85,100			
林道整備事業	22,400			
道路整備事業	1,460,200			
河川整備事業	299,500			
港湾整備事業	14,000			
街路整備事業	324,300			
公園整備事業	14,400			
消防施設整備事業	520,300			
学校教育施設整備事業	196,300			
放課後児童施設整備事業	22,600			
短期大学施設整備事業	1,900			
臨時財政対策	900,000			

## 令和5年度津市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度津市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,620,220千円と定める。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,477千円と定める。

3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前葉泰幸

## 事業勘定

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		5,064,384
	1 国民健康保険料	5,064,384
2 国民健康保険税		311
	1 国民健康保険税	311
3一部負担金		1
	1一部負担金	1
4 使用料及び手数料		1,077
	1手数料	1,077
8 県支出金		19,560,805
	2県補助金	19,560,805
10 財産収入		110
	1財産運用収入	110
11 繰入金		1,922,978
	1繰入金	1,922,978
12 繰越金		1
	1繰越金	1
13 諸収入		70,553
	1延滞金、加算金及び過料	32,889
	3雑入	37,664
歳入合計		26,620,220

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		388,631
	1 総務管理費	283,346
	2 徴収費	103,092
	3 運営協議会費	524
	4 趣旨普及費	1,669
2 保険給付費		19,232,617
	1 療養諸費	16,549,258
	2 高額療養費	2,580,432
	3 移送費	261
	4 出産・育児諸費	77,316
	5 葬祭諸費	19,050
	6 傷病手当金	6,300
3 国民健康保険事業費納付		6,648,252
	1 医療給付費分	4,456,033
	2 後期高齢者支援金等分	1,708,449
	3 介護納付金分	483,770
7 共同事業拠出金		20
	1 共同事業拠出金	20
8 保健事業費		288,177
	1 特定健康診査等事業費	232,889
	2 保健事業費	55,288
9 基金積立金		110
	1 基金積立金	110
11 諸支出金		62,413
	1 償還金及び還付加算金	32,134
	2 繰出金	30,279
歳出合計		26,620,220

## 直営診療施設勘定

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 診 療 収 入		30,906
	1 外 来 収 入	27,492
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	3,414
2 使用料及び手数料		290
	1 使 用 料	53
	2 手 数 料	237
3 繰 入 金		30,279
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	30,279
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	2 雜 入	1
歳 入 合 計		61,477

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		42,959
	1 施 設 管 理 費	42,959
2 医 業 費		17,294
	1 医 業 費	17,294
3 公 債 費		1,224
	1 公 債 費	1,224
歳 出 合 計		61,477

## 令和5年度津市介護保険事業特別会計予算

令和5年度津市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,023,738千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次とおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 保 険 料		6,148,038
	1 介 護 保 険 料	6,148,038
2 使用料 及び 手 数 料		200
	1 手 数 料	200
3 国 庫 支 出 金		7,187,912
	1 国 庫 負 担 金	5,100,884
	2 国 庫 補 助 金	2,087,028
4 支 払 基 金 交 付 金		7,789,183
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,789,183
5 県 支 出 金		4,273,231
	1 県 負 担 金	4,055,135
	2 県 補 助 金	218,096
6 財 産 収 入		129
	1 財 産 運 用 収 入	129
7 繰 入 金		4,613,841
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,520,590
	2 基 金 繰 入 金	93,251
8 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
9 諸 収 入		11,201
	2 雜 入	10,001
	3 延滞金、加算金及び過料	1,200
歳 入 合 計		30,023,738

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		411,008
	1 総務管理費	154,144
	2 徴収費	29,519
	3 介護認定調査費等費	149,253
	4 介護認定審査会費	75,479
	5 趣旨普及費	986
2 保険給付費	6 計画策定等関係費	1,627
		28,182,371
	1 介護及び予防給付費	27,495,347
	2 特定入所者介護サービス等費	664,460
3 地域支援事業費	3 その他の諸費	22,564
		1,370,176
	1 一般介護予防事業費	97,240
	2 包括的支援事業・任意事業費	693,717
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	577,399
4 基本金積立金	4 その他の諸費	1,820
		129
5 諸支出金	1 基本金積立金	129
		20,012
	1 懲還金及び還付加算金	12,511
6 緑出金	2 緑出金	7,501
		40,042
7 保健福祉事業費	1 保健福祉事業費	40,042
	歳出合計	30,023,738

## 令和5年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度津市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,522,632千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,250,696
	1 後期高齢者医療保険料	3,250,696
2 使用料及び手数料		80
	1 手数料	80
3 繰入金		4,252,730
	1 一般会計繰入金	4,252,730
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		19,124
	1 延滞金、加算金及び過料	376
	3 雜入	11,748
	4 債還金及び還付加算金	7,000
歳入合計		7,522,632

歳出 (単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		94,864
	1 総務管理費	75,113
	2 徴収費	19,751
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,420,708
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,420,708
3 諸支出金		7,060
	1 債還金及び還付加算金	7,060
歳出合計		7,522,632

## 令和5年度津市営浄化槽事業特別会計予算

令和5年度津市の市営浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ564,642千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
1分担金及び負担金		13,136
	1分 担 金	13,136
2使用料及び手数料		109,311
	1使 用 料	109,311
3国庫支出金		27,163
	1国 庫 補 助 金	27,163
4県支出金		8,802
	1県 補 助 金	8,802
5財産収入		2
	1財 產 運 用 収 入	2
6繰入金		355,927
	1一 般 金 計 繰 入 金	351,173
	2基 金 繰 入 金	4,754
7繰越金		1
	1繰 越 金	1
8市債		50,200
	1市 債	50,200
9諸収入		100
	1雜 入	100
歳 入 合 計		564,642

歳 出		(単位:千円)
款	項	金額
1総務費		28,272
	1総務管理費	28,272
2事業費		500,670
	1市営浄化槽事業費	500,670
3基金積立金		6,884
	1基 金 積 立 金	6,884
4公債費		28,816
	1公 債 費	28,816
歳 出 合 計		564,642

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市営浄化槽改造資金融資に伴う損失補償	令和5年度	3,608
産業廃棄物税負担事業	令和6年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

## 第3表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市営浄化槽事業	50,200	証券借入 又は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還と し、政府資金についてはその融資条件によ り、銀行その他の場合は、その債権者と協定 する。ただし、市財政 の都合により繰り上げ 償還することができる。

## 令和5年度津市共同汚水処理施設事業特別会計予算

令和5年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ247,480千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起立すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。.

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		119,980
	1 使用料	119,980
2 繰 入 金		124,877
	1 一般会計繰入金	124,877
3 財 産 収 入		22
	1 財産運用收入	22
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 市 債		2,600
	1 市 債	2,600
歳 入 合 計		247,480

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		25,664
	1 総務管理費	25,664
2 事業費		221,801
	1 共同汚水処理施設事業費	221,801
3 公債費		15
	1 公債費	15
歳 出 合 計		247,480

第2表 地 方 債

(単位: 千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 返 の 方 法
共同汚水処理施設事業	2,600	証券借入 又は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還と し、政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場合は、 その債権者と協定す る。ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。

## 令和5年度津市農業集落排水事業特別会計予算

令和5年度津市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ591,294千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1分担金及び負担金		10,102
	1分 担 金	10,102
2使用料及び手数料		125,381
	1使 用 料	125,381
3財産収入		11
	1財産運用収入	11
4繰入金		448,199
	1繰 入 金	448,199
5繰越金		1
	1繰 越 金	1
8市債		7,600
	1市 債	7,600
歳 入 合 計		591,294

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1総務費		30,164
	1総務管理費	30,164
2事業費		281,879
	1農業集落排水事業費	281,879
3基金積立金		1
	1基 金 積 立 金	1
4公債費		279,250
	1公 債 費	279,250
歳 出 合 計		591,294

第2表 地 方 債

(単位:千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 返 の 方 法
農集落排水事業	7,600	証券購入 又は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還と し、政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場合 は、その債権者と協定 する。ただし、市財政 の都合により繰り上げ 償還することができる。

## 令和5年度津市土地区画整理事業特別会計予算

令和5年度津市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ251,182千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
3 繰 入 金		251,180
	1 繰 入 金	251,180
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		251,182

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		122,729
	1 事 業 費	122,729
2 公 債 費		128,453
	1 公 債 費	128,453
歳 出 合 計		251,182

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	令和6年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

## 令和5年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和5年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めると  
ころによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,995千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出  
予算」による。

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県 支 出 金		1,469
	1 県 補 助 金	1,469
4 線 越 金		1
	1 線 越 金	1
5 諸 収 入		21,525
	1 貸 付 金 元 利 収 入	20,573
	2 雜 入	952
歳 入 合 計		22,995

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		22,995
	1 総 務 管 理 費	22,995
歳 出 合 計		22,995

## 令和5年度津市棕本財産区特別会計予算

令和5年度津市の棕本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
2 繰入金		494
	1 基金繰入金	494
3 繰越金		5
	1 繰越金	5
歳入合計		500

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		499
	1 総務管理費	499
2 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
歳出合計		500

## 令和5年度津市水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和5年度津市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	137,000 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	38,746,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量	105,863 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事 配水施設整備工事 浄水施設整備工事

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	単位 千円
第1款 水道事業収益	8,962,090
第1項 営 業 収 益	7,653,291
第2項 営 業 外 収 益	1,302,230
第3項 特 別 利 益	6,569

支 出	単位 千円
第1款 水道事業費用	8,204,307
第1項 営 業 費 用	7,794,585
第2項 営 業 外 費 用	399,801
第3項 特 別 損 失	9,921

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,921,589 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収入		単位 千円
第1款 資本的収入		2,658,511
第1項 企業債		1,538,600
第2項 出資金		308,000
第3項 補助金		596,590
第4項 負担金		215,319
第5項 固定資産売却代金		2

支出		単位 千円
第1款 資本的支出		4,580,100
第1項 建設改良費		3,341,762
第2項 企業債償還金		1,138,331
第3項 投資		100,007

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位 千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	三雲浄水場無停電電源装置更新事業	56,826	令和5年度	
				令和6年度	56,826
1 資本的支出	1 建設改良費	片田浄水場等遠方監視設備設置事業	35,926	令和5年度	
				令和6年度	35,926
1 資本的支出	1 建設改良費	高野尾ポンプ場電気計装設備更新事業	26,983	令和5年度	
				令和6年度	26,983
1 資本的支出	1 建設改良費	片田工業団地ポンプ場電気設備改修事業	22,990	令和5年度	
				令和6年度	22,990

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
産業廃棄物税負担事業	令和6年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について 三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道建設改良資金に充てるため	千円 1,538,600	証券購入 又は 証券発行	% 年2.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	40か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円

職員給与費	940,970
-------	---------

(他会計からの補助金)

第10条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、319,489千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、77,143千円と定める。

津市長 前葉泰幸

令和5年度津市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度津市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	1戸
(2) 年間総配水量	360,000 m³
(3) 一日平均配水量	984 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	単位 千円
第1款 工業用水道事業収益	21,800
第1項 営業収益	21,780
第2項 営業外収益	20
支出	単位 千円
第1款 工業用水道事業費用	25,373
第1項 営業費用	24,373
第2項 営業外費用	1,000

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

津市長 前葉泰幸

## 令和5年度津市下水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和5年度津市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	63,303 戸
(2) 年間総排水量	14,654,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	40,038 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	汚水管渠建設工事 雨水管渠建設工事 雨水ポンプ場建設工事

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	単位 千円
第1款 下水道事業収益	11,370,565
第1項 営業収益	3,795,977
第2項 営業外収益	7,574,586
第3項 特別利益	2

支出	単位 千円
第1款 下水道事業費用	9,815,029
第1項 営業費用	8,727,792
第2項 営業外費用	1,083,622
第3項 特別損失	3,615

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,351,018千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収入		単位 千円
第1款 資本的収入		7,771,044
第1項 企業債		4,958,700
第2項 負担金		97,665
第3項 補助金		2,714,679

支出		単位 千円
第1款 資本的支出		11,122,062
第1項 建設改良費		5,733,352
第2項 流域下水道建設負担金		335,094
第3項 企業債償還金		5,053,616

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	令和5年度	10,507千円
産業廃棄物税負担事業	令和6年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業負担金	千円 330,700		% 年2.5以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	40か年以内（据置期間を 含む。）償還とし、政府資 金についてはその融資条件 により、銀行その他の場合 は、その債権者と協定す る。ただし、市財政の都合 により繰り上げ償還するこ とができる。
公共下水道事業	3,441,200	証書借入 又は 証券発行		
資本費平準化	1,186,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円

職員給与費	563,163
-------	---------

(他会計からの補助金)

第10条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,058,081千円である。

津市長 前葉泰幸

## 令和5年度津市駐車場事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和5年度津市駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容可能台数	1, 225台
(2) 年間駐車台数	710, 000台
(3) 一日平均駐車台数	1, 950台

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 駐車場事業収益	204, 280千円
第1項 営業収益	201, 826千円
第2項 営業外収益	2, 454千円

#### 支 出

第1款 駐車場事業費用	202, 384千円
第1項 営業費用	194, 668千円
第2項 営業外費用	7, 716千円

#### (資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額58, 026千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

#### 支 出

第1款 資本的支出	58, 026千円
第1項 建設改良費	23, 027千円
第2項 他会計長期借入金償還金	34, 999千円

#### (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50, 000千円と定める。

#### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、消費税及び地

方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	10,326千円
-------	----------

津市長 前葉泰幸

## 令和5年度津市モーターボート競走事業会計予算

### (総則)

第1条 令和5年度津市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数	180日
(2) 年間舟券発売金	60,500,346千円
(3) 1日平均舟券発売金	336,113千円
(4) 年間場間場外受託発売金	10,202,500千円
(5) 主要な建設改良事業	競技棟等整備工事

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	単位 千円
第1款 モーターボート競走事業収益	62,459,503
第1項 営業収益	62,373,675
第2項 営業外収益	81,928
第3項 特別利益	3,900

支 出	単位 千円
第1款 モーターボート競走事業費用	61,945,097
第1項 営業費用	58,543,280
第2項 営業外費用	3,401,817

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,877,820千円は過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入	単位 千円
第1款 資本的収入	1,492,690
第1項 固定資産売却代金	61,514
第3項 基金繰入金	1,431,176

支 出	単位 千円
第1款 資本的支出	4,370,510

第1項 建設改良費	4,370,510
-----------	-----------

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円

(1) 職員給与費	430,467
(2) 交際費	895

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,281千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

#### 1 取得する資産

種類	名称	数量
機器	自動火災報知設備機器	一式
機器	競技棟用機器	一式
機器	実況設備カメラ機器	一式
機器	発着ピット	一式
機器	水面ガードフェンス	一式
機器	投票機	一式

津市長 前葉泰幸

## 津市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年津市告示第3号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

内多地区自治会

三重県津市安濃町内多827番地1

代表者 上村 喜美

### 2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	上村 喜美 三重県津市安濃町内多848番地
変更後	神田 貞彦 三重県津市安濃町内多1573番地

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和5年3月19日の定期総会において改選され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年津市告示第5号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

曾根区自治会

三重県津市安濃町曾根609番地2

代表者 後藤 忠久

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	斎藤 秋生 三重県津市安濃町曾根636番地
変更後	後藤 忠久 三重県津市安濃町曾根621番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和5年3月12日の定期総会において改選されたため。

津市告示第59号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89条）第119条第2項及び同令第121条の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額を津市選挙管理委員会の承認を得て次のとおりとする。

なお、令和4年津市告示第191号は、廃止する。

令和5年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

公営個人演説会場一覧表

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	費用額(円)		施設の種類・程度							その他		
					面積(m <sup>2</sup> )	聴衆席の面積(m <sup>2</sup> )	昼間	夜間	演説会場				弁士控室			
									照明	演壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照明	その他
1	1	第161条 第1項①	津市立大里幼稚園 大里窪田町1870	遊戲室	72.8	9,090	25,675	40W 20	有	いす 80	有	有	-	40W 8	-	-
2	2	第161条 第1項①	津市立白塚幼稚園 白塚町4463	遊戲室	55	9,090	25,675	40W 12	無	いす 50	有	有	-	-	-	-
3	3	第161条 第1項①	津市立南立誠幼稚園 桜橋二丁目39	遊戲室 (2階)	150	9,090	25,675	40W 40	有(ステージ)	いす 50	有	有	-	有	いす 5	駐車場13台
4	4	第161条 第1項①	津市立敬和幼稚園 中河原445	遊戲室	75.92	9,090	25,675	80W 15	有	いす 50	有	有	-	-	-	-
5	5	第161条 第1項①	津市立藤水幼稚園 藤方1627	遊戲室	206	9,090	25,675	36W 34	有	いす 130	有	有	-	36W 4	机 14 いす9	-
6	6	第161条 第1項①	津市立高茶屋幼稚園 高茶屋三丁目1-1	遊戲室	295	9,090	25,675	40W 30	有	いす 200	有	有	-	40W 4	机 4 いす10	-
7	7	第161条 第1項①	津市立豊が丘小学校 豊が丘2丁目34-1	体育館	697	9,090	25,675	400W 16 300W 15	有	いす 624	有	有	-	40W 4	机 11	-
8	8	第161条 第1項①	津市立高野尾小学校 高野尾町5266-1	多目的ホール	240	9,090	25,675	40W 6	有	いす 100	有	有	-	-	-	-
	9			体育館	708			400W 16 300W 15	有	いす 150	有	有	-	80W 2	いす 1	-
9	10	第161条 第1項①	津市立大里小学校 大里窪田町1821	会議室	66	9,090	25,675	40W 20	無	いす 40	無	有	-	-	-	投票所
	11			体育館	797			100W 31	机 1	いす 280	有	有	-	40W 4	-	-
10	12	第161条 第1項①	津市立一身田小学校 一身田大古曾355	会議室	84	9,090	25,675	40W 24	有	いす 70	無	有	-	-	-	-
	13			体育館	697			400W 16 300W 15	有	いす 500	有	有	-	-	-	投票所
11	14	第161条 第1項①	津市立白塚小学校 白塚町4463	会議室	63	9,090	25,675	蛍光灯 6	無	いす 50	無	有	-	-	-	-
	15			体育館	720			水銀灯 16 白熱灯 14 LED灯 1	有	いす350	有	有	-	-	-	-
12	16	第161条 第1項①	津市立栗真小学校 栗真中山町452	会議室	68	9,090	25,675	40W 24	無	いす 20	無	有	机有	-	-	-
	17			体育館	720			400W 15	有	いす 100	有	有	-	-	-	-
13	18	第161条 第1項①	津市立北立誠小学校 江戸橋一丁目30	コミュニティールーム	56	9,090	25,675	有	有	いす40	無	有	-	-	-	-
	19			体育館	700			有	有	いす150 シート有	有	有	-	有	-	投票所
14	20	第161条 第1項①	津市立南立誠小学校 桜橋二丁目39	会議室	104	9,090	25,675	蛍光灯 12	無	いす 50	有	有	-	-	-	投票所
	21			体育館	708			水銀灯 16 白熱灯 15 蛍光灯 12	有	いす 500	有	有	-	-	机 3 いす 6	-
15	22	第161条 第1項①	津市立西が丘小学校 長岡町800-437	体育館	700	9,090	25,675	400W 16 300W 15	有	いす 300	有	有	-	-	-	投票所
16	23	第161条 第1項①	津市立敬和小学校 中河原445	会議室	64.8	9,090	25,675	40W 18	無	いす 45	無	有	-	-	-	-
	24			体育館	720			200W 30 40W 2 20W 2	有	いす 200 シート 有	無	有	-	-	-	-
17	25	第161条 第1項①	津市立養正小学校 丸之内養正町14-1	コミュニティールーム	102	9,090	25,675	有	無	机 20 いす 50	無	有	-	-	-	-
	26			体育館	697.38			400W 16 300W 13	有	いす 500 シート 有	有	有	-	有	ミーティング ルーム 机・いす	投票所
18	27	第161条 第1項①	津市立新町小学校 八町三丁目3-1	大会議室	180	9,090	25,675	50W 18	無	いす 100	無	有	-	-	-	投票所
	28			体育館	768			水銀灯 24 白熱灯 24	有	いす 200 シート 14	有	有	-	萤光灯	机 5	-
19	29	第161条 第1項①	津市立修成小学校 修成町9-1	北校舎1階 会議室	54	9,090	25,675	常設灯 14	長机 12	いす 32	無	有	-	-	-	-
	30			体育館	720			常設灯 27	有	いす850	有	有	-	有	長机 1	-

20	31	津市立育生小学校 下井財町津興1350	会議室	100	9,090	25,675	40W 24	無	いす 60	無	有	-	400W 2	-	投票所	
	32		体育館	833			400W 20 500W 20	有	いす 60	有	有	-	400W 2	机 1 いす 5	-	
21	33	津市立安東小学校 納所町245	会議室	128	9,090	25,675	40W 30	無	いす 70	有	有	-	有	-	-	
	34		体育館	720			水銀灯16 白熱灯15	有	いす 500 シート 19	有	有	-	2	机 6 いす 18	投票所	
22	35	津市立櫛形小学校 分部1211-1	体育館	667	9,090	25,675	400W 30	有	いす 300 シート 20	有	有	-	40W 4	机 6 いす 20	-	
23	36	津市立片田小学校 片田井戸町22	体育館	697	9,090	25,675	水銀灯16 白熱灯15	机 1 小机 2	いす 550	有	有	-	蛍光灯 有	ミーティング 室 机 8	投票所	
24	37	津市立神戸小学校 神戸332-1	体育館	697	9,090	25,675	400W 16 300W 15	有	いす 200	有	有	-	40W 2	机 4 いす 12	-	
25	38	津市立藤木小学校 藤方1627	会議室	80	9,090	25,675	LED 18	無	いす 50	無	有	-	LED 6	机 2 いす 8	-	
	39		体育館	696			LED 29	有	いす 250	有	有	-	40W 8	机 3 いす 10	投票所	
26	40	津市立南が丘小学校 垂水2538-1	体育館	690	9,090	25,675	40W 30	有	いす 500	有	有	-	40W 6	ミーティング ルーム 机 6	投票所	
	41		多目的ホール (ふれあいホール)	229.5			40W 48 60W 6	有	いす 200 (体育館より 100席入)	有	有	-	-	机 3 いす 10 机 1 高さ 1.6m 机に接するの は可、別室は校舍 内となる	-	
27	42	津市立高茶屋小学校 高茶屋三丁目1-1	体育館	696	9,090	25,675	400W 18 300W 20 40W 14	有	いす 550	有	有	-	40W 6	-	-	
28	43	津市立雲出小学校 雲出本郷町1164	多目的室	109	9,090	25,675	有	有	いす 50	無	有	-	-	-	-	
	44		体育館	934			有	有	いす 470	有	有	-	有	机 有 いす 有	-	
29	45	津市立豊里中学校 大里陸合町820-1	体育館	972	9,090	25,675	水銀灯 16 白熱灯 9	移動式 1	いす 400 シート 25	有	有	-	-	机 3 長いす 3	-	
30	46	津市立一身田中学校 一身田中野880-1	会議室 (2階)	92	9,090	25,675	LED直管形 36	無	いす 60	無	有	-	LED直管形 12	机 4 いす 10	-	
	47		体育館	900			400W 25	演壇 2 いす	いす 500	有	有	-			-	
31	48	津市立橋北中学校 桜橋二丁目38-1	会議室 (B棟4階)	102	9,090	25,675	40W 30	固定演壇 (机) 1	いす 50	無	有	-	40W 6	校長室 ソワー 4	-	
	49		体育館	1,035.6			28	有	いす 700	有	有	-	有	机 3	-	
32	50	津市立東橋内中学校 中河原356-2	会議室	32,864	9,090	25,675	40W 12	無	机 10 いす 25	無	有	-	-	-	-	
	51		体育館	840			100W~200W 40	有	いす 300	有	有	-	有	いす有	-	
33	52	津市立西橋内中学校 東古河町7-1	被服室	128	9,090	25,675	有	無	いす 40	無	無	-	-	-	投票所	
	53		体育館	1,225			27	移動式	いす 150 シート 有	有	有	-	-	-	-	
34	54	津市立橋南中学校 上井財町津興2537-4	会議室	56	9,090	25,675	40W 12	無	いす 40	無	有	-	-	-	-	
	55		体育館	875			水銀灯24 白熱灯 0	移動式	いす 600	有	有	-	-	-	-	
35	56	津市立西郊中学校 一色町219	体育館	1,387	9,090	25,675	400W 21 100W 21	有	いす 600 シート 有	有	有	-	-	-	-	
36	57	津市立南が丘中学校 垂水2622-1	体育館	1,050	9,090	25,675	水銀灯24 白熱灯 8	有	いす 430	有	有	-	ステー 照明 有	螢光灯 40W 18	机 10 いす 20	
37	58	津市立南郊中学校 高茶屋四丁目44-1	ミーティング室	50	9,090	25,675	40W 9	無	いす 40	無	有	-	-	-	-	
	59		体育館	1,000			有	有	いす 600 シート 有	有	有	-	有	柔道場となっ ているため 墨書き	-	
38	60	三重短期大学 一身上野157	41 番教室 (4階)	229	9,090	25,675	80W 30	有	机 210 いす 210	有	無	-	80W 12	42番教室 (4階)	-	
	61		体育館	988			有	有	いす 300	有	有	-	有	応接室 テーブル 2 いす 12	-	
39	62	津市中央公民館 大門7-15	ホール	317	9,090	25,675	9:00~12:00 4,190 13:00~17:00 5,230 18:00~22:00 5,230 冷暖房時は10分の3の額を加算	天井灯	演台 1 机 1 いす 1	いす 200	有	有	-	-	-	-
	63		会議室	98			9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,670 18:00~22:00 1,670 冷暖房時は10分の3の額を加算	27W 40	演台 1	机 21 いす 63	有	有	-	-	-	-
40	64	津市橋北公民館 羽所町700	研修室A	111	9,090	25,675	9:00~12:00 3,560 13:00~17:00 4,400 18:00~22:00 4,400 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W 56	有	72	有	有	-	-	-	-
	65		研修室B	59			9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,780 18:00~22:00 1,780 冷暖房時は10分の3の額を加算	天井灯	有	36	無	有	-	-	-	-

41	66	第161条 第1項①	津市橋南公民館 修成町12-1	会議室	135	9:00～12:00 1,460 13:00～17:00 1,940 18:00～21:00 1,940 冷暖房時は10分の3の額を加算	LED 36	2	いす 66	有	有	ホワイ トボード	LED 4	机 6 いす 8	投票所
42	67	第161条 第1項①	津市一身田公民館 一身田町293-3	多目的室 (A・B・C)	107.7	9:00～12:00 1,230 13:00～17:00 1,560 18:00～22:00 1,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	6300lm 24	演壇1	110	有	有	-			投票所
43	68	第161条 第1項①	津市白塚公民館 白塚町5205	会議室	57.7	9:00～12:00 940 13:00～17:00 1,150 18:00～22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	36W 24	無	いす 80	有	有	-	-	-	投票所
44	69	第161条 第1項①	津市片田公民館 片田井戸町17-2	会議室	103.93	9:00～12:00 940 13:00～17:00 1,150 18:00～22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	36W×2 15	有	いす 70	無	有	-	38W 2 30W 2	-	-
45	70	第161条 第1項①	津市南郊公民館 高茶屋三丁目25-6	会議室	84	9:00～12:00 940 13:00～17:00 1,150 18:00～22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	80W 8	有	いす 80	有	有	-	29W 2 29W 2	和室	投票所
46	71	第161条 第1項①	津市豊里公民館 大里疊合町610-1	1階 会議室	51	9:00～12:00 940 13:00～17:00 1,150 18:00～22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 18	有	いす 36	無	有	-	-	-	-
	72			2階 研修室	79	9:00～12:00 730 13:00～17:00 940 18:00～22:00 940 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	有	いす 65	無	有	-	-	-	-
47	73	第161条 第1項①	津市敬和公民館 寿町21-22	大会議室	130	9:00～12:00 1,780 13:00～17:00 2,300 18:00～22:00 2,300 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	有	いす 150	有	有	-	有	-	投票所
48	74	第161条 第1項②	津市アストプラザ 羽所町700	アストホール	351	平日 9:00～12:00 8,060 13:00～17:00 10,680 18:00～22:00 10,680 土日休日 9:00～12:00 10,790 13:00～17:00 14,350 18:00～22:00 14,350 冷暖房使用 1,780円/時間	天井灯	有	可動式198 いす 72	有	無	-	6	机 6 いす 21	-
	75			会議室1	123	9:00～12:00 3,870 13:00～17:00 4,810 18:00～22:00 4,810 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W 24	折りたたみ机 1	いす 60	有	有	-	-	-	-
49	76	第161条 第1項②	津市センターパレスホール 大門7-15	ホール	460	9:00～12:00 20,950 13:00～17:00 28,280 18:00～22:00 28,280	400W 32 336W 28	移動式 1	いす 552	有	有	-	80W 2	5人用 応接セット 1	-
50	77	第161条 第1項②	津リージョンプラザ 西丸之内23-1	お城ホール	487	平日 9:00～12:00 7,000 13:00～17:00 10,000 18:00～22:00 14,000 9:00～17:00 17,000 13:00～22:00 24,000 土日休日 9:00～12:00 9,000 13:00～17:00 14,000 18:00～22:00 19,000 9:00～17:00 23,000 13:00～22:00 33,000 冷暖房使用 2,400円/時間	30.6KW 69	演壇 1 机 2 いす 4	600	有	有	-	320W	机 1 いす 4	-
51	78	第161条 第1項②	津市橋南市民センター 津興1162	大ホール	170	9:00～12:00 2,630 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 40	有 1	いす 200	有	有	-	-	-	-
52	79	第161条 第1項②	津市北部市民センター 栗真中山町816-10	大会議室	176.25	9:00～12:30 2,630 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	120W 4 40W 56	移動式 1	いす 120	有	有	-	-	机 7 いす 15	-
53	80	第161条 第1項②	津市西部市民センター 野田1-1	大会議室	156	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 48	移動式 1	机 43 いす 140	有	有	-	40W 8	小会議室 和 室	-
54	81	第161条 第1項②	津市雲出市民センター 雲出本郷町1389	ホール	90	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	55W 20 18W 14	移動式 1	いす 100	有	有	-	-	-	-
55	82	第161条 第1項②	津市白塚市民センター 白塚町2111	大ホール	176.5	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	250W 5 42W 78 32W 26 20W 2	移動式 1	机 50 いす 150	有	有	-	32W 12	小会議室 机 8 いす 24	投票所
56	83	第161条 第1項②	津市高茶屋市民センター 高茶屋四丁目37-59	大ホール	270.6	9:00～12:30 4,190 13:00～17:00 4,190 18:00～21:30 5,340 冷暖房時は10分の3の額を加算	42W×3 27 400W×1 8	有	288	有	有	-	小会議室 32W×2 6 9:00～12:30 400 13:00～17:00 400 18:00～21:30 500	机 6 いす 18	冷暖房使用 は使用料に 10分の3の 額を加算
	84			大会議室	45.98	9:00～12:30 940 13:00～17:00 940 18:00～21:30 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	30W×2 9 32W×1 2	無	30	無	有	-	-	-	同上
57	85	第161条 第1項②	津市橋南会館 柳山津興1535-27	大会議室	94.5	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W×2 15	無	いす 70	無	有	-	40W×2 2	小会議室 机 4 いす 9	投票所

58	86	第161条 第1項②	津市新町会館 新町三丁目4-23	研修室1	82	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 9:00～21:30 3,240 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	いす 60	有	有	-	40W×2 1	小会議室 机 4 いす 10	研修室1と2 はパーテ ーションを外 せば同時利 用可	
	87			研修室2	82	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 9:00～21:30 3,240 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	無	いす 60	有	有	-	-	-		
59	88	第161条 第1項②	津市城山会館 城山二丁目20-3	大会議室	61,75	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×2 15	無	いす 45	無	有	-	32W×2 9	小会議室 机 11 いす 20	投票所	
60	89	第161条 第1項②	津市津西会館 一身田上津部田1355-5	大会議室	72	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×2 12	移動式 1	いす 80	ワイヤレス 2 有線 1 マイスター ント大1 ル1	有	-	32W×2 12	小会議室 机 8 いす 25	投票所	
61	90	第161条 第1項②	津市津西ふれあい会館 親音寺町1005-24	研修室 1・2	150	9:00～12:30 2,500 13:00～17:00 2,500 18:00～21:30 3,140 冷暖房時は10分の3の額を加算		無	研修室1 いす 50 研修室 2 いす 50	無	有	-		研修室 3 机 10 いす 10		
62	91	第161条 第1項②	津市豊が丘会館 豊が丘二丁目1-1	大会議室	75	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×2 15	移動式 1	いす 55	ワイヤレス 2	有	-	32W×2 6	小会議室 机 6 いす 14	投票所	
63	92	第161条 第1項②	津市豊が丘おおぞら会館 豊が丘二丁目47-11	研修室1	80,33	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	44,3W 12	有	50	3	有	ホワイト ボード	-	-	研修室1と2 はパーテ ーションを外 せば同時利 用可	
	93			研修室2	79,45	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	44,3W 12	無	50	無	有	ホワイト ボード	-	-		
	94			研修室3	40,02	9:00～12:30 830 13:00～17:00 830 18:00～21:30 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	44,3W 6	無	25	無	有	ホワイト ボード	-	-		
64	95	第161条 第1項②	津市南が丘会館 垂水2882-1	別棟 研修室 1・2	190	9:00～12:30 2,500 13:00～17:00 2,500 18:00～21:30 3,140 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W 20	無	いす 120	有	有	-	32W 20	研修室 3 工作用机 6 いす 24	-	
	96			大会議室	74,42	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算		無	60	無	有	ホワイト ボード	-	-	-	
65	97	第161条 第1項②	津市柳形市民館 分部262-1	和 室	53	9,090	25,675	蛍光灯 40W 16	有	座布団50	無	有	-	40W 2	事務室 机 いす	-
66	98	第161条 第1項②	津市中央市民館 愛宕町233	講堂	105.7	9,090	25,675	40W 32	可動演壇 (机)1	いす 100	有	有	-	40W 18	円卓 1 いす 14	-
67	99	第161条 第1項②	津市長谷山市民館 分部1712-1	会議室	45.7	9,090	25,675	40W 6	無	いす 20	無	有	-	40W 1	事務室 机 2 いす 2	-
68	100	第161条 第1項②	津市雲出市民館 雲出島貫町488-7	多目的室	59.4	9,090	25,675	40W 48	無	座布団80	無	有	-	40W 12	机 いす 6	-
69	101	第161条 第1項②	津市舞崎地区防災コミュニティ センター 港町1-23	集会室1・2	70,42	9:00～12:30 830 13:00～17:00 830 18:00～21:30 1,150 9:00～21:30 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×12	有(移動式)	椅子75 (ワイヤレ スX2)	有	ホワイト ボード	-	-	-	-	-
70	102	第161条 第1項②	津市雲出地区防災コミュニティ センター 雲出伊倉津町792-1	研修室1	175,43	9:00～12:30 2,830 13:00～17:00 2,830 18:00～21:30 3,560 9:00～21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算	20W 24灯	固定演題1	いす91脚	有	有	従事者 数1	20W 6灯	机6脚	従事者数1	
	103			研修室2	175,43	9:00～12:30 2,830 13:00～17:00 2,830 18:00～21:30 3,560 9:00～21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算	20W 24灯	固定演題1	いす112脚	有	有	従事者 数1	20W 6灯	机7脚	従事者数1	
71	104	第161条 第1項②	津市津南防災コミュニティセン ター 津市半田3249-11	大ホールA	144	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 9:00～21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算		跳ね上げ式 ステージ	椅子70脚	有	有	ホワイト ボード	-	-	大ホールB との仕切り を外して一 体的に使 用することも 可能	
	105			大ホールB	144	9:00～12:30 2,830 13:00～17:00 2,830 18:00～21:30 3,560 9:00～21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算		無	椅子70脚	有	有	ホワイト ボード	-	-	大ホールA との仕切り を外して一 体的に使 用することも 可能	

	106		会議室A	60	9:00～12:30 940 13:00～17:00 940 18:00～21:30 1,150 9:00～21:30 2,400 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	無	椅子30脚	有	有	ホワイトボード	-	-	会議室Bと仕切りを外して一體的に使用することも可能		
	107		会議室B	60	9:00～12:30 940 13:00～17:00 940 18:00～21:30 1,150 9:00～21:30 2,400 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	無	椅子30脚	有	有	ホワイトボード	-	-	会議室Aと仕切りを外して一體的に使用することも可能		
	108		多目的研修室	42	9:00～12:30 830 13:00～17:00 830 18:00～21:30 1,150 9:00～21:30 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	無	丸椅子36脚	有	有	ホワイトボード	-	-	-		
72	109	第161条第1項③	津市阿漕塚記念館 柳山津奥622	大会議室	63	9:00～12:30 1,150 13:00～17:00 1,150 18:00～21:30 1,460	80W 8	無	いす 20	無	有	-	60W	和室 10畳	投票所	
73	110	第161条第1項③	津市相生会館 相生町383	和室	148.5 畳45畳	9,090	25,675	40W 40	机 10	座布団50	無	有	-	80W 1	応接4点セット	-
74	111	第161条第1項③	津市愛宕会館 愛宕町10	和室	132	9,090	25,675	40W 24	有	座布団100	有	有	-	有	机 いす	-
75	112	第161条第1項③	津市大井会館 中河原170-6	大広間	36畳	9,090	25,675	480W	無	座布団50	有	有	-	有	有	-
76	113	第161条第1項③	島崎集会所 島崎町261-2	1階 会議室	33	9,090	25,675	40W 8	無	いす 40	無	有	-	有	有エアコン付	-
	114		2階 日本間	41	9,090	25,675	40W 12	有(板間)	座布団 80	無	有	-	有	有エアコン付	-	
77	115	第161条第1項③	津市高洲町教育集会所 高洲町15-30	2階 会議室	105	9,090	25,675	40W 30	有	いす 50	有	有	-	20W 10	和室	-
78	116	第161条第1項③	津市モーターボート競走場 藤方637	ツッキードーム	998.5	平日 2,820/時間 土日休日 3,770/時間	1KW 12 400W 36 500W 42	移動 1 いす 40	1～3F 521	有	無	-	40W 48	机 3 ハイいす 12 丸いす 6	-	
	117		1F展示場(A)	1099	平日 9:00～17:00 97,770 9:00～2:00 41,900 13:00～17:00 55,870 土日休日 9:00～17:00 117,300 9:00～2:00 50,280 13:00～17:00 67,040 冷暖房使用 3,140円/時間	平日 18:00～22:00 67,040 土日休日 18:00～22:00 80,450 冷暖房使用 3,140円/時間	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内で1式)	椅子 2,200 (展示場の合計数)	マイク 2本 (ワイヤレス) 各ホール 有	有	-	-	-	-	
	118		1F展示場(B)	1071	平日 9:00～17:00 97,770 9:00～2:00 41,900 13:00～17:00 55,870 土日休日 9:00～17:00 117,300 9:00～12:00 50,280 13:00～17:00 67,040 冷暖房使用 3,140円/時間	平日 18:00～22:00 67,040 土日休日 18:00～22:00 80,450 冷暖房使用 3,140円/時間	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内で1式)	椅子 2,200 (展示場の合計数)	マイク 2本 (ワイヤレス) 各ホール 有	有	-	-	-	-	
	119		1F展示場(C)	1139	平日 9:00～17:00 97,770 9:00～2:00 41,900 13:00～17:00 55,870 土日休日 9:00～17:00 117,300 9:00～12:00 50,280 13:00～17:00 67,040 冷暖房使用 3,140円/時間	平日 18:00～22:00 67,040 土日休日 18:00～22:00 80,450 冷暖房使用 3,140円/時間	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内で1式)	椅子 2,200 (展示場の合計数)	マイク 2本 (ワイヤレス) 各ホール 有	有	-	-	-	-	
	120		1F展示場(全面)	3231	平日 9:00～17:00 293,320 9:00～12:00 125,710 13:00～17:00 167,610 土日休日 9:00～17:00 351,980 9:00～12:00 150,850 13:00～17:00 201,130 冷暖房使用 9,420円/時間	平日 18:00～22:00 201,140 土日休日 18:00～22:00 241,360 冷暖房使用 9,420円/時間	水銀灯 1kw 192灯	組立式1式 (展示場内で1式)	椅子 2,200 (展示場の合計数)	マイク 2本 (ワイヤレス) 各ホール 有	有	-	-	-	-	
79	121	第161条第1項③	メッセウイング・みえ 北河路町19-1	1F展示場(2/3)	2151	平日 9:00～17:00 195,540 9:00～12:00 83,800 13:00～17:00 111,740 土日休日 9:00～17:00 234,440 9:00～12:00 100,560 13:00～17:00 134,080 冷暖房使用 6,280円/時間	平日 18:00～22:00 134,080 土日休日 18:00～22:00 160,900 冷暖房使用 6,280円/時間	水銀灯 1kw 128灯	組立式1式 (展示場内で1式)	椅子 2,200 (展示場の合計数)	マイク 2本 (ワイヤレス) 各ホール 有	有	-	-	-	-

122		1階中研修室	72	平日 9:00~17:00 14:00 9:00~12:00 6,280 13:00~17:00 8,380  土日休日 9:00~17:00 17,580 9:00~12:00 7,530 13:00~17:00 10,050	平日 18:00~22:00 10,050  土日休日 18:00~22:00 12,060	LED照明96本	無	42	マイク有 有	-	-	-	-
123		2階大研修室	205	平日 9:00~17:00 36,660 9:00~12:00 15,710 13:00~17:00 20,950  土日休日 9:00~17:00 43,990 9:00~12:00 16,830 13:00~17:00 25,140	平日 18:00~22:00 25,140  土日休日 18:00~22:00 30,160	LED照明204本	無	150	マイク有 有	-	-	-	-
124		2階中研修室	63	平日 9:00~17:00 14,660 9:00~12:00 8,280 13:00~17:00 8,380  土日休日 9:00~17:00 17,580 9:00~12:00 7,530 13:00~17:00 10,050	平日 18:00~22:00 10,050  土日休日 18:00~22:00 12,060	LED照明60本	無	36	マイク有 有	-	-	-	-
125		2階会議室	148	平日 9:00~17:00 20,150 9:00~12:00 8,640 13:00~17:00 11,520  土日休日 9:00~17:00 24,180 9:00~12:00 10,380 13:00~17:00 13,820	平日 18:00~22:00 13,820  土日休日 18:00~22:00 16,580	LED照明52本	無	60	マイク有 有	-	-	-	-
80	126	津市河芸公民館 河芸町浜田742	大ホール	665	9:00~12:00 6,280 13:00~17:00 7,330 18:00~22:00 7,330 冷暖房時は10分の3の額を加算	ダウントライト28 40W 20	有	いす500 (固定)	有 有	-	-	-	-
	127		第1、2会議室	162	9:00~12:00 1,660 13:00~17:00 2,080 18:00~22:00 2,080 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 60 ダウントライト32	有	机 39 いす117	有 有	-	-	-	-
81	128	津市上野公民館 河芸町上野834-4	第1、2研修室	62.5	9:00~12:00 820 13:00~17:00 1,040 18:00~22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 20	有	机 13 いす36	無 有	-	-	-	-
	129		第1、2会議室 (和室)	54	9:00~12:00 820 13:00~17:00 1,040 18:00~22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	55W 16	無	-	無 無	-	-	-	-
82	130	津市千里ヶ丘公民館 河芸町千里ヶ丘14	ホール	155	9:00~12:00 830 13:00~17:00 1,040 18:00~22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	無	机 20 いす40	無 有	-	-	-	-
83	131	津市立朝陽中学校 河芸町上野2010	体育館	109.94	9,090	25,675	白熱灯 9 水銀灯 56	有	いす500	有 有	-	-	-
84	132	津市立豊津小学校 河芸町一色1680	体育館	530	9,090	25,675	水銀灯 12	有	いす250	有 有	-	-	投票所
85	133	津市立上野小学校 河芸町上野2963	体育館	583	9,090	25,675	白熱灯 16 水銀灯 16	有	いす300	有 有	-	-	投票所
86	134	津市立黒田小学校 河芸町北黒田109-1	体育館	583	9,090	25,675	白熱灯 16 水銀灯 16	有	いす200	有 有	-	-	投票所
87	135	津市立千里ヶ丘小学校 河芸町千里ヶ丘13	体育館	578	9,090	25,675	白熱灯 4 水銀灯 19 LED灯 2	有	いす500	有 有	-	-	投票所
88	136	津市立黒田幼稚園 河芸町北黒田109-1	遊戯室	96	9,090	25,675	40W3列 6 27Wツイン 9 18Wツイン 3	無	無	有 有	-	-	-
89	137	津市立千里ヶ丘幼稚園 河芸町千里ヶ丘13	遊戯室	154	9,090	25,675	40W2列 25	有	無	有 有	-	-	-
90	138	津市立明幼稚園 芸濃町林325	遊戯室	130.5	9,090	25,675	蛍光灯 27	有	収容50	無 有	-	-	-
91	139	津市立芸濃小学校 芸濃町桜木5047	体育館	530	9,090	25,675	水銀灯 20	有	パイプ椅子 300	マイク3 スピーカ2	有	-	-
92	140	津市立明小学校 芸濃町林325	体育館	441	9,090	25,675	白熱灯 2 水銀灯 13	有	パイプ椅子 150・収容 200	マイク3 スピーカ2	有 有	-	投票所

				体育館アリーナ	998.2			水銀灯 37	有	折りたたみ椅子 200	有	有	-	-	-	-	-
93	141	第161条 第1項①	津市立芸濃中学校 芸濃町椋本5147	多目的ホール1	102.33	9,090	25,675	蛍光灯 56	無	無	有	有	-	-	-	-	-
	142			多目的ホール2	109.29			蛍光灯13 ダウンライト8	無	無	有	有	-	-	-	-	-
	143																
94	144	第161条 第1項①	津市安西公民館 芸濃町北山神310	会議室	32	9:00~12:00 410 13:00~17:00 520 18:00~22:00 520 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 6	無	椅子20	-	-	-	-	-	-	-	-
95	145	第161条 第1項①	津市雲林院公民館 芸濃町雲林院566	会議室	30	9:00~12:00 410 13:00~17:00 520 18:00~22:00 520 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 8	無	椅子20	-	-	-	-	-	-	-	-
96	146	第161条 第1項②	津市芸濃コミュニティセンター 芸濃町椋本6141-1	大会議室	192	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,400 18:00~22:00 2,400 9:00~17:00 4,500 13:00~22:00 4,810 9:00~22:00 5,550 冷暖房時は10分の3の額を加算	有 (白熱灯、蛍光灯)	有(移動式)	いす80	有	有	ありト ボード	-	-	期日前投票 所近接施設		
	147			中会議室1・2 中会議室3・4	84	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 1,780 18:00~22:00 1,780 9:00~17:00 3,350 13:00~22:00 3,560 9:00~22:00 4,190 冷暖房時は10分の3の額を加算	有 (蛍光灯)	無	いす36	無	有	ありト ボード	-	-	期日前投票 所近接施設		
	148			小会議室1 小会議室2	45.4	9:00~12:00 830 13:00~17:00 940 18:00~22:00 940 9:00~17:00 1,780 13:00~22:00 1,880 9:00~22:00 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	有 (蛍光灯)	無	いす18	無	有	ホワイト ボード	-	-	期日前投票 所近接施設		
97	149	第161条 第1項③	津市雲林院福祉会館 芸濃町雲林院1019	集会室(2階)	95.7	9:00~12:00 200 12:00~17:00 300 17:00~21:00 500	蛍光灯16	有	収容60	有	有	-	-	-	-	-	
	150			和室(1階)	47.04		7	無	40	無	有	-	-	-	-	-	-
	151			和室(2階)	54.3		蛍光灯8	無	収容30	無	有	-	-	-	-	-	-
	152			多目的室(1階)	68.6		蛍光灯12	有	収容60	無	有	-	-	-	-	投票所	
98	153	第161条 第1項③	津市芸濃総合文化センター 芸濃町椋本6824	市民ホール	431	平日 9:00~12:00 7,850 13:00~17:00 10,470 18:00~22:00 11,520  土曜日 9:00~12:00 10,210 13:00~17:00 13,610 18:00~22:00 14,980  (舞台使用時) 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	収容443	有	有	-	120W	有料楽屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	投票所		
	154			大研修室	234	平日 9:00~12:00 3,140 13:00~17:00 4,190 18:00~22:00 4,600  土曜日 9:00~12:00 4,080 13:00~17:00 5,440 18:00~22:00 5,990  (大研修室部屋全使用時) 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	収容120	有	有	-	120W	有料楽屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	-		
99	155	第161条 第1項①	津市立みさとの丘学園 美里町三郷84	体育館	1188	9,090	25,675	有	有	いす 300	有	有	-	有	ミーティングルーム	-	
100	156	第161条 第1項①	津市立みさと幼稚園 美里町家所2054	遊戯室	58	9,090	25,675	36W 16本	演台1	パイプイス59	無	有	-	-	-	-	-
101	157	第161条 第1項①	津市高宮公民館 美里町足坂560-2	研修室	84.24	9:00~12:00 620 13:00~17:00 830 18:00~22:00 830 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	いす 60	無	有	-	有	和室	投票所		
102	158	第161条 第1項②	津市美里文化センター 美里町三郷51-3	ホール	582	2時間以内 5,230 超過使用料 1時間ごと 2,610 (市内在住、在勤者使用時) 冷暖房使用 780円/時間	有	有	いす 332	有	有	-	有	有 和室 エアコン付	空調費別途 必要		
103	159	第161条 第1項①	津市立東觀中学校 安濃町東觀音寺494-1	体育館	1,356.22	9,090	25,675	有(水銀灯)	無	いすなし (ステージなし)	無	有	-	-	-	-	-
104	160	第161条 第1項①	津市立草生小学校 安濃町草生4209	体育館	408	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 250	有	有	-	-	-	平日昼の使 用は困難	
105	161	第161条 第1項①	津市立村生小学校 安濃町連部68	体育館	495.99	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 270	有	有	-	-	-	平日昼の使 用は困難	
106	162	第161条 第1項①	津市立安濃小学校 安濃町内多451	体育館	583	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 300	有	有	-	-	-	-	-
107	163	第161条 第1項①	津市立明合小学校 安濃町粟加978	体育館	450	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 290	有	有	-	-	-	平日昼の使 用は困難	

108	164	第161条 第1項①	津市立村主幼稚園 安濃町連部91-5	遊戯室	100	9,090	25,675	有(蛍光灯)15	有	パイプいす 60	有	有	-	-	-	-	-
109	165	第161条 第1項①	津市立安濃幼稚園 安濃町内多476	遊戯室	188.5	9,090	25,675	有(蛍光灯)	有	パイプいす 80	有	有	-	-	-	-	-
110	166	第161条 第1項①	津市立明合幼稚園 安濃町大塚253-2	遊戯室	148.5	9,090	25,675	有(蛍光灯)	無	パイプいす 50	有	有	-	-	-	-	-
111	167	第161条 第1項①	津市安濃中公民館 安濃町東觀音寺483	大広間	162	9:00～12:00 2,510 13:00～17:00 3,350 18:00～22:00 3,350 冷暖房時間は10分の3の額を加算	有	有	ざぶとん 100収容人 数 130人)	有	有	-	有	-	期日前投票 所近接施設	-	
				多目的ホール	137	9:00～12:00 2,510 13:00～17:00 3,350 18:00～22:00 3,350 冷暖房時間は10分の3の額を加算	有	有	パイプいす 130収容人 数 150人)	有	有	-	有	-	-	-	
112	169	第161条 第1項①	津市草生公民館 安濃町草生4249-1	多目的ホール	97	9:00～12:00 1,880 13:00～17:00 2,510 18:00～22:00 2,510 冷暖房時間は10分の3の額を加算	有	有	パイプいす 80	有	有	-	-	-	-	投票所	
113	170	第161条 第1項①	津市村主公民館 安濃町連部69-1	多目的ホール	116.6	9:00～12:00 1,880 13:00～17:00 2,510 18:00～22:00 2,510 冷暖房時間は10分の3の額を加算	40w 40灯	有	パイプいす 80	有	有	-	有	エアコン	投票所	-	
114	171	第161条 第1項①	津市安濃公民館 安濃町内多3653	多目的ホール	121.5	9:00～12:00 1,880 13:00～17:00 2,510 18:00～22:00 2,510 冷暖房時間は10分の3の額を加算	有	有	パイプいす 80	有	有	-	-	-	-	投票所	
115	172	第161条 第1項①	津市明合公民館 安濃町粟加978	研修室(2F)	124.7	9:00～12:00 1,880 13:00～17:00 2,510 18:00～22:00 2,510 冷暖房時間は10分の3の額を加算	40W25本	無	ざぶとん 100 いす 60脚	無	有	-	有	有	会議室1F	投票所	
116	173	第161条 第1項③	津市サンヒルズ安濃 安濃町東觀音寺418	ハーモニーホール	525	平日 9:00～12:00 7,000 13:00～17:00 10,000 18:00～22:00 14,000 土日休日 9:00～12:00 9,000 13:00～17:00 14,000 18:00～22:00 19,000 冷暖房時間使用 1,000円・時間	有(ハロゲン)	有	いす一般596 いす身障 4	有	有	-	有	30m <sup>2</sup>	冷暖房有	-	
				教養娯楽室	149.05	2,090/時間 冷暖房時間は10分の3の額を加算	有(蛍光灯)	有	ざぶとん 200 畳敷	有	有	-	-	-	-	-	
				大会議室	126.75	2,090円/時間	有(蛍光灯)	有	いす 72 机 25	有	有	-	-	-	-	-	
117	176	第161条 第1項①	津市立久居中学校 久居西鷹跡町494	体育館	1,050	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム270w 30基	78m <sup>2</sup> 演台1	イス800	有	有	-	40w2連×1 灯	14m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有	
				ミーティングルーム	135			40w2連×26灯	無	イス80 机24	無	有	-	-	-	-	
118	178	第161条 第1項①	津市立久居西中学校 久居一色町940	体育館	918	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム180w 24基	56m <sup>2</sup> 演台1	イス500	有	有	-	40w2連×2 灯	20m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有(駐車場半 分)	
				ミーティングルーム	129			40w2連×24灯	無	イス100	有	有	-	-	-	-	
119	180	第161条 第1項①	津市立久居東中学校 久居井戸山町721-1	体育館	940	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	LED 112w 30基	57m <sup>2</sup> 演台1	イス500 机10	有	有	-	40w2連×2 灯	22m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有	
120	181	第161条 第1項①	津市立誠之小学校 久居西鷹跡町424	体育館	925	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75m <sup>2</sup> 演台1	イス720	有	有	-	40w×2灯	14m <sup>2</sup>	投票所 スロープ 駐車場有	
				ミーティングルーム	123			40w2連×24灯 40w×2灯	無	イス100 机10	無	有	-	-	-	-	
121	183	第161条 第1項①	津市立成美小学校 久居新町737	体育館	925	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75m <sup>2</sup> 演台1	イス700	有	有	-	40w×2灯	14m <sup>2</sup>	投票所 スロープ 駐車場有	
				ミーティングルーム	123			40w2連×24灯 40w×2灯	無	イス50 机10	無	有	-	-	-	-	
122	185	第161条 第1項①	津市立桃園小学校 新家町1350	体育館	696	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 20基	56m <sup>2</sup> 演台1	イス290	有	有	-	40w×1灯	11m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有	
				ミーティングルーム	97			40w2連×18灯 40w×2灯	無	イス36 机12	無	有	-	-	-	-	
123	187	第161条 第1項①	津市立戸木小学校 戸木町880	体育館	624	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム25基	64m <sup>2</sup> 演台1	イス150 机2	有	有	-	40w2連×2 灯	16m <sup>2</sup>	投票所 スロープ 駐車場有	
				ミーティングルーム	90			40w2連×16灯 40w×2灯	無	イス30 机20	無	有	-	-	-	-	
124	189	第161条 第1項①	津市立栗葉小学校 森町270	体育館	696	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	59m <sup>2</sup> 演台1	イス400	有	有	-	40w×1灯	10m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有	
				ミーティングルーム	99			40w2連×18灯	無	イス50 机20	無	有	-	-	-	-	
125	191	第161条 第1項①	津市立桜原小学校 桜原町5848	体育館	696	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	58m <sup>2</sup> 演台1	イス200 机5	有	有	-	40w×1灯	10m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有	
				ミーティングルーム	99			40w2連×18灯	無	イス20 机10	無	有	-	-	-	-	
126	193	第161条 第1項①	津市立立成小学校 久居野村町560	体育館	720	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム200w 20基	77m <sup>2</sup> 演台1	イス750	有	有	-	40w2連×2 灯	22m <sup>2</sup>	投票所	
				大会議室	111			40w2連×20灯	無	イス150 机20	有	有	-	-	-	-	
127	195	第161条 第1項①	津市立翼ヶ丘幼稚園 久居東鷹跡町177-5	遊戯室	90	9,090	25,675	40w×20灯	33m <sup>2</sup>	イス:60	無	有	-	-	-	-	-

128	196	第161条 第1項①	津市立密柑山幼稚園 久居北口町554-2	リズム室	91	9,090	25,675	40w×18灯 舞台 40w×5灯	有	イス:80	無	有	-	-	-	投票所 駐車場有
129	197	第161条 第1項①	津市立桃園幼稚園 新家町873-1	遊戯室	91	9,090	25,675	40w×24灯	33m <sup>2</sup>	イス:60	有	有	-	40w2連×4 灯	会議室 67m <sup>2</sup>	駐車場有
130	198	第161条 第1項①	津市立戸木幼稚園 戸木町2337	講堂(遊戯室)	91	9,090	25,675	40w×24灯	33m <sup>2</sup>	イス:100	有	有	-	40w2連×4 灯	職員室	駐車場有
131	199	第161条 第1項①	津市立栗葉幼稚園 森町284-1	遊戯室	96	9,090	25,675	40w×18灯	29m <sup>2</sup>	イス:120	有	有	-	-	-	投票所 駐車場有
132	200	第161条 第1項①	津市立柳原幼稚園 柳原町5156	遊戯室	99	9,090	25,675	40w×24灯	33m <sup>2</sup>	イス:60	有	有	-	40w2連×6 灯	空保育室	駐車場有
133	201	第161条 第1項①	津市立のむら幼稚園 久居野村町542-3	遊戯室	96	9,090	25,675	40w×18灯	29m <sup>2</sup>	イス:110	ポータブル有	有	-	-	-	-
134	202	第161条 第1項①	津市久居公民館 久居元町2354	講座室	54	9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,570 冷暖房時は10分 の3の額を加算	1,570 冷暖房時は10分 の3の額を加算	40w×10灯	無	イス:36 机:12	有	有	-	40w2連×2 灯	-	スロープ 駐車場有
	203			大会議室2階	108	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,720 冷暖房時は10分 の3の額を加算	2,720 冷暖房時は10分 の3の額を加算	40w×22灯	有	イス:72 机:24	有	有	-	40w×6灯	小会議室2 階 36m <sup>2</sup>	
	204			大会議室3階	162	9:00~12:00 3,350 13:00~17:00 4,400 冷暖房時は10分 の3の額を加算	4,400 冷暖房時は10分 の3の額を加算	40w×18灯	有	イス:120 机:40	有	有	-	40w2連×2 灯	小会議室3 階 18m <sup>2</sup>	
135	205	第161条 第1項①	津市桃園公民館 新家町1365-5	情報交換研修 室	82	9:00~12:00 310 13:00~17:00 310 冷暖房時は10分 の3の額を加算	310 冷暖房時は10分 の3の額を加算	40w2連×10灯	無	50畳 和机30	有	有	-	20w2連×3 灯	小会議室 20m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有
136	206	第161条 第1項①	津市戸木公民館 戸木町1782	教室	64	9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,570 冷暖房時は10分 の3の額を加算	1,570 冷暖房時は10分 の3の額を加算	40w2連×6灯	有	和室40畳 和机20 座敷椅子50	有	有	-	40w2連×4 灯	図書室 25m <sup>2</sup> 机5台 椅子15	投票所 スロープ 駐車場有
137	207	第161条 第1項①	津市七栗公民館 森町286	大会議室	76	9:00~12:00 1,240 13:00~17:00 1,660 冷暖房時は10分 の3の額を加算	1,660 冷暖房時は10分 の3の額を加算	40w3連×4灯	無	和室40畳 和机15	有	有	-	40w3連×2 灯	小会議室 10畳	スロープ 駐車場有
138	208	第161条 第1項①	津市稲葉公民館 稲葉町1905-3	多目的ホール	131	9:00~12:00 310 13:00~17:00 310 冷暖房時は10分 の3の額を加算	310 冷暖房時は10分 の3の額を加算	40w2連×16灯	有	イス150 机34	有	有	-	40w2連×8 灯	和室21畳	スロープ 駐車場有
	209			研修室(洋室)	43	310 冷暖房時は10分 の3の額を加算	310 冷暖房時は10分 の3の額を加算	40w2連×8灯	無	無	無	有	-	-	-	スロープ 駐車場有
139	210	第161条 第1項②	津市柳原農民研修所 柳原町5104	第4研修室	79	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 18:00~22:00 2,610 9:00~22:00 5,230 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w2連×6灯	有	45畳 和机27	無	有	-	40w2連×6 灯	第3研修室 34m <sup>2</sup> 机11 椅子 49	投票所 スロープ 駐車場有 夜間の場合 (休日)臨時職 員が必要	
140	211	第161条 第1項②	津市久居北市民館 久居北口町2709-6	研修室	80	9:00~12:00 500 13:00~17:00 700 17:00~21:00 1,000 9:00~21:00 1,500	40w2連×18灯	無	イス50 机30	有	有	-	40w2連×3 灯	教養娯楽室 20.5m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場10台	
141	212	第161条 第1項②	津市久居北文化会館 久居北口町560-5	研修室	94	9:00~12:00 500 13:00~17:00 700 17:00~21:00 1,000 9:00~21:00 1,500	30w×15灯	無	イス100 机24	無	有	-	32w2連×2 灯 97W×1灯	相談室21m <sup>2</sup> イス 15・机2	スロープ 駐車場有	
142	213	第161条 第1項②	津市柳原市民館 柳原町10032	多目的ホール	105	9:00~12:00 500 13:00~17:00 700 17:00~21:00 1,000 9:00~21:00 1,500	32w2連×12灯	無	イス70	有	有	-	-	-	駐車場有	
143	214	第161条 第1項②	津市立成コミュニティーセンター 久居野村町874-8	集会室(A)	38.52	9:00~12:00 880 13:00~17:00 880 18:00~21:00 1,100	(蛍光灯)	有	机10	有	有	-	-	-	和室(集会所 Aとの仕切り は開けるの で、AとBを1 つの部屋とし て使用するこ とが可能) スロープ 駐車場有	
	215			集会室(B)	27.48	9:00~12:00 880 13:00~17:00 880 18:00~21:00 1,100	(蛍光灯)	無	机10	無	無	-	-	-		

144	216	第161条 第1項②	久居アルスプラザ 久居東魔跡町246	ときの風ホール	530	平日 9:00~12:00 7,000 13:00~17:00 10,000 18:00~22:00 14,000 9:00~17:00 17,000 13:00~22:00 24,000 9:00~22:00 31,000  休日 9:00~12:00 9,000 13:00~17:00 14,000 18:00~22:00 19,000 9:00~17:00 23,000 13:00~22:00 33,000 9:00~22:00 42,000	有	有	椅子:720	有	有	—	有	—	駐車場有	
145	218	第161条 第1項③	津市羽野地区集会所 戸木町5578-13	集会室	30	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	有	無	18畳	無	有	—	—	—	駐車場有	
146	219	第161条 第1項③	津市明神地区集会所 久居明神町1180-259	集会室	51	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	40w2連×6灯	無	イス30 机10	無	有	—	サークル 2灯	和室8畳×2 室	—	
147	220	第161条 第1項③	津市井戸山地区集会所 久居井戸山町153-6	集会室	59	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	40w2連×12灯	無	イス40 机10	無	有	—	40w2連×4 灯	和室8畳×2 室	駐車場有	
148	221	第161条 第1項③	津市狐塚地区集会所 戸木町3504-3	集会室	59.4	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	6灯	無	イス50 机10	有	有	—	2灯	和室8畳×2 室	駐車場有	
149	222	第161条 第1項③	津市榎原地区集会所 榎原町2879-2	集会室	96	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	32w5連×5灯	無	イス50	無	無	—	サークル 2灯	和室8畳×2 室	スロープ 駐車場有 (10台程度)	
	223			集会室	59.5	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	40w2連×12灯	無	イス44 机14	無	有	—	—	—	スロープ 駐車場有	
150	224	第161条 第1項③	津市諸戸山・横山地区集会所 久居明神町1530-27	和室1	13.3	1,640	3,300	20w4連×1灯	無	—	無	有	—	—	スロープ 駐車場有	
	225			和室2	16.6	1,640	3,300	20w4連×2灯	無	—	無	有	—	—	スロープ 駐車場有	
151	226	第161条 第1項③	津市風早地区集会所 戸木町4152-359	集会室	38	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	40w2連×8灯	無	イス35 机10	有	有	—	40w2連×6 灯	和室(10畳、 8畳)	スロープ 駐車場有10 台	
152	227	第161条 第1項③	津市桃園地区集会所 川方町475-2	集会室	52	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	36w3連×12灯 40w×1灯	無	イス36 机10	無	有	—	20w2連×4 灯	和室8畳×2 室	スロープ 駐車場有	
153	228	第161条 第1項③	津市相川地区集会所 久居野村町1976-22	集会室	60	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	40w2連×24灯	無	イス100	有	有	—	40w8灯 机3 イス7	駐車場有 従事者なし		
154	229	第161条 第1項③	津市久居万町・中町・射場町 地区集会所 久居射場町43	集会室	50	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	45w4連×3灯	無	イス40 机14	無	有	—	有	和室8畳×2 室	スロープ有	
155	230	第161条 第1項③	津市元町地区集会所 久居元町2099-2	談話室A	65	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	32w2連×16灯	無	イス80 机25	有	有	—	—	—	投票所 スロープ有	
156	231	第161条 第1項③	津市久居団地・東町地区集会所 久居野村町372-264	憩話室(A+B)	87	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	32w2連×15基	無	イス60 机20	無	有	—	32w2連×4 灯	憩話室C 18m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有	
157	232	第161条 第1項③	津市下村教育集会所 榎原町8161-2	集会室	49	9,090	25,675	20w3連×8灯	無	イス41 机9	無	有	—	サークル1灯	和室8畳	投票所 駐車場有

158	233	第161条 第1項③	津市久居総合福祉会館 久居東鷹跡町20-2	レクリエーションホール	284	9:00～12:00 5,500 冷暖房2,740円 13:00～17:00 7,140 冷暖房3,300円	18:00～21:00 7,140 冷暖房3,300円	20w4連×16 灯、13w×140 灯ほか	45m <sup>2</sup> 演台1	イス300	有	有	—	40w2連×2 灯	9m <sup>2</sup>	スロープ、 エレベー ター 駐車場有
	234					9:00～12:00 2,200 冷暖房1,080円 13:00～17:00 2,840 冷暖房1,080円	18:00～21:00 2,840 冷暖房1,080円	40w2連×16灯 40w×2灯	無	イス48 机16	有	有	—	—	—	投票所 スロープ 駐車場有
159	235	第161条 第1項③	津市須ヶ瀬構造改善センター 須ヶ瀬町1610-7	研修室 和室	80	8:30～12:30 1,040 12:30～17:00 1,040 17:30～22:00 1,300 8:30～22:00 2,610 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w×24灯	有	イス50	無	有	—	サークライン2灯	和室10畳	投票所 スロープ 駐車場有	
160	236	第161条 第1項③	津市七栗産業会館 庄田町517-1	会議室	62	9:00～12:00 1,640 13:00～17:00 1,640 18:00～21:00 2,200 9:00～21:00 4,940	40w2連×15灯	無	イス90 机30	有	有	—	40w3連×3 灯	懇話室 21m <sup>2</sup>	投票所 スロープ 駐車場有	
161	237	第161条 第1項①	津市立香良洲小学校 香良洲町2190-1	体育館	880	9,090	25,675	40W × 25灯 ステージ別	有	いす 300	有	有	—	—	—	投票所
162	238	第161条 第1項①	津市立香海中学校 香良洲町128	体育館	800	9,090	25,675	有	有	いす 300	有	有	—	—	—	投票所
163	239	第161条 第1項①	津市香良洲公民館 香良洲町1876-1	大会議室	293	9:00～12:00 1,570 13:00～17:00 2,090 冷暖房時は10分 の3の額を加算	2,090 冷暖房時は10分 の3の額を加算	36灯	無	50席	無	無	—	—	—	期日前 投票所
164	240	第161条 第1項②	津市サンデルタ香良洲 香良洲町2167	多目的ホール	828	平日  9:00～12:00 5,230 13:00～17:00 6,800 18:00～21:00 7,850 土日休日 9:00～12:00 6,800 13:00～17:00 8,900 18:00～21:00 10,470 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	1	400	有	有	—	有	—	—	—
	241															
165	242	第161条 第1項①	津市立川合幼稚園 一志町八太1164-1	遊戯室	150	9,090	25,675	40W×32灯 40W×2×10 灯	有	いす100	無	無	—	—	—	2階
166	243	第161条 第1項①	津市立一志西小学校 一志町田尻353-1	体育館	600	9,090	25,675	水銀灯50灯	有	いす480	有	有	—	蛍光灯 4本	机4 いす10	—
167	244	第161条 第1項①	津市立一志東小学校 一志町八太785-1	体育館	942.9	9,090	25,675	水銀灯300W× 40灯 ハロゲン250W ×10灯	有	いす600	有	有	—	蛍光灯 32W×6本	—	—
168	245	第161条 第1項①	津市立一志中学校 一志町高野2609	体育館	1095	9,090	25,675	水銀灯 大27灯 中28灯 小15灯	有	いす600	有	有	—	蛍光灯 2本	机4 いす8	—
169	246	第161条 第1項①	津市大井公民館 一志町大仰217-1	大研修室	306.6	9:00～12:00 1,570 13:00～17:00 2,090 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00～22:00 2,090 冷暖房時は10分 の3の額を加算	蛍光灯大75 ダウントライ17	有	いす200	有	有	—	2灯	机2 いす4 座敷机5	投票所

170	247	第161条 第1項①	津市コミュニティプラザ川合 (津市川合公民館) 一志町八太1008-1	多目的研修室 A+B	A 142 B 155	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 2,090 9:00~17:00 3,660 13:00~21:00 3,660 9:00~11:00 5,230 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00~21:00 1,570 冷暖房時は10分 の3の額を加算	蛍光灯大80 ダウントライ40	有	いす200	有	有	-	40W 4	-	-	
171	248	第161条 第1項①	津市一志農村環境改善セン ター(津市一志高岡公民館) 一志町田尻605-2	多目的ホール	523.7	平日 9:00~12:00 5,230 12:00~17:00 5,230 9:00~22:00 10,470 土日休日 9:00~12:00 10,470 12:00~17:00 10,470 9:00~22:00 20,950 冷暖房使用 1,040円/時間	平日 17:00~22:00 8,380 土日休日 17:00~22:00 15,710 冷暖房使用 1,040円/時間	水銀灯24 ダウントライ24 誘導灯14	有	360 移動観覧席	有	有	-	蛍光灯	小会議室	投票所	
						大会議室	90.8	9:00~12:00 2,090 12:00~17:00 2,090 9:00~22:00 5,230 冷暖房使用 310円/時間	17:00~22:00 3,140 冷暖房使用 310円/時間	蛍光灯38	-	48	有	有	-	蛍光灯	小会議室
172	250	第161条 第1項①	津市波瀬ふれあい会館 (津市波瀬公民館) 一志町波瀬2232-2	多目的研修室 A+B	A 142 B 158	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 2,090 9:00~17:00 3,660 13:00~21:00 3,660 9:00~21:00 5,230 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00~21:00 1,570 冷暖房時は10分 の3の額を加算	蛍大184小48 ダウントライ14 スポットライト5	有	いす200	有	有	-	40W 16	和室A	投票所	
173	251	第161条 第1項③	津市一志体育館 一志町高野160-728	メインアリーナ	1080	9:00~12:00 4,190 13:00~17:00 6,280 18:00~21:30 8,380 照明 520円/時間	水銀灯40他6 水銀灯16	有	2階観覧席3 イス500	有	有	-	-	-	-	3/31まで天 井工事	
				サブアリーナ	225	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 3,140 18:00~22:00 4,190 照明 310円/時間	水銀灯16	無	無	0	有	-	-	-	-	投票所	
174	253	第161条 第1項①	津市立家城小学校 白山町南家城647	体育館	489	9,090 照明 400円/時間	25,675 照明 400円/時間	400W 17	有	いす 200	有	有	-	-	-	-	投票所
175	254	第161条 第1項①	津市立川口小学校 白山町川口1991	体育館	696	9,090 照明 全面800円/時間 半面400円/時間	25,675 照明 全面800円/時間 半面400円/時間	400W 24	有	いす 250	有	有	-	-	-	-	投票所
176	255	第161条 第1項①	津市立大三小学校 白山町二本木296	体育館	696	9,090 照明 200円/時間	25,675 照明 200円/時間	400W 24	有	いす 240	有	有	-	-	-	-	-
177	256	第161条 第1項①	津市立倭小学校 白山町上ノ村183	体育館	1093	9,090 照明 200円/時間	25,675 照明 200円/時間	400W 26	有	いす 260	有	有	-	-	-	-	-
178	257	第161条 第1項①	津市立八ツ山小学校 白山町八対野2480	体育館	977	9,090 照明 200円/時間	25,675 照明 200円/時間	400W 23	有	いす 200	有	有	-	-	-	-	-
179	258	第161条 第1項①	津市立白山中学校 白山町川口471-6	体育館	1169	9,090	25,675	400W 28	有	いす 290	有	有	-	-	-	-	-
180	259	第161条 第1項③	津市白山体育馆 白山町古市808	体育馆	1695	9:00~12:00 3,140 13:00~17:00 4,190 18:00~21:30 5,230 照明 310円/時間	400W×56 220W×56	有	いす 1000	有	有	-	-	有	和室10畳	-	
181	260	第161条 第1項①	津市白山公民館 白山町川口897	講義室	85	9:00~12:00 830 13:00~17:00 1,040 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00~22:00 1,040 冷暖房時は10分 の3の額を加算	蛍光灯8 シャンデリア4 シーリングライト1 2	無	いす 45	無	有	-	-	-	-	-

182	261	第161条 第1項①	津市元取公民館 白山町立城305	研修室	74	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,090 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00～22:00 2,610 冷暖房時は10分 の3の額を加算	40W 10	無	いす 60	有	有	－	有	会議室1	－	
				多目的ホール	240	9:00～12:00 3,140 13:00～17:00 3,140 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00～22:00 3,660 冷暖房時は10分 の3の額を加算	LED 28	有	いす 50	有	有	－	－	－	使用の際 シート敷き 要	
183	263	第161条 第1項①	津市川口公民館 白山町川口1968	多目的ホール	108.5	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,090 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00～22:00 2,610 冷暖房時は10分 の3の額を加算	40W 10 20W 24	有	50	有	有	－	－	和室1	－	
184	264	第161条 第1項①	津市倭公民館 白山町中/村581	多目的ホール	129.6	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,090 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00～22:00 2,610 冷暖房時は10分 の3の額を加算	2×15灯 (40W30本)	有	いす 最大85	有	有	－	有 2本×9灯 (40W18本)	会議室1 和室1	投票所	
185	265	第161条 第1項②	津市白山総合文化センター 白山町二本木1139-2	ホール	579	平日 9:00～12:00 7,000 13:00～17:00 10,000 18:00～22:00 14,000  土日祝 9:00～12:00 9,000 13:00～17:00 14,000 18:00～22:00 19,000  冷暖房 1,000円/時間	250W 82 150W 42	有	いす 592	有	有	－	有	－	有	楽屋	－
186	266	第161条 第1項③	津市家城農村集落多目的共同 利用施設 白山町南家城851-3	多目的ホール	150	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,090 18:00～22:00 2,610 9:00～22:00 5,230 冷暖房時10分の3を加算	40W 12 ダウンライト 25	無	いす 100	有	有	－	有	和室 24畳	－		
187	267	第161条 第1項③	津市大三農村集落多目的共同 利用施設 白山町二本木1001-253	多目的ホール	150	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,090 18:00～22:00 2,610 9:00～22:00 5,230 冷暖房時10分の3を加算	40W 12 ダウンライト 25	有	いす 100	有	有	－	有	和室 17.5畳・ 14畳	投票所		
188	268	第161条 第1項③	津市八ツ山農村集落多目的共 同利用施設 白山町八戸野994-1	多目的ホール	150	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,090 18:00～22:00 2,610 9:00～22:00 5,230 冷暖房時10分の3を加算	40W 12 ダウンライト 25	有	いす 100	有	有	－	有	和室 14畳 2部屋	投票所		
189	269	第161条 第1項③	旧太郎生小学校 美杉町太郎生2128-1	屋内運動場	530	9,090	25,675	400W 16	移動式 1	いす 250	有	有	－	有	長机 10 いす 20	従事者なし	
190	270	第161条 第1項①	津市立美杉小学校 美杉町奥津1025	体育館	579.8	9,090	25,675	27灯 1灯400W	可動演壇 1	いす 155	有	有	－	固定電灯	会議室 机 10 いす 30	－	
191	271	第161条 第1項①	津市立美杉中学校 美杉町八知5800	体育館	1,000	9,090	25,675	25灯	有	いす 500	有	有	－	有	－	－	
192	272	第161条 第1項③	旧竹原小学校 美杉町竹原2796	屋内運動場	459	9,090	25,675	水銀灯20	有	200	無	有	－	－	－	－	
193	273	第161条 第1項③	旧伊勢地小学校 美杉町石名原1581-2	屋内運動場	490.25	9,090	25,675	水銀灯16	有	150	無	有	－	－	－	－	
194	274	第161条 第1項③	旧多気小学校 美杉町上多気1042-5	屋内運動場	459	9,090	25,675	水銀灯20	有	150	無	有	－	－	－	－	
195	275	第161条 第1項③	旧下之川小学校 美杉町下之川6098-2	屋内運動場	530	9,090	25,675	16	有	240	有	有	－	有	－	－	
196	276	第161条 第1項①	津市美杉総合文化センター 美杉町八知5580-2	多目的ホール	204	2時間以内 5,230円 1時間を増すごとに 2,610円	常設電灯(LED) 89.7W 38灯 舞台調光 設置一式	演壇1 椅子1	300	有	有	－	有	机1 椅子4	期日前 投票所		
197	277	第161条 第1項③	津市伊勢地地域住民センター 美杉町石名原1681	研修室	99.37	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	40W螢光灯×36	無	椅子50	無	有	－	－	－	投票所		
198	278	第161条 第1項③	津市伊勢地多目的集会所 美杉町石名原1583	集会室	113	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	蛍光灯20	無	94	無	有	－	－	－	－		
199	279	第161条 第1項③	津市竹原地域住民センター 美杉町竹原2777	ふれあい実習室	108	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	蛍光灯40W×15	無	椅子 40	無	有	－	－	別室確保	夜間・土日・ 祝日は従事 者なし		
200	280	第161条 第1項③	津市太郎生多目的集会所 美杉町太郎生2120	多目的ホール	130	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	有	有(舞台)	100	有	有	－	－	－	投票所		
201	281	第161条 第1項③	津市多気地域住民センター 美杉町上多気1031	会議室 (研修室)	76	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	32W×2 15器	有	95	無	有	－	－	無 他の会議室	投票所		
202	282	第161条 第1項③	津市八幡地域住民センター 美杉町奥津1288-8	大会議室	107.6	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	40W30灯	有	70	有	有	－	100W1灯	机1	投票所		
203	283	第161条 第1項③	津市下之川地域住民センター 美杉町下之川6115	ふれあい実習室	64.59	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	40W 20	無	椅子 60	有	有	長机有	40W 8	和室 机2 座布団あり	投票所		

204	284	第161条 第1項③	津市グリーンハウス美杉 美杉町八知5767	研修集会室	57	9:00～12:00 940 13:00～17:00 1,250 18:00～22:00 2,090	40W30灯	大1小1	70	1	1	-	40W16灯	図書室 25m <sup>2</sup>	-
-----	-----	---------------	--------------------------	-------	----	--	--------	------	----	---	---	---	--------	-------------------------	---

津市告示第60号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定に基づき令和5年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

津市長 前葉泰幸

## 津市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年芸濃町告示第65号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

忍田区自治会

三重県津市芸濃町忍田189番地3

代表者 田中 靖

### 2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	田中 靖 三重県津市芸濃町忍田276番地1
変更後	駒田 真孝 三重県津市芸濃町忍田217番地

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和5年3月4日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

## 津市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年芸濃町告示第141号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

河内下自治会

三重県津市芸濃町河内282番地1

代表者 落合 成幸

### 2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	松井 靖弘 三重県津市芸濃町河内106番地
変更後	落合 成幸 三重県津市芸濃町河内225番地

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和5年3月19日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

## 津市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成8年芸濃町告示第1号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

椋本第二自治会

三重県津市芸濃町椋本481番地3

代表者 古市 友久

### 2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	古市 友久 三重県津市芸濃町椋本504番地1
変更後	横山 訓 三重県津市芸濃町椋本437番地2

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和5年3月26日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市公告第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年3月16日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和5年3月14日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市一身田平野字町長400番ほか2筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

(1) 員弁郡東員町大字北大社739番地

南部 豊

(2) 愛知県豊田市朝日ヶ丘2丁目28番地14

築瀬 國男

(3) 愛知県刈谷市半城土町乙本郷121番地

稻垣 孝行

津市公告第26号

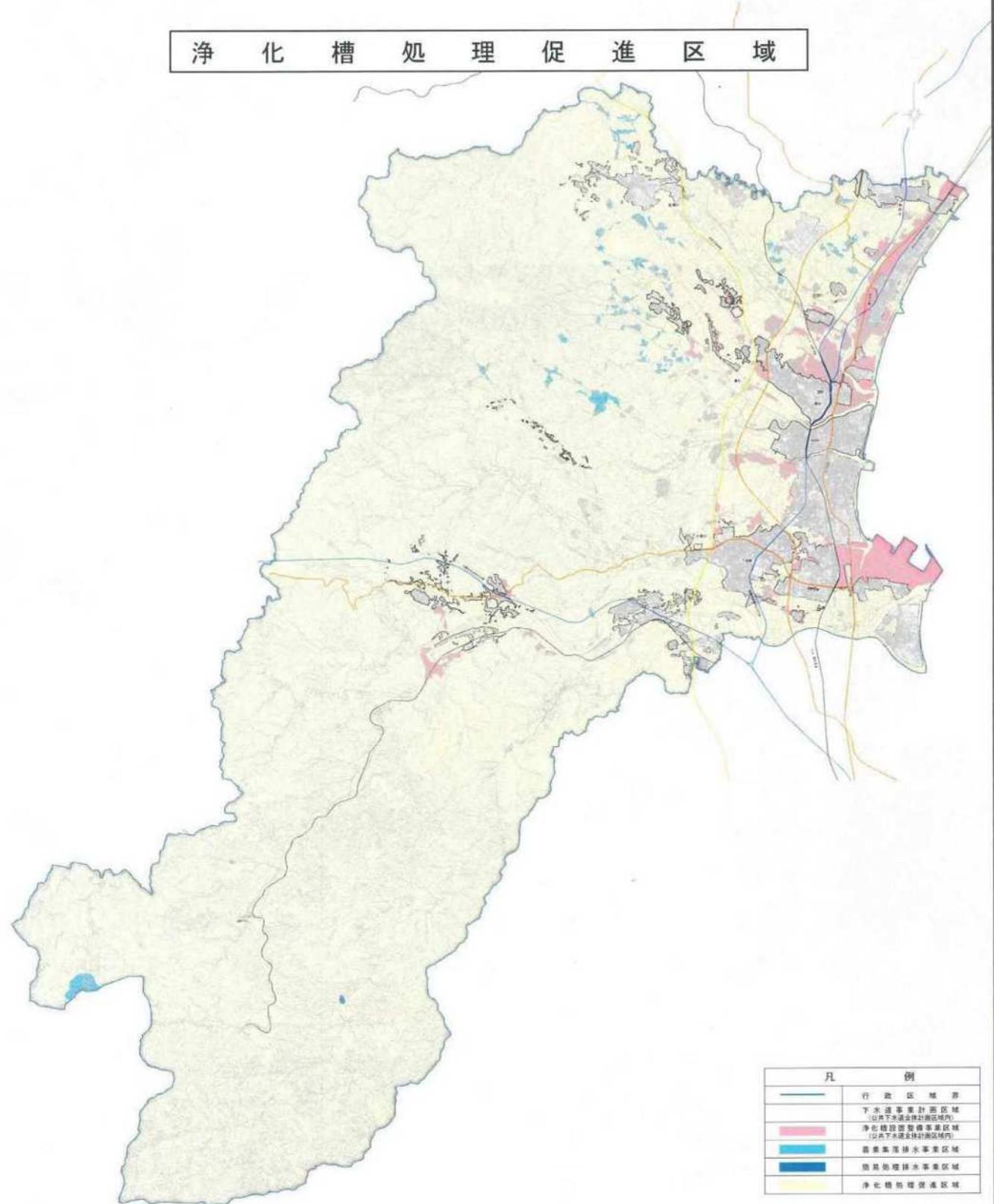
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条の4第1項により浄化槽処理促進区域の変更をしましたので、同条第3項に基づき、次のとおり公告します。

令和5年3月20日

津市長 前 葉 泰 幸

位置及び区域 別紙図面のとおり

## 淨化槽処理促進区域



津市公告第 27 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
令和 5 年 3 月 23 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市渋見町字岩之谷 677 番 1 ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市鳥居町 280 番地 7  
鶴田 裕久

津市公告第28号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和5年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務委託名

令和5年度津市安濃交流会館管理等業務委託

### (2) 業務委託の概要

津市安濃交流会館の管理及び館内あのう温泉の円滑な運営と関連業務  
(詳細は、別紙仕様書参照)

### (2) 業務の履行期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで(11月)

## 2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

### (2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受け ていない者

### (3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でな い者

### (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者(民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は再生計画が認可された者を除きます。)

### (5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

## 3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

## 4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

### (1) 質問書の提出期限等

#### ア 提出期限

令和5年4月3日(月)午後3時まで

イ 提出場所

〒514-2326

津市安濃町東觀音寺483番地

津市安濃総合支所1階 地域振興課 総務担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（様式第1号）に質問内容を記入のうえ、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

『送信先』

電子メール 268-5511@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-268-3357

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和5年4月5日（水）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和5年4月6日（木）午後5時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-2326

津市安濃町東觀音寺483番地

津市安濃総合支所1階 地域振興課 総務担当

(3) 提出方法

提出方法については、地域振興課への持参、一般書留又は簡易書留とします。また、郵送による提出の場合は地域振興課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからカまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからカまでの書類を省略することができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）

イ 宣誓書（様式第3号）

ウ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書を提出することで完納証明書に代えることができることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

(一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限ります。才及び力についても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写し）」を添付してください。）

エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

オ 印鑑証明書（コピー可）

カ 使用印鑑届（様式第4号）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和5年4月7日（金）までに一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（様式第5号）により通知します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和5年4月11日（火）午後2時30分

(2) 入札場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎5階 51会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市契約規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に11を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保

証金の納付を免除します。

## 10 その他の注意事項

- (1) 入札にあたっては、入札書（様式第6号）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼り合わせ部分に原則3箇所の封印をしてください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

- (2) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票（様式第7号）を提出すること。

- (3) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (4) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として2回）、予備の入札書を用意してください。

- (5) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

- (6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (7) その他、入札の参加者は、別添「一般競争入札参加者心得」に留意のうえ、入札を行ってください。

- (8) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

### 【問い合わせ先】

〒514-2326 津市安濃町東觀音寺483番地

津市安濃総合支所 1 階 地域振興課総務担当 濱口

電話番号 059-268-5511

FAX 059-268-3357

メールアドレス 268-5511@city.tsu.lg.jp

津市公告第29号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和5年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務委託名

津市共同浴場（さくらゆ）運営業務委託

### (2) 業務委託の概要

津市共同浴場（さくらゆ）の円滑な運営（以下「浴場運営」といいます。）と関連業務（詳細は、別紙仕様書参照）

### (3) 業務の履行期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

## 2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

### (2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けている者

### (3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

### (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は再生計画が認可された者を除きます。）

### (5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

## 3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

## 4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

### (1) 質問書の提出期限等

#### ア 提出期限

令和5年4月3日（月）午後3時まで

イ 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部人権課 人権担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（様式第1号）に質問内容を記入のうえ、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように様式第1号をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

『送信先』

電子メール 229-3165@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-3366

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和5年4月5日（水）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和5年4月6日（木）午後5時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部人権課 人権担当

(3) 提出方法

提出方法については、人権課への持参、一般書留又は簡易書留とします。

また、郵送による提出の場合は人権課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからカまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エ  
からカまでの書類を省略することができるるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）

イ 宣誓書（様式第3号）

ウ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書を提出することで完納証明書に代えることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

（一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明され

たものに限ります。才及び力についても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写し）」を添付してください。）

エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

オ 印鑑証明書（コピー可）

カ 使用印鑑届（様式第4号）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和5年4月7日（金）までに一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（様式第5号）により通知します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和5年4月11日（火）午後2時

(2) 入札場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎5階 51会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市契約規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に11を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

## 10 その他の注意事項

(1) 入札にあたっては、入札書（様式第6号）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼り合わせ部分に原則3箇所の封印をしてください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

(2) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票（様式第7号）を提出すること。

(3) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

(4) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として2回）、予備の入札書を用意してください。

(5) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

(6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(7) その他、入札の参加者は、別添「一般競争入札参加者心得」に留意のうえ、入札を行ってください。

(8) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

### 【問い合わせ先】

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

市民部人権課 人権担当

電話番号

059-229-3165

FAX 059-229-3366  
メールアドレス 229-3165@city.tsu.lg.jp

津市公告第30号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和5年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和5年 3月24 日	津市 久居 二ノ町	猫（雑種）	茶白 短	不明	オス	91 日以上	首輪なし

2 収容期間 令和5年3月30日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第31号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び津市都市公園条例（平成18年津市条例第197号）第2条の規定により、都市公園の区域を変更するので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

令和5年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市公園の名称  
中勢グリーンパーク
- 2 位置  
津市あのつ台五丁目757番1
- 3 区域  
別図のとおり
- 4 変更する区域  
当該都市公園の区域に別図に示す区域を追加する
- 5 変更後の区域の供用開始の期日  
令和5年4月1日
- 6 関係図書の縦覧場所  
津市西丸之内23番1号  
津市建設部建設整備課

## 津市公告第32号

下記森林について、森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により經營管理権集積計画を定めましたので、同法第7条第1項の規定により公告します。

なお、定めた經營管理権集積計画については、下記の縦覧場所において縦覧に供します。

令和5年3月28日

津市長 前葉泰幸

記

### 1 經營管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在 (地区名)	面積	森林所有者数	筆数	經營管理権の存続期間
芸濃3	1～14、 16、17、 19、20、 22～24、 26～29、 31～42	芸濃町河内	69.05ha	37件	114筆 15年

### 2 縦覧場所

津市農林水産部林業振興室（津市白山町川口892番地津市白山庁舎2階）  
及び津市ホームページ（<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1603776533231/index.html>）

### 3 本公告により、津市に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権が設定されます。

津市公告第33号

都市公園を設置するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

令和5年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置（所在地）、区域及び供用開始の期日

都市公園の名称	位置（所在地）	区域	供用開始の期日
上津部田南公園	津市一身田上津部田字 ワノ坪1337番36	別図の とおり	令和5年3月31日
志登茂園団地中 公園	津市一身田平野字町長 408番17	別図の とおり	令和5年3月31日
杜の街けやきの 丘広場公園	津市河芸町杜の街五丁 目24番1	別図の とおり	令和5年3月31日
杜の街けやきの 丘緑道	津市河芸町杜の街五丁 目29番1 津市河芸町杜の街五丁 目29番2 津市河芸町杜の街五丁 目29番3	別図の とおり	令和5年3月31日
久居ほんまち通 り西公園	津市久居元町字北出2 177番36	別図の とおり	令和5年3月31日
野村八丁中央公 園	津市久居野村町字八丁 754番25	別図の とおり	令和5年3月31日
椋本下モ田西公 園	津市芸濃町椋本字下モ 田3153番3	別図の とおり	令和5年3月31日
香良洲町小松公 園	津市香良洲町字塙ノ口 1475番28	別図の とおり	令和5年3月31日
神納町公園	津市神納町282番9	別図の とおり	令和5年3月31日

椋本西富家公園	津市芸濃町椋本字西富 家 2669番9	別図の とおり	令和5年3月31日
---------	------------------------	------------	-----------

2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市建設部建設整備課

津市公告第34号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和5年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

1 認定対象区域

津市久居明神町2158番5

2 認定年月日

令和5年3月30日

3 縦覧の場所

津市西丸之内23番1号

津市都市計画部建築指導課

津市公告第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 工事完了年月日

令和5年3月29日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市垂水字井戸谷2969番3の一部、垂水字東青谷2982番1及び2982番10

3 許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県名古屋市中区栄2丁目2番5号

中電不動産株式会社

代表取締役 渡邊 穎

津市公告第36号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、下記のとおり公告します。

令和5年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

2 対象者の範囲

接種を受ける日に住民基本台帳に記録されている者

3 予防接種を行う期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は次のとおりです。なお、当該場所は、予防接種を開始した後、追加、変更等が行われた全ての場所を含んでいます。

(1) 医療従事者等への接種を行う場所

医療機関名	所在地
永井病院	津市西丸之内29番29号
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋二丁目174番地
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5
三重病院	津市大里窪田町357番地
三重県立一志病院	津市白山町南家城616番地
岩崎病院	津市一身田町333番地
井上内科病院	津市久居井戸山町759番地
倉本病院倉本内科病院	津市下弁財町津興3040番地
KKC健康スクエアウエルネス三重検診クリニック	津市あのつ台四丁目1番地3
三重県立こころの医療センター	津市城山一丁目12番1号
三重県立子ども心身発達医療センター	津市大里窪田町340番地5

榎原病院	津市榎原町 777 番地
榎原温泉病院	津市榎原町 1033 番地 4
榎原白鳳病院	津市榎原町 5630 番地
セントローズクリニック	津市新町一丁目 5 番 16 号
第二岩崎病院	津市一身田町 387 番地
大門病院	津市大門 1 番 3 号
武内病院	津市一色町 215 番地 1
千里クリニック	津市河芸町東千里 6 番地 1
津生協病院	津市船頭町津興 1721 番地
東海眼科	津市羽所町 399 番地
遠山病院	津市南新町 17 番 22 号
久居病院	津市戸木町 5043 番地
藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424 番地 1
三重県赤十字血液センター	津市桜橋二丁目 191 番地
ヤナセクリニック	津市乙部 5 番 3 号
吉田クリニック	津市栗真中山町 79 番地 5
若葉病院	津市南中央 28 番 13 号

(2) 高齢者への接種を行う場所

介護老人保健施設名	所在地
あのう	津市安濃町東觀音寺 353 番地
アルカディア	津市乙部 11 番 5 号
いこいの森	津市河芸町東千里 3 番地 1
さくら苑	津市榎原町 5630 番地
シルバーケア豊壽園	津市高茶屋小森上野町 737 番地
芹の里	津市久居井戸山町 759 番地 7
第二さくら苑	津市榎原町 5599 番地
つつじの里	津市白山町二本木 1163 番地
トマト	津市殿村 860 番地 2
萩の原	津市久居井戸山町 759 番地
万葉の里	津市一志町高野 236 番地 5
万葉の里 (ユニット型)	津市一志町高野 236 番地 5
ロマン	津市芸濃町椋本 6176 番地

(3) 一般住民等への接種を行う場所

ア 個別接種会場（12歳以上の者の接種を行う会場）

医療機関名	所在地
赤塚クリニック	津市芸濃町椋本890番地1
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部5番3号
熱田小児科クリニック	津市大倉11番15号
安濃中央クリニック	津市安濃町川西332番地
あのつクリニック	津市一身田上津部田1817番地
天野医院	津市久居西鷹跡町475番地3
あめさら耳鼻咽喉科	津市観音寺町799番地7
荒木医院	津市安濃町安濃1366番地
あらき内科クリニック	津市半田202番地5
津老人保健施設アルカディア	津市乙部11番5号
いぐち内科・消化器内科クリニック	津市久居新町2115番地8
介護老人保健施設いこいの森	津市河芸町東千里3番地1
伊勢谷医院	津市安濃町川西51番地5
イタミ内科・整形外科	津市本町8番16号
一志ささべクリニック	津市一志町高野229番地1
いとう内科胃腸科	津市丸之内17番14号
稻上耳鼻咽喉科・気管食道科	津市河芸町東千里111番地1
井上内科病院	津市久居井戸山町759番地
いのもと医院	津市白山町南家城889番地5
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目1番地5
岩崎病院	津市一身田町333番地
上島小児科	津市新町二丁目7番28号
上野内科	津市庄田町2090番地
植村整形外科	津市藤方2566番地
うめもとこどもクリニック	津市栄町一丁目857番地1
海野整形外科	津市安濃町栗加2212番地
大川耳鼻咽喉科	津市中央18番8号
大北内科	津市久居東鷹跡町82番地10

おおにし呼吸器・糖尿病内科 呼春の森診療所	津市一身田上津部田 1581 番地 1
大西内科ハートクリニック	津市半田 3431 番地 5
大橋クリニック	津市桜橋三丁目 61 番地 4
奥田医院	津市半田 1481 番地 2
奥田医院	津市久居東鷹跡町 261 番地 3
おくだ内科クリニック	津市上浜町五丁目 57 番地
おくのクリニック	津市久居元町 1709 番地 3
カサデマドレクリニック	津市安濃町戸島 569 番地 8
加藤医院	津市藤方 1590 番地 1
かわいクリニック	津市河芸町浜田 688 番地 1
川浪内科	津市八町二丁目 15 番 9 号
河村クリニック	津市津興 2911 番地 2
きのこどもクリニック	津市久居藤ヶ丘町 2598 番地 3
草川医院	津市大里窪田町 1735 番地 1
倉本内科病院	津市下弁財町津興 3040 番地
コスモスクリニック	津市一志町小山 1434 番地 2
幸和病院介護医療院	津市一身田町 767 番地
国立病院機構三重病院	津市大里窪田町 357 番地
小西ヒフ科医院	津市栄町二丁目 457 番地
小渕医院	津市一志町高野 254 番地 1
駒田医院	津市芸濃町林 190 番地 2
こやま内科消化器科	津市久居新町 3006 番地 ポル タひさい 2F
さいとう内科	津市新東町塔世 23 番地
榎原温泉病院	津市榎原町 1033 番地 4
榎原白鳳病院	津市榎原町 5630 番地
榎原病院	津市榎原町 777 番地
坂口医院	津市垂水 1889 番地 30
坂倉内科医院	津市幸町 4 番 6 号
坂の上クリニック	津市藤方 154 番地 1
さの整形外科クリニック	津市観音寺町 445 番地 13

しおりの里クリニック	津市野田 2033番地1
しのぎ耳鼻咽喉科クリニック	津市大園町 10番49号
清水レディースクリニック	津市久居新町 3006番地 ポルタひさい1F
白塚いけだクリニック	津市白塚町 2080番地1
白塚診療所	津市白塚町 3568番地4
新町整形外科診療所	津市大園町 4番29号
世古口消化器内科なぎさまち診療所	津市海岸町 4番10号
洗心福祉会美杉クリニック	津市美杉町下之川 5299番地1
セントローズクリニック	津市新町一丁目 5番16号
第二岩崎病院	津市一身田町 387番地
大門病院	津市大門 1番3号
タカオカクリニック	津市河辺町 3041番地6
高岡医院	津市一志町田尻 603番地
社会福祉法人高田福祉事業協会附属診療所	津市大里野田町 1124番地1
高茶屋クリニック	津市高茶屋小森上野町 733
津生協高茶屋診療所	津市高茶屋五丁目 11番48号
高野尾クリニック	津市高野尾町 1890番地76
たかはし耳鼻咽喉科	津市藤方 146番地1
たかはし内科	津市西丸之内 38番11号
武内病院	津市一色町 215番地1
たけうち内科クリニック	津市久居野村町 872番地2
たじま泌尿器科皮フ科	津市鳥居町 278番地6
たなか内科	津市観音寺町 446番地77
田中内科	津市久居新町 867番地2
タナハシ医院	津市久居本町 1388番地
たにクリニック	津市河辺町 3547番地1
千里クリニック	津市河芸町東千里 6番地1
つおき高橋クリニック	津市三重町津興 433番地87
津さくらばしクリニック	津市桜橋三丁目 446番地20

津市家庭医療クリニック	津市美杉町奥津929番地
津腎クリニック	津市北丸之内92番地
津生協病院	津市船頭町津興1721番地
津生協病院附属診療所	津市船頭町津興3453番地
津田クリニック	津市久居新町3006番地 ポルタひさい2・3F
津泌尿器科皮フ科診療所	津市中央2番11号
津ファミリークリニック	津市押加部町16番46号
津みなみクリニック	津市久居野村町600番地2
寺田医院	津市野田778番地1
寺西胃腸科内科クリニック	津市野田36番地10
東海眼科	津市羽所町399番地
とうかい整形外科かわげ	津市河芸町西千里273番地1
トータルサポートクリニック津	津市丸之内17番8号 東丸之内ビル2F
遠山病院	津市南新町17番22号
刀根クリニック	津市香良洲町1875番地1
豊里クリニック	津市豊が丘二丁目46番地3
内科MYクリニック	津市片田新町21番地1
永井病院	津市西丸之内29番29号
なかせ内科胃腸科	津市一身田上津部田476番地1
中浜胃腸科・外科	津市久居元町1870番地7
なかむら耳鼻咽喉科	津市高野尾町1897番地75
中本耳鼻咽喉科	津市河芸町東千里24番地
中森内科	津市観音寺町799番地7 TT Cビル
にし整形外科	津市垂水1256番地2
にしい耳鼻咽喉科クリニック	津市久居北口町570番地7
にしかわ小児科	津市久居新町612番地5
西出医院	津市久居野村町600番地21
日本板硝子津事業所診療所	津市高茶屋小森町4902番地
のむら小児科	津市久居井戸山町45番地5

はくさんクリニック	津市白山町二本木 1139番地5
英クリニック	津市久居明神町 2090番地1
はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田 1817番地
ひおきクリニック	津市高茶屋小森町 2596番地1
ひぐち整形外科クリニック	津市久居射場町 33番地3
ひさい脳神経外科クリニック	津市久居明神町 2336番地
久居病院	津市戸木町 5043番地
日高クリニック	津市一志町田尻 30番地10
フェニックス健診クリニック	津市乙部 5番3号
福喜多眼科	津市久居中町 134番地37
ふじおかクリニック	津市雲出本郷町 1918番地
藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424番地1
ふじた耳鼻咽喉科	津市中央 6番14号
藤田内科	津市乙部 16番2号
藤本内科	津市戸木町 7860番地3
二神クリニック	津市高野尾町 4956番地27
ベタニヤ内科神経内科クリニック	津市豊が丘五丁目 47番地7
医療法人社団医流会別所ヒフ科	津市新町一丁目 10番19号
ほらやま内科	津市久居元町 2327番地5
前川内科	津市垂水 1425番地
まきのクリニック	津市美里町足坂 165番地2
増井内科	津市長岡町 800番地501
まだこどもクリニック	津市河芸町東千里 259番地1
まつしまクリニック	津市久居小野辺町 1763番地5
丸岡医院	津市片田志袋町 483番地
三重県立一志病院	津市白山町南家城 616番地
三重県健康管理事業センター	津市観音寺町 446番地30
三重県立こころの医療センター	津市城山一丁目 12番1号
三重耳鼻咽喉科	津市観音寺町 445番地15
みえ消化器内科	津市観音寺町 799番地7
三重中央医療センター	津市久居明神町 2158番地5

三重病院	津市大里窪田町 357 番地
三井整形外科	津市雲出本郷町 1400 番地 1
みどりクリニック	津市久居野村町 314 番地 13
緑の街医院	津市長岡町 3018 番地 3
むらしま整形外科	津市野田 33 番地 3
森田内科クリニック	津市雲出本郷町 1370 番地 1
やまかみ内科クリニック	津市河芸町中別保 314 番地 1
やまぐちクリニック	津市垂水 2797 番地 1
やましろ小児科	津市久居中町 254 番地 11
山の手内科クリニック	津市一身田上津部田 3086 番地 3
山本クリニック	津市白山町川口 49 番地 1
やまもと総合診療クリニック	津市丸之内 21 番 20 号
ゆうあいクリニック	津市雲出本郷町 131 番地 83
ゆう心のクリニック	津市河芸町東千里 155 番地 1
ゆたクリニック	津市修成町 2 番 3 号
ゆり形成内科整形	津市柳山津興 3306 番地
吉田クリニック	津市栗真中山町 79 番地 5
ルミナスクリニック	津市安濃町曾根 833 番地 6
若葉病院	津市南中央 28 番 13 号
渡部クリニック	津市乙部 5 番 3 号

イ 個別接種会場（乳幼児（生後 6 月から 4 歳まで）の接種を行う会場）

医療機関名	所在地
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部 5 番 3 号
熱田小児科クリニック	津市大倉 11 番 15 号
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目 1 番地 5
きのこどもクリニック	津市久居藤ヶ丘町 2598 番地 3
上津台小児科クリニック	津市一身田上津部田 1504 番地 16
コスマスクリニック	津市一志町小山 1434 番地 2
小渕医院	津市一志町高野 254 番地 1
津ファミリークリニック	津市押加部町 16 番 46 号

にしかわ小児科	津市久居新町612番地5
のむら小児科	津市久居井戸山町45番地5
はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田1817番地
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里259番地1
やましろ小児科	津市久居中町254番地11

ウ 個別接種会場（小児（5歳から11歳まで）の接種を行う会場）

医療機関名	所在地
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部5番3号
熱田小児科クリニック	津市大倉11番15号
伊勢谷医院	津市安濃町川西51番地5
いのもと医院	津市白山町南家城889番地5
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目1番地5
上島小児科	津市新町二丁目7番28号
上野内科	津市庄田町2090番地
うめもとこどもクリニック	津市栄町一丁目857番地1
きのこどもクリニック	津市久居藤ヶ丘町2598番地3
上津台小児科クリニック	津市一身田上津部田1504番地 16
コスモスクリニック	津市一志町小山1434番地2
小渕医院	津市一志町高野254番地1
坂口医院	津市垂水1889番地30
津生協病院	津市船頭町津興1721番地
津生協病院附属診療所	津市津興3453番地
津ファミリークリニック	津市押加部町16番46号
にしかわ小児科	津市久居新町612番地5
のむら小児科	津市久居井戸山町45番地5
はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田1817番地
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里259番地1
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5
三重病院	津市大里窪田町357番地
やましろ小児科	津市久居中町254番地11

エ 集団接種会場

接種会場	所在地
津センターパレス 1階	津市大門7番15号
イオンモール津南 3階イオンホール	津市高茶屋小森町145番地
ツッキードーム	津市藤方637番地
久居インターラーニング内	津市久居明神町2490番地
三重大学	津市栗真町屋町1577番地
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋二丁目174番地
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5

オ 巡回型集団接種会場

接種会場	所在地
三重県立一志病院	津市白山町南家城616番地
美杉総合支所	津市美杉町八知5828番地1

5 予防接種を行う医師

各医療機関において掲示します。

6 使用する新型コロナワクチンの種類

(1) 初回接種（1回目及び2回目接種）

ア 12歳以上の者

(ア) ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARSCoV-2）

(イ) 武田薬品工業社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

(ウ) 武田薬品工業社組換えコロナウイルスワクチン（SARS-CoV-2）

イ 生後6月以上5歳未満の者

ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

ウ 5歳以上12歳未満の者

ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

(2) 第一期追加接種

ア 12歳以上の者

(ア) ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SAR-S-CoV-2）

(イ) 武田薬品工業社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

イ 5歳以上12歳未満の者

　ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

(3) 第二期追加接種

ア 18歳以上の者

(ア) ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SAR-S-CoV-2）

(イ) 武田薬品工業社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

(4) 令和4年秋開始接種

ア 12歳以上の者

(ア) ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SAR-S-CoV-2）

(イ) 武田薬品工業社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

イ 12歳以上の者

　武田薬品工業社組換えコロナウイルスワクチン（SARS-CoV-2）

ウ 5歳以上12歳未満の者

　ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

## 7 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 接種不適当者

　予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とします。

ア 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者  
　で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められる者

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- エ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- オ アストラゼネカ社ワクチンを使用する場合にあっては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）を発症したことがある者及び毛細血管漏出症候群の既往歴のあることが明らかな者
- カ 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 接種要注意者

予防接種の判断を行うに際して注意を要する者は、次の各号に掲げる者とします。

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ウ 過去にけいれんの既往のある者
- エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

8 接種順位

接種順位は次のとおりとします。

(1) 初回接種（1回目及び2回目接種）

- ア 医療従事者等  
新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等
- イ 高齢者  
令和3年度中に65歳以上に達する者
- ウ 基礎疾患有する者
- (ア) 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態で、通院又は入院している者

- a 慢性の呼吸器の病気
  - b 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
  - c 慢性の腎臓病
  - d 慢性の肝臓病（肝硬変等）
  - e インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
  - f 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
  - g 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
  - h ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
  - i 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
  - j 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
  - k 染色体異常
  - l 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
  - m 睡眠時無呼吸症候群
  - n 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- (1) 基準（B M I 3 0 以上）を満たす肥満の者
- a 高齢者施設等の従事者  
高齢者等が入所又は居住する社会福祉施設等において、利用者に直接接する職員
  - b 6 0 ~ 6 4 歳の者
  - c 5 5 ~ 5 9 歳の者
  - d 5 0 ~ 5 4 歳の者
  - e 4 5 ~ 4 9 歳の者
  - f 3 0 ~ 4 4 歳の者
  - g 上記以外の者
- (2) 第一期追加接種
- ア 1 2 歳以上の者
  - イ 2 回目接種から 5 か月以上経過した者（武田社組換えコロナウイルス

ワクチンは6か月以上経過した者)

(3) 第二期追加接種

- ア 3回目接種から5か月以上経過した者
  - イ 60歳以上の者
  - ウ 18歳以上60歳未満で基礎疾患有する者
    - (ア) 以下の病気や状態で、通院又は入院している者
      - a 慢性の呼吸器の病気
      - b 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
      - c 慢性の腎臓病
      - d 慢性の肝臓病（肝硬変等）
      - e インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
      - f 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
      - g 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
      - h ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
      - i 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
      - j 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
      - k 染色体異常
      - l 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
      - m 睡眠時無呼吸症候群
      - n 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
      - (イ) 基準（B M I 30以上）を満たす肥満の者
    - エ 18歳以上60歳未満で、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者
- (4) 令和4年秋開始接種
- ア 5歳以上の者
  - イ 初回接種、第1期追加接種又は第2期追加接種のうち、最後に受けた

ものの完了から 3 か月以上経過した者（武田社組換えコロナウイルスワクチンは 6 か月以上経過した者）

津市公告第37号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和5年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名

いつくしみの杜霊柩自動車運行業務委託

### (2) 業務委託の概要

津市斎場いつくしみの杜、津市美杉八知火葬場及び津市美杉伊勢地火葬場への霊柩自動車による遺体及び同乗者の搬送

(詳細は、別紙仕様書のとおりです。)

### (3) 業務の履行期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで（60か月）

## 2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項については、公告の日から入札の日までの間、津市条件付一般競争入札参加者心得及び仕様書並びに入札に係る所定の様式を津市ホームページで公開すること及び津市役所本庁舎1階市民課窓口において配布することにより示すこととします。

## 3 入札及び開札の日時及び場所

### (1) 日時

令和5年4月28日（金）午後2時

### (2) 場所

津市西丸之内23番1号 津市役所本庁舎6階 第61会議室

## 4 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除とします。

### (2) 契約保証金

契約単価に12か月分の予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）の100分の10以上。ただし、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

## 5 入札の参加者に必要な要件

入札参加者に必要な要件は、次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定により入札に参加できない者でないこと。
- (2) 津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び津市に事業所を有する場合は市税を滞納していないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第19条各項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）第475条の規定に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定に基づく整理開始の申立て若しくは同条第2項の規定に基づく整理開始の通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者のうち再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
  - ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用している者
- (6) 中部運輸局から一般貨物自動車運送事業（靈きゅう限定）の許可を受けていること。
- 6 入札に参加できる者
- 入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者

に必要な要件を満たすことについて通知を受けた者とします。

## 7 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

## 8 入札方法及び決定方法

- (1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

入札は代理人に行わせることができます、入札者確認票に記載のない代理人が行った場合は無効となります。

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

あらかじめ記入・押印及び封入の上、持参ください。再度入札（原則として2回）に備えて、入札書の予備を準備してください。

- (2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。

- (3) 入札金額の表示

特別車、普通車の運行1回当たりの単価に1か月当たりの各予定回数を乗じた金額を内訳に記載し、すべてを合計した金額を入札書に記載する金額とすることとします。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めないものとします。

- (4) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、入札箱に投函後の入札書の金額を書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 開札

開札は、入札書の投函締切り後、直ちに行います。締切りまでに入札書の投函をしなかった場合は棄権とみなします。

(6) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき又は災害その他のやむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札日を延期することがあります。

(7) 落札者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち、予定価格の範囲内において最低価格（以下「最低入札金額」といいます。）をもって入札を行った1者とします。ただし、契約に当たっては特別車、普通車の運行1回当たりの単価による契約とします。

(8) くじによる落札者の決定

最低入札金額で入札した者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。ただし、当該入札参加者のうち、くじを引かないと失格とします。

(9) 入札結果の公表

入札結果は、津市ホームページで公表します。

(10) その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

## 9 契約の締結

落札者は、落札決定後、7日以内に本市と委託契約を締結するものとします。

なお、印紙税等契約締結の手続に係る費用については、落札者の負担とします。

## 10 入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出することとします。

(1) 参加申込期間

令和5年4月7日（金）から同月20日（木）まで（いずれの日も津

市役所本庁舎の開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に限ります。)

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出することとします。ただし、入札に参加しようとする者が津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、イ、ウ、エ及びオに掲げる書類を添付する必要はありません。

- ア 誓約書（本市が指定する様式のものに限ります。）
- イ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）。商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）。
- 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ウ 印鑑（登録）証明書
- エ 本市の区域内に事業所を有する法人にあっては、市税に係る事業所の完納を証明する書類。本市の区域内に事業所を有する個人にあっては、市税に係る完納を証明する書類
- オ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書。個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
- カ 一般貨物自動車運送事業（靈きゅう限定）の許可を受けていることが確認できる中部運輸局が発行した証明書
- ※ 提出書類のうちイ、ウ、エ及びオについては、いずれも申込日以前 3 カ月以内に発行されたもの（コピー可）に限ります。

(3) 提出方法

津市役所本庁舎 1 階市民課窓口に直接持参することとします。

（〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号）

11 仕様書に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津市役所本庁舎 1 階市民課窓口へ直接持参又はファックスにより提出することとします。  
(FAX番号 059-221-1173)

(2) 提出期限

令和 5 年 4 月 13 日（木）正午

(3) 回答方法

質問に対する回答内容は、令和5年4月17日（月）から同月21日（金）までの間、津市ホームページで公開します。

【問い合わせ先】

市民部市民課企画管理・斎場担当

電話番号 059-229-3144

FAX番号 059-221-1173

## 津市公告第38号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができます。

令和5年3月31日

津市長 前葉泰幸

### 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 令和5年3月31日から同年5月1日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前8時30分から午後5時15分まで

### 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎6階）

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

FAX番号 059-229-3168

E-mail 229-3171@city.tsu.lg.jp

### 3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

#### 4 異議の申出方法及び申出に当たっての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、直接持参又は郵送してください。

津市水道事業給水条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月22日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

## 津市上下水道事業管理規程第1号

津市水道事業給水条例施行規程等の一部を改正する規程

(津市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第1条 津市水道事業給水条例施行規程（平成18年津市水道事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第26条」を「第26条第1項」に、「前月」を「前々月」に、「1月」を「2月」に、「点検した日の属する月分」を「当月分及び前月分」に改め、同条第2項中「第26条ただし書」を「第26条第2項」に、「定例日を変更したため、1月の使用日数が15日以内」を「随時にメーターの検針を行ったため、使用期間が2月末満」に改め、同条第3項中「定例日を変更した」を「随時にメーターの検針を行った」に改める。

(津市工業用水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第2条 津市工業用水道事業給水条例施行規程（平成18年津市水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「毎月10日」を「各月の10日」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「第24条第3項」を「第24条第5項」に改める。

第17条中「条例第27条の管理者の定める」を「料金の」に改める。

(津市公共下水道条例施行規程の一部改正)

第3条 津市公共下水道条例施行規程（平成27年津市上下水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「等」を削り、同条中「使用月」を「2使用月」に改め、同条第2号中「1月」を「2月」に改め、同号ただし書及び後段を削る。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月27日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

## 津市上下水道事業管理規程第2号

### 津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成27年津市上下水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）に次のように加える。

※ 所有者の欄については所有者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を、受益者の欄については受益者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第3号様式その1中 「□□□□ □□□□□□」 を

「  
□□□□□□」 に、 「  

督 促 手 数 料	円
延 滞 金	円

」 を

「  

延 滞 金	円
-------------	---

」 に、「  

督促手数料	円
延滞金	円

」 を

「  

延滞金	円
-----	---

」 に改める。

第5号様式に次のように加える。

※ 受益者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第7号様式に次のように加える。

※ 受益者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第9号様式に次のように加える。

※ 受益者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第11号様式に次のように加える。

※ 旧受益者の欄については旧受益者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を、新受益者の欄については新受益者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第13号様式に次のように加える。

※ 受益者の欄については受益者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を、納付代理人の欄については納付代理人（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第14号様式に次のように加える。

※ 受益者（納付代理人）（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第15号様式中 「 督促手数料  延滞金 」 を

「 延滞金 」 に、「

督促手数料	円
延滞金	円

」

を 「

延滞金	円
-----	---

」 に、「

督促手数料	延滞金
円	円

」

を 「

延滞金	円
-----	---

」 に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15号様式の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限の到来した歳入に関する督促状について適用し、施行日前に納期限の到来した歳入に関する督促状については、なお従前の例による。